

第6回臨時会

平成21年 7 月16日開会

平成21年 7 月17日閉会

第7回定例会

平成21年 9 月11日開会

平成21年10月16日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第6回臨時会

○7月16日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	-----	3
日程第2	会期決定の件について	-----	3
日程第3	議案第68号上程	-----	4
日程第4	常任委員会付託	-----	5

○7月17日（第2号）

日程第1	常任委員長報告	-----	8
日程第2	質疑・討論・採決	-----	9

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成21年 第6回臨時会 (7月)	議案第68号	平成21年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	原案可決	7月17日

◎第7回定例会

○9月11日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	-----	15
日程第2	会期決定の件について	-----	15
日程第3	議案第69号から議案第80号の12議案一括上程	-----	17
日程第4	決算審査報告	-----	19
日程第5	議案第81号から第96号までの16議案、諮問第1号、報告第8号から 第11号までの4件並びに意見書案第5号の一括上程	-----	20
日程第6	議案第95号から第96号及び諮問第1号並びに意見書案第5号の質疑・ 討論・採決	-----	25

○9月15日（第2号）

日程第1	総括質疑	-----	30
日程第2	常任委員会付託	-----	44

○9月29日（第3号）

日程第1	一般質問	-----	48
	5番 重久 邦仁君	-----	48
	3番 上西 祐子君	-----	63
	10番 山中 則夫君	-----	75
	9番 中石 高男君	-----	85

○9月30日（第4号）

日程第1	一般質問	-----	94
	1番 指宿 秋廣君	-----	94
	11番 黒木 孝光君	-----	113
	7番 池田 克子君	-----	122
日程第2	会期延長の件について	-----	135
日程第3	追加議案第97号の取扱いについて	-----	137

○10月1日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	-----	140
日程第2	質疑（議案第81号から議案第82号、議案第85号及び議案第94号）	---	142
日程第3	討論・採決（議案第81号から議案第82号、議案第85号及び議案第94号）	-----	144
日程第4	議案第97号上程	-----	146
日程第5	質疑・討論・採決（議案第97号）	-----	146
日程第6	常任委員会の閉会中の審査事項について	-----	148
日程第7	議員派遣の件について	-----	148

○10月16日（第6号）

追加日程第1	委員会審査	-----	152
日程第1	常任委員長報告	-----	153
日程第2	質疑（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号及び議案第86号から議案第93号）	-----	160
日程第3	討論・採決（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号及び議案第86号から議案第93号）	-----	161

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成 21 年 第 7 回定例会 (9 月)	議案第 95 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（木佐貫 克美）	原案同意	9 月 11 日
〃	議案第 96 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（堂村 和秋）	原案同意	9 月 11 日
〃	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について（後藤田 規子）	適 任	9 月 11 日
〃	議案第 94 号	都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について	原案可決	10 月 1 日
〃	議案第 97 号	教育委員会委員の任命について（佐澤 美雪）	原案同意	10 月 1 日
〃	議案第 81 号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	10 月 1 日
〃	議案第 82 号	平成 21 年度三股町一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決	10 月 1 日
〃	議案第 85 号	平成 21 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	10 月 1 日
〃	議案第 83 号	平成 21 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	10 月 16 日
〃	議案第 84 号	平成 21 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	10 月 16 日
	議案第 69 号	平成 20 年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 70 号	平成 20 年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 71 号	平成 20 年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成 21 年 第 7 回定例会 (9 月)	議案第 72 号	平成 20 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 73 号	平成 20 年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 74 号	平成 20 年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 75 号	平成 20 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 76 号	平成 20 年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 77 号	平成 20 年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 78 号	平成 20 年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 79 号	平成 20 年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案認定	10 月 16 日
〃	議案第 80 号	平成 20 年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	原案認定 及び可決	10 月 16 日
〃	議案第 86 号	平成 21 年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	10 月 16 日
〃	議案第 87 号	財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）	原案可決	10 月 16 日
〃	議案第 88 号	財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）	原案可決	10 月 16 日
〃	議案第 89 号	財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）	原案可決	10 月 16 日
〃	議案第 90 号	財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）	原案可決	10 月 16 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成 21 年 第 7 回定例会 (9 月)	議案第 91 号	財産の取得について（学校教育用情報 映像機器等）	原案可決	10 月 16 日
〃	議案第 92 号	財産の取得について（町内各公共施設 地上デジタル対応テレビ）	原案可決	10 月 16 日
〃	議案第 93 号	財産の取得について（三股町消防団機 動本部資機材運搬車）	原案可決	10 月 16 日
〃	意見書案第 5 号	厳しさを増す森林・林業・木材産業の 活性化を求める意見書	原案可決	9 月 11 日

一 般 質 問

発 言 順 位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 趣 旨	質問の相手
1	重久 邦仁	1 投票所復元について	① 地区座談会の結果はどう判断されたのか	選挙管理 委員会 委員長
			② 地区別、年齢別の投票率分析はされたのか	
			③ 選管ミスが報道されたが当町はなかったのか	
			④ 投票、開票事務に要した人件費総額は	
			⑤ 当日、支給額の最高、最低、平均額はいくらか	
			⑥ くいまーるバスは運行できるのか	
			⑦ 行財政改革で130万の経費削減効果は今回の選挙であるのか	
2	上西 祐子	1 高く払えない国民健康保険税について	① 生活困窮者の取扱いについて	町 長
			② 一部負担金減免対策について	
			③ 高校生以下の無保険の子どもに対してのとりくみについて	
		2 町内の公園、児童館にあるプールの利用状況について	① 児童プールが利用されていない所もあると聞くが、子どもの体力向上のためにも利用できるようにすべきではないか	
		3 公共下水道への接続を促進するための施策について	① 早期に加入する世帯への利点として何らかの対策を考えてはどうか	

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
3	山中 則夫	1 福祉政策について	① 植木児童館廃止の検討の経緯を問う。なぜ廃止するのか	町 長
			② なぜ、地域の子ども会等に理解を求めようとしなかったのか	
			③ 児童館検討委員会はどういう検討をしたのか。現在も継続中か	
			④ 政策の決定について官僚的発想ではなく、もっと町民の声を取り入れることはできないか	
4	中石 高男	1 公共施設の整備について	① 元気の杜の南側広場の整備について方策はあるのか	町 長
		2 町道の整備について	② 町道や町民に身近な生活道路の整備については完全とは思えないが行政としての今後の取り組みは	
5	指宿 秋廣	1 衆議院選挙結果における本町への影響について	① 補正予算の変更について	町 長
			② 今後の計画見直しについて	
		2 投開票事務について	① 期日前投票について	
			② 投票時間の短縮について	
		3 学校給食について	① 地産地消について	町 長 教育長
			② アレルギー対策給食について	
		4 職員人事管理について	① メンタルヘルスについて	町 長
			② 退職者補充について	
6	黒木 孝光	1 町長の公約検討の経緯と今後の見通しについて	① 長田地区の過疎対策について	町 長
			② 合宿センター建設について	
7	池田 克子	1 財政運営について	① 基金の推移と見通しについて	町 長
			② 財務指標の設定について	
		2 新型インフルエンザの対応について	① 幼児、小・中学校生への対応	町 長 教育長
			② 住民への注意喚起対策は	

三股町告示第 21 号

平成 21 年第 6 回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 21 年 7 月 13 日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成 21 年 7 月 16 日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○7 月 17 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 6 回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 1 日）

平成 21 年 7 月 16 日（木曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 21 年 7 月 16 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件について
日程第 3 議案第 6 8 号上程
日程第 4 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件について
日程第 3 議案第 6 8 号上程
日程第 4 常任委員会付託

出席議員（12 名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 指宿 秋廣君 | 2 番 財部 一男君 |
| 3 番 上西 祐子君 | 4 番 大久保義直君 |
| 5 番 重久 邦仁君 | 6 番 東村 和往君 |
| 7 番 池田 克子君 | 8 番 原田 重治君 |
| 9 番 中石 高男君 | 10 番 山中 則夫君 |
| 11 番 黒木 孝光君 | 12 番 山領 征男君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	副町長	木佐貫辰生君
教育長	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	下沖 常美君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	岩松 健一君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） ただいまから平成 21 年第 6 回三股町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（東村 和往君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 2 番、財部君、11 番、黒木君の 2 人を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件について

○議長（東村 和往君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保 義直君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

去る 7 月 13 日、午前 10 時から委員会を開催し、本臨時会にかかわる諸事項について協議をいたしました。その結果、本臨時会の会期は本日から 17 日までの 2 日間とすることに決定しました。本日提案される議案第 68 号については一般会計予算決算常任委員会への付託とすること

で決定いたしました。その他、日程の詳細については、会期日程案を配布されておりますので説明は省略いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から１７日までの２日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日から１７日までの２日間とすることに決しました。

日程第３．議案第６８号上程

○議長（東村 和往君） 日程第３、議案第６８号を議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成２１年第６回三股町議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第６８号「平成２１年度三股町一般会計補正予算（第２号）」についてご説明を申し上げます。

国におきましては、急激な金融経済情勢の変化に対応するため、平成２１年度一次補正予算として、緊急の経済対策が措置されたところでございます。そのうち本町に関連します地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び県補助事業の内示等があったことから、本案はこれを受けて所要の補正を行うものでございます。すなわち、歳入歳出予算の総額７２億７，８２３万６，０００円に歳入歳出それぞれ２億８，３３１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７５億６，１５５万５，０００円とするものであります。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

国庫支出金においては、地域活性化経済危機対策臨時交付金のほか、学校情報通信技術、環境整備事業補助金や疾病予防対策事業費等補助金をそれぞれ増額補正し県支出金はスポーツランド宮崎施設等整備促進事業補助金を増額補正するものであります。

繰入金は、公共施設等整備基金及び財政調整基金の取り崩しにより増額補正し、町債については教育債を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

総務費は、庁舎非常用発電設備設置事業費のほか、公共施設地上デジタル放送移行事業費等を

それぞれ増額補正するものであります。

民生費は、老人ホーム清流園スプリンクラー設置事業費や児童館用のパソコン整備費をそれぞれ増額補正するものであります。

衛生費は、クリーンヒルみまたの重機整備費のほか、新型インフルエンザ予防対策費、女性特有のがん検診推進事務費をそれぞれ増額補正するものであります。

土木費は、蓼池公園のトイレ整備費のほか、遊具整備費等をそれぞれ増額補正し、消防費については消防資機材運搬車購入費を増額補正するものであります。

教育費は、各小中学校及び地区分館等の地デジ対応のテレビやパソコン購入費のほか、給食センターの食缶清浄機器等購入費をそれぞれ増額補正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 補足説明があれば許します。

日程第4. 常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第4、常任委員会付託を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は議会運営委員長の報告のとおり、一般会計予算決算常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は一般会計予算決算常任委員会に付託することに決しました。常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

さらに、お諮りします。一般会計予算決算常任委員会の審査が2日目の17日に及ぶ場合には、明日の本会議は委員会終了後開会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、一般会計予算決算常任委員会の審査が2日目の17日に及ぶ場合には、明日の本会議は委員会終了後開会することに決しました。

一般会計予算決算常任委員会におかれましては、この後委員会の開催をお願いします。

○議長（東村 和往君） 以上で本日の本会議の全日程を終了しましたので、これをもって本日の本会議を散会します。

午前10時13分散会

平成 21 年 第 6 回（臨時）三 股 町 議 会 会 議 録 （第 2 日）

平成 21 年 7 月 17 日（金曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 21 年 7 月 17 日 午前 11 時 40 分開会

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑・討論・採決

出席議員（12 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	

総務企画課長兼町民室長	-----	渡邊 知昌君
税務財政課長	----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君
福祉課長	----- 大脇 哲朗君	産業振興課長 ----- 下沖 常美君
都市整備課長	----- 中原 昭一君	環境水道課長 ----- 岩松 健一君
教育課長	----- 野元 祥一君	会計課長 ----- 山元 宏一君

午前 11 時 40 分開会

○議長（東村 和往君） 本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第 1、常任委員長報告を行います。

一般会計予算決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算決算委員長。

〔一般会計予算決算委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算決算委員長（山中 則夫君） それでは、ご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第 68 号 1 件でございます。平成 21 年度一般会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。

本案は、国において平成 21 年度一次補正予算として、緊急経済対策が措置されました。そのうちの地域活性化経済危機対策臨時交付金及び県補助事業の内示決定等に基づき、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額 72 億 7,823 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 2 億 8,331 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 75 億 6,155 万 5,000 円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明いたします。

国庫支出金については、地域活性化経済危機対策臨時交付金等を増額補正し、繰入金は公共施設等整備基金及び財政調整基金を取り崩し、増額補正し町債については教育債を増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

総務費は、庁舎非常用発電整備設置事業等増額補正するものであります。

民生費は、老人ホーム清流園のスプリンクラー設置事業費等を増額補正するものであります。

衛生費は、クリーンヒルみまたの重機整備等を増額補正するものであります。

土木費は、蓼池公園のトイレ整備費等を増額補正するものであります。

教育費や各小中学校の ITC 環境整備事業ほか、給食センターの厨房機器購入等を増額補正す

るものであります。

当委員会では、附帯意見といたしまして地域活性化経済危機対策臨時交付金は将来に向けた地域の実情に応じる決め細やかな事業を積極的に推進し、実現するのが目的であるが今回の予算では目的趣旨に沿っていないのではないかという意見がありました。

今後、地域活性化・公共投資臨時交付金等については、住民の実態を十分に把握し町民のための真の特定地域経済活性化対策に真剣に取り組んでもらいたいという附帯意見がありました。

当委員会では、審査の結果賛成多数で可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑・討論・採決。

これより議案第68号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りします。本案は、議員全員で審査しておりますので、質疑を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。今度の補正予算68号は、地域活性化経済危機対策臨時交付金ということで上程されておりますが、この案件を見ると議案の補正予算は国からの縛りもあって、時間もあまりないということで、今までできなかったことをするということは十分わかりますが、やはり内閣府のこのあれにも地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請するという事も書かれてありますが、その趣旨から考えた時にあまりにも町内の失業問題、いろいろな経済不況で苦しんでいる人たちの目線から見たときに、今度のこの補正予算が十分にそれに沿っているのかなということに疑問を感じます。よって反対をいたします。

以上です。

○議長（東村 和往君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第68号を採決します。ご異議がありますので、起立により採決します。

議案第68号は一般会計予算決算委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第68号は可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時48分休憩

〔全員協議会〕

午後0時10分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第6回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 財部 一男

署名議員 黒木 孝光

三股町告示第 25 号

平成 21 年度第 7 回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 9 月 8 日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成 21 年 9 月 11 日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

○9 月 11 日に応招した議員

○9 月 15 日に応招した議員

○9 月 29 日に応招した議員

○9 月 30 日に応招した議員

○10 月 1 日に応招した議員

○10 月 16 日に応招した議員

応招しなかった議員

平成 21 年 第 7 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 1 日）

平成 21 年 9 月 11 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 21 年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件について
- 日程第 3 議案第 69 号から議案第 80 号の 12 議案一括上程
- 日程第 4 決算審査報告
- 日程第 5 議案第 81 号から第 96 号までの 16 議案、諮問第 1 号、
報告第 8 号から第 11 号までの 4 件並びに意見書案第 5 号の一括上程
- 日程第 6 議案第 95 号から第 96 号及び諮問第 1 号並びに
意見書案第 5 号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件について
- 日程第 3 議案第 69 号から議案第 80 号の 12 議案一括上程
- 日程第 4 決算審査報告
- 日程第 5 議案第 81 号から第 96 号までの 16 議案、諮問第 1 号、
報告第 8 号から第 11 号までの 4 件並びに意見書案第 5 号の一括上程
- 日程第 6 議案第 95 号から第 96 号及び諮問第 1 号並びに
意見書案第 5 号の質疑・討論・採決
-

出席議員（12 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	桑畑 和男君	副町長	-----	木佐貫辰生君
教育長	-----	田中 久光君			
総務企画課長兼町民室長	-----				渡邊 知昌君
税務財政課長	-----	原田 順一君	町民保健課長	-----	重信 和人君
福祉課長	-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	-----	下沖 常美君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	岩松 健一君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	山元 宏一君
代表監査委員	-----	谷山 悦子君			

午前 10 時 00 分開会

- 議長（東村 和往君） ただいまから平成 21 年第 7 回三股町議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。
-

日程第 1. 会議録署名議員の指名

- 議長（東村 和往君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 3 番、上西さん、10 番、山中君の両名を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件について

- 議長（東村 和往君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保 義直君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る9月8日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議をいたしました。その結果、本定例会の会期は本日9月11日から10月1日までの21日間とすることに決定しました。日程の詳細については、会期日程案を配布しておりますので説明は省略いたします。

次に、本定例会の提案される議案のうち、議案第95号から議案第96号及び諮問第1号並びに意見書案第5号については、本日委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

また、委員会の中で併せて一問一答方式のあり方について、協議を確認いたしましたので、ご報告をいたします。

一般質問の方式の方式については、一問一答方式で行っているところですが、現在の方法はまず議員は、登壇して複数項目を一括して質問し町側もそれをまとめて答弁しその後、議員は質問席から一問一答方式に移るといった方式であります。そういった中で、質問と答弁がそれぞれ完結する、傍聴者にとってもわかりやすい一問一答方式でその要望があり、協議を行いました。具体的な例としては、まず登壇して質問全体の項目紹介と一問目の質問を行い答弁者は登壇して、一問目の初回答弁を行いあとは、質問席から順次一問一答方式で行う方式であります。議運での協議結果としては、この2つの方法をいずれかでも行えることを確認をしたところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月1日までの21日間とすることとし、今回提案される議案のうち議案第95号から議案第96号及び諮問第1号並びに意見書案第5号につきましては、本日委員会付託を省略し、全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月1日までの21日間とすることに決定しました。

また、議案第95号から96号及び諮問第1号並びに意見書案第5号につきましては、本日委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

なお、委員長報告の最後に一問一答方式のあり方についての協議報告がありましたが、確認事項として、一問一答方式の現行実施している方法と、一問ごとに順次行う方法の2つのいずれでも行えることの確認がされたところです。

したがって、今回の9月議会からそういった形の一般質問の方式で質問が出されますの

で、執行部各議員の皆様におかれましても、承知方お願いします。その際、質問される議員におかれましては、すべての質問が時間内に完結するよう、時間制限で打ち切られる場合が発生しないよう工夫していただきたいと思います。

日程第3. 議案第69号から議案第80号の12議案一括上程

○議長（東村 和往君） 日程第3、議案第69号から議案第80号の12議案を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。

平成21年第7回三股町議会定例会に上程いたしました平成20年度の各会計の決算認定にかかる各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第70号「平成20年度三股町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第75号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第76号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第78号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の10議案については、平成20年度の一般会計及び特別会計における決算認定にかかる案件でありますので、一括してご説明を申し上げます。

平成20年度におきましても、例年通り厳しい財政状況下にございましたが、一般会計において歳入決算額88億8,573万2,362円、歳出決算額85億1,353万965円、翌年度繰越額1億9,120万2,436円、国民健康保険特別会計において歳入決算額29億1,656万8,645円、歳出決算額26億5,429万9,696円、翌年度繰越額2億6,226万8,949円、老人保健特別会計において歳入決算額2億6,426万5,322円、歳出決算額2億6,217万2,405円、翌年度繰越額209万2,917円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額1億8,899万5,746円、歳出決算額1億8,419万5,369円、翌年度繰越額480万377円、介護保険特別

会計において歳入決算額１億７,２０３万３,２４５円、歳出決算額１億２,０５１万
９,６３１円、翌年度繰越額５,１５１万３,６１４円、介護保険サービス事業特別会計におい
て、歳入決算額１,２１５万７,０３７円、歳出決算額９９２万１,７１９円、翌年度繰越額
２２３万５,３１８円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額４,３５６万
６,５０５円、歳出決算額４,１７２万３,０６９円、翌年度繰越額１８４万３,４３６円、宮
村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額３,８２１万６,３７０円、歳出決
算額３,６５８万６,１６５円、翌年度繰越額１６３万２０５円、公共下水道事業特別会計に
おいて歳入決算額３億８,３５４万７,３５５円、歳出決算額３億８,３０８万２,２７０円、
翌年度繰越額４６万５,０８５円、墓地公園事業特別会計において、歳入決算額２,９８０万
１,７１３円、歳出決算額２,９７９万３,１８８円、翌年度繰越額８,５２５円となり、いず
れの会計においても剰余金を持って決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民
各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第７９号「平成２０年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」ご
説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第３０条の規定に基づき議会の認定に付するものであります。平成２
０年度は医療法人社団牧会小牧病院に管理運営を委託したものであり、これまでどおり一般診療
や住民検診等に取り組んできたところでございます。決算状況についてご説明を申し上げます。指
定管理者制度の導入により町といたしましては、医療収入は発生しないことから一般会計からの
繰入金のみとなっております。

まず、収益的収入及び支出であります。消費税込で収入については５,８３１万
３,０３５円、支出は７,４５６万９,０６７円で当年度で１,６２５万６,０３２円の損失額
が生じたところであります。

次に、資本的収入及び支出であります。消費税込で収入は１億５２０万３,１８３円で固定
資産売却代ほかであります。支出は４２４万６,６４８円で、企業債借入償還金であります。詳
細につきましては、決算書の１４ページに添付してありますのでよろしくお願いをいたします。

次に、議案第８０号「平成２０年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分につい
て」ご説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第３０条第４項及び同法第３２条第２項の規定に基づき議会の認定並
びに議決を求めるものであります。平成２０年度は長田地区簡易水道整備事業や中央地区配水管
整備事業に取り組み、良質な水の安定供給と健全経営に努めたところであります。

また、平成２０年度で平成１８年度から３カ年事業で実施してまいりました長田地区簡易水道
の整備事業を終了したところであります。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において消費税抜きで収入額は3億8,741万7,218円、支出額が3億526万3,919円となり、当年度純利益が8,215万3,299円となったところであります。

一方、資本的収入及び支出におきましては消費税込みで収入が1億8,500万8,811円、支出が3億3,042万352円となり、差し引き不足額1億4,541万1,541円につきましては、当年度分損益勘定留保資金他で補填したものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書を参照いただきたいと存じます。なお、剰余金の処分につきましては減債積立金及び建設改良積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

以上12件の決算につきましては、監査員の審査に付しその意見書並びに関係書類を添えて議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか19の各種基金についてその状況報告書を提出しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、12議案につきまして、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご認定並びにご承認をいただきますようお願いいたします。

以上で、12件の決算認定に関わる提案理由の説明を終わります。

日程第4. 決算審査報告

○議長（東村 和往君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。平成20年度決算審査について監査報告を申し上げます。

一般会計、特別会計及び基金運用状況につきましては7月9日、町長より審査依頼がありましたので、監査員2名で7月10日から8月5日までの、27日間において決算審査を行いました。また、三股町国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計の企業会計決算審査については、5月29日に依頼がありましたので、7月1日から3日間において、決算審査を行い決算書、事項別明細書及び証拠書類、帳簿等関係書類を審査した結果正確に適正に処理されていると認められましたので、ご報告申し上げます。

また、財政健全化審査につきましても8月17日健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。その結果、第9号、第10号の報告のとおり早期健全化基準経営健全化基準をそれぞれ下回っておりましたので、町の財政状況が健全であることを確認しまして、併せてご報告いたします。

詳しいことについては、審査意見書をご参照いただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

日程第5. 議案第81号から第96号までの16議案、諮問第1号、報告第8号から

第11号までの4件並びに意見書案第5号の一括上程

○議長（東村 和往君） 日程第5、議案第81号から第96号の16議案、諮問第1号、報告第8号から第11号までの4件並びに意見書案第5号を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続き各議案につきましてその提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第81号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、三股町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。改正内容は平成21年10月から平成23年3月までの間の出産育児一時金に関する経過措置で35万円から39万円に引き上げるものであります。

次に、議案第82号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、国・県の補助内示、決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について所要の補正措置を行うものであります。歳入歳出決算の総額35億6,155万5,000円に歳入歳出それぞれ3億1,303万8,000円を追加し、歳入歳出決算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,459万3,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明を申し上げます。

町税は、町民税において調定の減額分を補正し、地方交付税は交付決定による増額分を補正するものであります。

国庫支出金は子育て応援特別手当支給事業費交付金等の追加決定分を県支出金は緊急雇用創出事業臨時特例補助金等をそれぞれ増額補正するものであります。

繰入金が平成20年度特別会計決算に伴う精算返還金を増額補正し、繰越金の措置により基金繰入金を減額補正するものであります。

諸収入は保育所運営費交付金負担金前年度精算金等を町債は3つの小学校体育館改築に伴う設計委託料をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明を申し上げます。

総務費は基礎年金拠出金の負担率の変更に伴う共済費を、民生費は子育て応援特別手当や後期高齢者広域連合療養給付費負担金等を、土木費は道路維持補修費等をそれぞれ増額補正するものであります。

教育費は、3つの小学校体育館の設計委託料などの経費を増額補正し、諸支出金は前年度繰越金の2分の1を、財政調整基金に積み立てるものであります。

債務負担行為については、第五次三股町総合計画と第四次国土利用計画策定業務委託料について期間と限度額を設定するものであり、地方債の補正は一般公共事業債ほか、歳出補正に伴う変更をするものであります。

次に、議案第83号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額26億1,849万6,000円に歳入歳出それぞれ1億1,443万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,293万3,000円とするものであります。

歳入は国民健康保険税の本算定調定分に基づく減額及び介護従事者、処遇改善臨時特例交付金、出産育児一時金補助金の追加補助、平成20年度収支決算に伴う繰越金並びに準備積立金の減額補正であります。

歳出は後期高齢者支援金等の増額、及び老人保健拠出金、介護給付納付金の減額並びに平成20年度一般会計繰入金を精算するものであります。

次に、議案第84号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9,178万2,000円に歳入歳出それぞれ256万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,435万1,000円とするものであります。歳入歳出とも人件費の増減と平成20年度の精算によるものであります。

次に、議案第85号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額16億7,254万1,000円に歳入歳出それぞれ5,468万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,722万7,000円とするものであります。

歳入は一般会計からの繰入金の増額、及び平成20年度の繰越金を補正するものであり、歳出は主なものといたしまして、平成20年度の実績に基づき、基金積立金や償還金及び一般会計への繰出金をそれぞれ補正するものであります。

次に、議案第86号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,390万3,000円に歳入歳出それぞれ223万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,613万7,000円とするものであります。

歳入は平成20年度の繰越金を補正し、歳出は繰越金を一般会計に繰出すものであります。

次に、議案第87号から議案93号までの7議案につきましては「すべて財産の取得」についてであります。議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第87号「三股町一般廃棄物最終処分場コンパクターの取得」についてご説明を申し上げます。

現在、最終処分場で使用しておりますコンパクターは購入後17年が経過し、車軸から異音が発生するなど、年間の修繕料も高くなっております。

また、都城市に新設される清掃工場は現在のものと同じ方式で建設されることから、本町の最終処分場のさらなる延命化を図っていく必要性をかんがみ、低排出ガス仕様のコンパクターの買い替えを行うものであります。指名競争入札により、コマツ宮崎株式会社から1,890万円で取得しようとするものであります。

次に、議案第88号「三股町学校給食センター自動食缶洗浄機」の取得及び議案第89号「三股町学校給食センター真空冷却機」の取得については関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

ご承知のとおり三股町学校給食センターは平成3年に現在地に移転新築して以来町内全小中学校に約3,000食の給食を提供してまいりましたが、調理に使用している大型機器は導入から既に、19年が経過し故障が発生しており、機器更新の必要が迫られているところであります。先の5月の臨時議会では、食器洗浄器の更新について議決をいただきましたが、今回自動食缶洗浄器と真空冷却機の更新をお願いするものであります。指名競争入札により有限会社宮崎中西サービスから自動食缶洗浄器を2,040万1,500円で、真空冷却機を702万4,500円でそれぞれ取得しようとするものであります。

次に、議案第90号「学校教育用パソコン及び周辺機器」の取得についてご説明を申し上げます。

高度情報化・国際化が急速に進む中、ICT教育すなわち情報コミュニケーション技術を活用した教育の必要性が叫ばれており、国はこのほどICT教育環境整備に向けた指針を打ち出したところであります。そこで、本町におきましても今回国の指針・補助を受けパソコンを各小中学校

の複数教室にそれぞれ1台、計101台、全教職員にそれぞれ1台、計171台及びソフトウェア、レーザープリンター等の周辺機器を整備し、ICT教育環境の整備を図るものであります。指名競争入札により、NECパーソナルシステム南九州株式会社宮崎営業所から、2,775万1,500円で取得しようとするものであります。

次に、議案第91号「学校教育用情報映像機器等」の取得についてご説明を申し上げます。

本案は、平成23年7月24日までにアナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送に移行することから、今回国の補助を得て、各小中学校の普通教室に設置しているテレビをデジタルテレビに切り替えると共に、ICT教育に向けた取り組みとして各小中学校に各1台電子黒板を設置しようとするものであります。指名競争入札により、株式会社システムナインから3,253万5,300円で取得しようとするものであります。

次に、議案第92号「町内各公共施設地上デジタル対応テレビ」の取得について、ご説明を申し上げます。

本案は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い町内の各公共施設のテレビを地上デジタル対応へ切り替えようとするものであります。指名競争入札により、福永ナショナルから408万9,855円で取得しようとするものであります。

次に、議案第93号「三股町消防団機動本部資機材運搬車」の取得についてご説明申し上げます。

本案は、消防団機動本部で使用している資機材運搬車が購入から18年が経過し、故障が発生していることから、買い換えようとするものであります。指名競争入札により宮崎ラビットポンプ有限会社から937万円で取得しようとするものであります。

次に、議案第94号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、地方圏の大幅な人口減少が予測される中で、地方圏に安心して暮らせる地域をつくることを目的とした、定住自立構想について本町と都城市が定住自立圏の形成に関し、協定の締結をしようとするものであります。広域救急医療の充実及び産業の振興を図る生活機能の強化に関わる政策分野、道路等の交通インフラの整備、及び雇用創出による定住促進を図る結びつきネットワークの強化にかかわる政策分野、行政人材の育成及び地域活動人材の育成等を図る圏域マネジメント能力の強化に関わる政策分野と大きく分けて3つの分野に連携して取り組もうとするものであります。先の6月の定例会において、ご承認を頂き施行しております地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第95号及び議案第96号の「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説

明を申し上げます。両議案につきましては、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

両議案は「固定資産評価審査委員会委員の選任について」それぞれ議会の同意を求めるものがあります。固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第123条第423号第3項に規定されており、職務は固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定するものであります。

まず、議案第95号は同委員の任期が平成21年10月25日付で満了することにより、現在の本佐貫克美氏を再度適任者と認め、提案するものであります。

次に、議案第96号は同じく同委員の任期が平成21年9月21日付で満了することにより、現在の堂村和秋氏を再度適任者と認め提案するものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明を申し上げます。

ご承知のように人権擁護委員が国民に保証されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、設置されておりますが、この選任への手続は町長が議会の意見を聞いてその後法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。現在本町の人権擁護委員として要職にあられる後藤田規子氏の任期が平成21年12月31日付で満了となります。氏は一期4年間にわたり常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

以上、16議案と諮問1件についてそれぞれ提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いをいたします。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。報告8号「平成20年度三股町継続費精算報告書の報告について」、報告9号「平成20年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告10号「平成20年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、及び報告11号「先決処分の報告」の報告4件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づきまして、報告するのでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いします。

以上で、提案理由のご説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に意見書案第5号の趣旨説明を求めます。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、意見書案第5号「厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書（案）」について、提案の趣旨を説明申し上げます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となるなかで、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられています。

一方、世界的な経済危機で木材需要の縮小とその価格急落により、地域の木材生産・加工・流通体制にかつてない甚大混乱をもたらしています。特に本県は、全国有数の林業県であり、もともと厳しい状況を強いられる立場にあり、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機に立たされております。

よって、国におかれましては厳しさを増す、森林・林業・木材産業の活性化を図り、山村を再生化させるため、下記４項目の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

なお、この意見書につきましては、全国森林・林業活性化議員連盟連絡会議の要請を踏まえ、県議会は６月定例会で可決されております。また、７月２８日に行われた宮崎県森林林業活性化議員連盟連絡会議役員会を通じ、県下市町村に要請があり、本町においても、趣旨賛同し意見書を提出しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

日程第６．議案第９５号から９６号及び諮問第１号並びに意見書案第５号の

質疑・討論・採決

○議長（東村 和往君） 日程第６、議案第９５号から９６号及び諮問第１号並びに意見書案第５号について質疑・討論・採決を行います。質疑の回数は１議案につき５回までといたします。

まず、議案第９５号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第９５号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第９５号は原案のとおり、同意され

ました。

次に、議案第96号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第96号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり、同意されました。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。諮問第1号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

次に、意見書案第5号「厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書（案）」を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。意見書案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり、可決されました。

ただいま可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

ここで、詳細な数値等の提示を求める総括質疑の通告期限を14日、月曜日の正午をもって締め切ることにしておりますので、時間厳守の上、事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時51分休憩

〔全員協議会〕

午前10時57分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時57分散会

平成 21 年 第 7 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 2 日）

平成 21 年 9 月 15 日（火曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 21 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 総括質疑

日程第 2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 総括質疑

日程第 2 常任委員会付託

出席議員（12 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	12 番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	

総務企画課長兼町民室長	-----	渡邊 知昌君
税務財政課長	----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君
福祉課長	----- 大脇 哲朗君	産業振興課長 ----- 下沖 常美君
都市整備課長	----- 中原 昭一君	環境水道課長 ----- 岩松 健一君
教育課長	----- 野元 祥一君	会計課長 ----- 山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局から決算意見書の訂正があります。

○事務局長（上村 陽一君） 監査委員の事務局から、決算意見書の一部訂正をお願いいたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表が歳入決算額の状況の表ですけれども、この区分の 1 町税の欄の一番右側、増減率がございますが、△の 72.6 となりますけれども、これは、1.8%の間違いでございます。△72.6 を 1.8 ということで訂正方をお願いします。

訂正しておわび申し上げます。すみませんでした。△は必要ありません。プラスの 1.8%です。

○議長（東村 和往君） 本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりであります。

日程第 1. 総括質疑

○議長（東村 和往君） 日程第 1、総括質疑を行います。

総括質疑は今会期に提案され、初日に議決された議案を除く、すべての案件に対しての質疑となります。くれぐれも一般質問のようにならないようご注意願います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、自己の所属する委員会が所管する議案への質疑は、委員会の場でお願いします。

なお、質疑は、会議規則により、一議題につき一人 3 回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いします。

質疑はありますか。指宿君。

○議員（1 番 指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、提案されております議案第 94 号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について」ご質問を申し上げます。

まず、この自立圏構想を立ち上げるに当たっては、中心市を宣言をするということは前提になっています。その前提の中で都城市が中心市を宣言するに当たって、三股町もしくはその当該のところで論議をして、こういうこういうことで中心市を宣言しますよという経緯があったのか

どうか。あったのであれば、それに対する議事録等をご提示を願いたいと、まずそれを思っています。とりあえずそれを、中心市に対するまでをお願いしておきます。

念の為に申し上げておきますが、これは八戸市なのですけれども、ここは中心市を宣言する前にいろいろな会議を10回か11回行っています。議事録の中に入っていくと、例えば、関係市町村長会議をその前に行っているとか、中には総務省の説明というのにも入っていますけれども、いろいろな要するに応募をするに当たって、担当の課長会議を開いているとか、そういう形で少なくとも当該への担当者、担当課長から担当町村長、という形でやっておりますが、三股町及び関係町村と都城市との論議についてお尋ねを申し上げます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 定住自立圏の件につきましては、昨年の10月からこういった総務省の事業ということで、都城市がこの定住自立圏の先行実施団体として手を挙げたというところがございます。それに対しての三股町あるいは周辺市との協議ということになりますと、中心市宣言をする前に、全体的な協議としてはございませんでした。それぞれの市町に対して、こういったことで定住自立圏に取り組むということでの説明、それを受けながら、今後スケジュール的にはこういった協議をしていきたいという申し入れがございましたので、まず、その後の市の宣言後の協議ということに正式にはなっております。それ以前は、こういった内容で、定住自立圏に取り組みたいというような申し入れはございました。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 定住自立圏構想中心市街地宣言がここにあります。我々もらったのかどうか記憶にないのですが、書いてあるのですけれども、これについてはほとんど医療、一本槍なのです。大きく裂いてあるのは。要するに、何に主眼を置くかということが、中心市宣言の要旨だろうというふうに思います。であれば、三股町がこの中心市宣言をする都城市において、どういうことで宣言するのですか、どうするのですか、これも入れてくださいよとか、そういうことは必要であったのではないかというふうに思います。今言われました先行地、要するに、全国に18カ所あります。継続が1団体、参考団体が9市、というふうに全国で流れています。その中で言うと、何か調べれば調べるほど中心市を宣言する前に、こういうことでやりたいというのを論議しているのです。そこが一番抜けていたのではないのかなと思っています。私自身は少しそこに懐疑的なことがあるので、調べました。

この定住自立圏構想の中で言うと、例えばですけれども、コミュニティーの関係を盛り込んでいるところがあるのです。今、三股町にコミュニティバスがありますが、コミュニティバスについて連絡網という形で、この中にこれを入れる。そうすることによって、三股町民が都城市へ乗

り継いでいかずに、そのまま目的地ではないでしょうけれども、何カ所かでしょうけれども、そういうところに行けるということも、ひょっとしたら中心市宣言をするときに、盛り込まれたのではないのかなというふうに思ったのです。調べれば調べるほどいろいろなところがいろいろなことを考えています。その中で、この中でコミュニティバスの関係は一切触れられておりません。都城市もコミュニティバスを持っています。三股町も持っていますひょっとしたら、私は調べませんでしたけれども、曾於市もひっくるめて持っているかもしれません。そっちは当該の自治体が考えることでしょうけど。ただ三股町にとっては、経済圏が同じだからこういう定住自立圏構想をするのだということであれば、少なくとも町民の利便性からいって、都城市の市街地に対する乗り入れについては論議すべきではなかったのかというふうに思いますが、この協定の中に入っていないのでそれについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この定住自立圏のメニューについては、いろいろと今、先ほど指宿議員のほうから言われたような内容のそれぞれ医療とか、教育とか、産業とか、いろいろな形があるかと思います。三市一町、この中で大きなテーマとして、圏域として取り組むべき問題としては、やはり、一番大きなものは医療の関係だったのだらうというふうに思っております。その中で、コミュニティーの関係、コミュニティー交通関係ということも含めてあるのでしょうけれども、今回の定住自立圏ではこのテーマを選んだということですので、今後そういったものについて、共通の課題として出てくるようであれば、そういった話も今後この定住自立圏あるいは別な事業の形で、広域的な取り組みとしてやっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 委員長にお願いをしておくというのもあるのですが、この定住自立圏構想については、議案として上がってきておりますから、例えばこれについてこう修正すべきだということは、可能だというふうに思っておりますので、まだ締結されていない状態の今回が最後のチャンスだらうというふうに思っておりますので、私のほうからは要望という形に置き換えておいて、この質問を終わります。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案番号69号ですが、昨年の4月から入札改革が行われましたが、それに対しての評価についてお伺いいたします。

以前と比べて、建築土木工事のABCランク落札率の変化、それと公共工事発注高の比較をお

聞かせ願います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） まず、土木建築の落札率の変化、これについてですが、平成19年度の土木のほうからいきたいと思います。

入札の業者のランク別指名といいいますか、条件、それがAランクだけでやる場合、あるいはABでやる場合、それからBだけ、BCを含めてやる場合、Cだけというふうにございますので、その別にご説明をしたいと思います。

まず、土木のほうからいきますと、まずCランクが平成19年度が全体平均で88.82%、平成20年度が88.95%、それからBCの混合ですがこれが平成19年度が93.12%、そして平成20年度が88.19%、それからBランクについては平成19年度が81.26%、平成20年度は87.51%となっております。それから、ABランクですが、平成19年度が94.42%、平成20年度が90.62%でございます。それから、Aランクの平成19年度が93.54%、平成20年度が93.13%という結果になっております。

それから、全体での建設工事の発注高、委託業務も含めてでよろしいでしょうか。それで、最終の発注高が平成19年度は20億8,985万3,4440円、そして平成20年度分が8億9,678万9,803円となっております。前年度比でいきますと11億9,363万637円の減ということになっております。これは大きく、中原住宅なり中学校の整備事業といった建築工事が平成19年度は大きな金額を占めておりますので、その差がそこに出てきているのではないかというふうに思っております。

土木関係でいきますと、平成19年度が4億3,443万3,597円、そして平成20年度が3億1,676万2,197円という形になっております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私のほうがちょっと質問が、水道の方の設備のほうを言っていなかったものですから。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） それは、ちょっとこの中で調べておりません。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。今、数字を聞いて、そういうふうに余り変化というものは無いのですが、4月からのこの入札制度改革に対しての評価はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（東村 和往君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） この評価なのですけども、一般競争入札、それからまた指名、そしてまた総合評価というような形で、いろいろな取り組みをやっているわけなのですけども、そしてまた先ほどありましたように、ランクの今後も含めて、1ランクだけの業者の競争ではな

くて、今後というものも視野に入れながらやっておりますけれども、この改革の結果が出ているところもあれば、まだそのところが今一步という部分等もございます。

というのは、この一般競争入札につきましては、やはり、業者の方に公募しますので、業者の方の応募の状況が少なかったり、そのときの工事の状況等もございます。年度末とか、あるいはそういう時期の問題等もございます。競争が十分働く場合とそうでない場合もございます。そのあたりもこの結果になっているのかなというふうに考えますけれども、今後とも、この競争が働くやり方、これについて十分また結果を踏まえて検討したいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかく、これからの改善点とか含めて、きちっといい方向に、そしてまた、業者も今こういう不景気で仕事がないような状態が続いているわけですから、偏ることのないようにするための話し合いとか、そういうふうなことも庁内でそれをより良い方向に改善するというふうな形で取り組んでいってほしいと思うのですが、そこら辺をやはり、定期的に話し合いを、この結果を見て、検討されることがあったのかどうか。最後にお聞きします。

○議長（東村 和往君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 特別、この結果を踏まえて云々ということはないのですけれども、毎回、入札が実施されますので、その入札の結果を踏まえて、今回はどうであったかという情報交換は指名審査委員会あるいは入札審査会の中で実施しておりまして、この中でやはり、競争が働く、ここはどうなのか。それとまた、余りにも低入札といいますか、非常に業者の方に大変経営的には難しいような競争が働くといいますか、そういう結果もございます。低入札を防止するという意味合い、あるいは業者の方の健全な育成という意味合いからも、最低制限価格の見直しといいますか、そういうところとか、そういう委託関係、コンサルタント関係につきましては、そういう最低制限価格がございませんでしたので、そのあたりの導入とか、いろいろな形でそういう機会をとらえながら、この評価はいたしているところでございます。

今後とも今、ご指摘がありましたように、入札が適性に行えるように検討はいたしていきたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） ほかに質問はありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 議案第94号で根幹にかかわることですので、1点だけお聞きいたします。

先ほども出ましたが、私も協定書を読みますと、内容的にどうしても都城市を中心とした協定書になっているのではないかなと思っております。その関係でお聞きしますけれども、去年、話が出たときに、私は都城市の副市長に、また広域の一部事務組合ですか、これをつくるべきではないかと、一市一町でもつくっているところは全国にいっぱいあるし、そういう面ではい

ろいろなことを論議するためには、そういうものでいいのではないかということを申し出をしたことがあります。

そこで、こういう定住自立圏構想でないと、いろいろな特別な財政的な優遇策は受けられないのか、そこ辺をわかっている範囲でお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） それぞれの広域の取り組み方というのは、形態はいろいろあるかと思います。合併が総務省の方で昨年に大体この形で、合併推進については打ち切るという形が出た中で、以前は広域圏事業として取り組んでいたものが、合併によって形態が変わってきたというところもございます。ただ、国が示すのは、やはり、一つの町、自治体ですべての機能を有することは非常に不可能があると。だから、やはり、大きな市、中心となる市を中心として、そういった生活機能基盤の整備をしていくのだと。その中にそれぞれ周辺市町がそれを活用することによって、全体的な地域の活性化ができてくるということでございます。それに対して、やはり、国としてはそれを支援していくという立場で、今回のこの定住自立圏構想の推進要綱を定めて、その中で財源的な措置等も含めて支援していくというような形になっておりますので、やはり、今の段階では、この定住自立圏による推進のあり方については、財源的な問題は出てくるのではないかなと。

私たちも、広域事業、一部組合でもそうですが、形態としてはこの定住自立圏と同等の考え方だというふうに思っておりますので、こういった形で今回進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私は、議案第69号の公金管理の1ページ、基金運用状況報告書、これについて質疑したいと思います。

この1ページの中にある三股町すこやか福祉基金2億3,905万3,000円の都城農協三股支所と日興コーディアル証券、その下に都城盆地土地改良事業基金、これに対して、総額2億5,571万1,000円と、これが都城農協三股支所と日興コーディアル証券というふうに分けてあります。中身を見ますと、農協の方にすこやか基金では1億5,905万7,274円と日興コーディアル証券に7,999万5,726円と合計2億3,905万3,000円ということです。このような中で、この公金管理及び運用基準につきまして町の条例を見ますと、目的は公金の管理及び運用にかかわる基本的事項に地方自治法及び条例に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、公金を安全で確実かつ有利な方法により、管理運用することを目的とするとなっております。その中で、この3番目、安全な金融機関の選択というのがあります。この中の3項目に株式上場金融機関にあっては株価が一定水準を保持しており、著しい下落がないこと

とうたっているわけです。先ほど申し上げました日興コーディアル証券会社が前名は、現在の日興コーディアル証券です。これが新会社の組織及び役員体制についてということで、前、粉飾決算があって、会社が廃止になるのです。町は公金を約3億円近く預けておられるのですが、この件を粉飾決算により上場ができなくなったということで、新会社設立ということで案内がありました。日興コーディアル証券会部式会社以下現在の日興コーディアル証券は、関係当局の登録、許認可を前提として、平成21年10月1日より、現在の日興コーディアル証券の全事業及び日興シティーグループ証券株式会社等の一部事業を新会社日興コーディアル証券分割準備株式会社から日興コーディアル証券の株式会社に商号変更の予定に継承させ、土日より新会社は株式会社三井住友銀行の100%子会社の総合証券会社として営業を開始するというようなことになっております。

この点につきまして、この現状を見られて、町長どう考えておられますか。証券を預けている現状によって、会社名はもう変わっているのです。

○議長（東村 和往君） 会計課長。

○会計課長（山元 宏一君） 今のご質問につきましては、私も調べてまいりました。それで、現在はシティーグループの傘下に日興コーディアル証券がありまして、先ほど言われたように、平成21年10月1日より、この証券部門が三井住友銀行の100%子会社で総合証券会社として、このコーディアルの証券部門がスタートすると。株式につきましては、100%子会社でするので、上場はしないということらしいです。現在もシティーグループの傘下にありまして、100%子会社ということで、上場はしておりません。

先ほど、重久議員が言われましたように、公金管理運用基準の中で株式上場金融にあっては、株価が一定水準を保持しており、著しい下落がないことについて取引をするということになっているのですが、債権の運用につきましては、別途、三股町債権運用指針というのがありまして、その中の第6条に債権購入の選定という項目があります。この中で、債権の購入先は、三股町公金管理及び運用基準3条、先ほど重久議員が言われました基準の3条なのですが、3条の各号の条件を満たす金融機関、金融機関から債権を買う場合は、この株価が一定水準を保って著しい下落がないこととなっております。もしくは、県内に支店を有する証券会社の中から選定することによって現在、日興コーディアル証券の株価とは関係なく、国債を買っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私はその株の詳しい方向の、今いろいろとこれを見ているのですが、三股町がすこやか福祉基金の内訳で、さっき言いましたとおり、7,000万円、盆地土地改良基金で2億1,000万円の金を預けております金が基金運用されたときに、その債

権の中の額面金額、それから償還期限、それから表面利率、これをまた委員会の中で調べて、いま、幾らになっているのか、提出をお願いしたいということと、現状ではこの会社が平成21年の10月1日よりということなのです。それを考えたときに、では前のやつは安全なのか。この基金の運用は。あなたが先ほど言われました町のほうの、この規定というのは全然わからないのですが、この町の方の運用基準の中から当てはめて逸脱はしていないと自信を持って言われるのであろうと思います。今のところ、基金のわかっているのだけでいいですが、幾らぐらいその運用利率の中で前年度決算ですので、どのくらいあったのかをお尋ねします。

○議長（東村 和往君） 会計課長。

○会計課長（山元 宏一君） 運用基金の利率というか、平成20年度が都城盆地土地改良事業基金につきましては、利息が193万9,421円あります。すこやか福祉基金につきましては80万円となっております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長にお尋ねしますが、こういうふうに証券がペイオフになった現況ですね、全国30億円近くの基金の財源があるわけだから、これを当座にしているも1円もならないということで、いろいろ苦慮されて、今言われた基金の利子等についての相当額、普通の市中銀行等の定期よりかは非常に有利な数字だなど、私も一生懸命努力はされているなどと思います。それは高く評価しますが、こういう証券会社の券の預け入れについて、町長は今後もそれを続けて、この数字でそういうことをどう考えておりますか。今後も続けていくつもりかどうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町は、それぞれの目的を持った基金がそれぞれあるわけでございますが、基金と言いましても貴重な公金でございます。そういうことで、公金の管理につきましては、やはり預金先、預金期間、こういうものを十分綿密に調査をしながら、なるべく利息の高い、この期間に預けることは有効な管理につながるのではないかと考えているところでございます。そういうことで、あくまでも、この基金の運用、公金管理につきまして、十分考えて持っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、議案第70号の三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の中で、質問をしたいと思います。これは、今年度の国保税徴収にも大きくかわることですので、あえて触れさせていただきたいと思います。

この中で、8 ページの中で現年度収入分と過年度収入分についてお聞きいたします。もちろん、事務方は一生懸命されて、8 ページの退職者被保険者のところで言うと、過年度分収入が今年度の収入未済額を上回っているということから言うと、収益は大分、退職者医療については上がったのだらうなというふうに思っていますが、全体的な現年度収入と過年度収入についてお伺いいたします。

前回の国保税のときにも質問したのですが、善良なる納税者が税金を納めた。しかし収納率が上がらなかったのも、ペナルティーが来ました。こういうことになっているのです。それから言うと、この現年度課税優先で消し込みをして、滞納繰越については例えば100円でもとりながら、事務方大変輻輳するでしょうけれども、不能欠損にならない手だてをしながらも、現年度優先ですとこのパーセンテージが95、96と上がっていくのだらうというふうにと想うのです。昔は、ほおっておいたらそうじゃないのでしょうかけれども、過年度収入から優先にしても、現年度は96とか上がっていたので、それはそうでした。しかしこうなった以上、ここに至って、どうやって町民の皆さんに少ないご負担をお願いするのかということにすると、もうこうなった以上は現年度を主にして消し込みをやるということの方が最優先ではないのかと。そうすることによって、ペナルティーが落ちてくるのではないのかというふうに短絡的に思いましたので、その点についてご所見があればお願いします。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） この国保税の滞納分の過年度分の収入と現年分というのがありまして、ご指摘のように現年分については一定の率を下回ると制裁があるというようなことになっておりまして、その関係であらうというふうに私も思うのですけれども、ちょっと前の、いつからそういうふうになったのか前任者から聞いておりませんが、今現在は、徴収してきた金額はまず現年度に充てると。ご指摘のように、現年度に充てて、少しでも現年度を上げて、調整交付金、これを上げるということにしております。これは、いつからそういうふうになったのか、ちょっと私もそのところは調べておりませんが、まず、現年優先ということでしたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1 番 指宿 秋廣君） 現年度優先でこの徴収率ということになっているということですか。そうしたら、昔やりおったことで言うと、その徴収率は相当低いということ、ひょっとしたら90割るぐらいの話ということになるのですか。今93割るぐらいで、ペナルティーが来るわけですから、私はこれは現年度優先で来られたら、ゆゆしき問題だと思うのですが、間違いあるかないか。間違いありませんであれば間違いありませんで結構です。お願いします。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 現年優先ということでやっております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 議案第94号の定住自立圏の協定の締結についてお尋ねいたします。

一応、この前説明とか、いろいろ聞きましたのですが、この中でビジョンの期間がおおむね5年間という方向であるのですが、これはもう5年間ということになるわけですね。5年間の中で、予算関係の中で、広域の中の要するにこれでいけば乙になるわけですが、年間1,000万円程度の予算。それと、もちろん大きな事業になったときには、ほかに予算としてはまだ認めますよというようなことはあることはあるのですが、今回の提案については締結についてだけなのでしょうけれども、具体的な取り組みとして、例えば、この中で資源を活用した観光や区域内の住民との交流について、公と連携した取り組みを実施するとか、こういうふうな役割というような形が書いてあるのですが、では具体的にその1,000万円のお金を使って、そして年間の中で今年度はこれとこれを実施するという計画を立てられるのか。あるいは、今後第五次計画が今年度の補正の中にも上がっているようだけれども、その中に組み込まれて具体的計画を立てられるのか。そしてその5年後にその実施した、要するに、実績をどれだけ実行できたのかというそういうものをいつそれはとらえられるのか。実施した計画がどの時点で、これだけ実績として上がったというものを年間年間の中でどこがどういうふうに見ていくのか。議会の中でそれは提案されるのか。例えば、特別委員会をつくられて、その中で計画をこれだけきたので、これがこれだけ年間としては実施できましたよというのをとらえられていかれるのか。お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） まず、協定については、まだ具体的なものがないわけです。それで、今後、共生ビジョンという形で、来年度からの事業を実施していくための具体策、そういったものを今後取りまとめていくという形になっております。

それで、この前お示ししました第三条関係の表があったと思いますが、その中で、想定されるような事業としてはこういったものを今、ありますよという形で、お示しはしておりますが、これについては、それぞれの市町でそれぞれの自分たちが考えているような想定されるような事業があれば、今後それを詰めていくという形で、今、本町についてはそれぞれの課でこの定住自立圏のこの政策分野ごとに、想定される事業の取りまとめをしているところでございます。

それと、特別交付税が1,000万円ということがありますが、これは、何も定住自立圏のこの事業に使わないといけないというものではないです。全体として、特別交付税措置として

1,000万円を措置されているということですから、それぞれこういった事業を三股町がこれに関連しての事業をやりたいというときには、また、国・県等の補助事業あるいは起債事業、そういったものの中で取り組んでいくと。この定住自立圏をしていることによって、そういった地域活性化債といったいろいろな国の事業が広範囲に取り組める可能性があるということですので、そういったものも活用しながら、本町で抱えている課題について、この定住自立圏事業と関連づけをしながら、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） これから具体的なことを取り組まれるということですので、今後期待したいと思いますけれども、この計画そのものの中ですから、要するにメリットがありますよという判定とか、そういうものが見えなければ、これはもう議会を通して中止できるものもあるわけですので、具体的なそういうものの実績というものを、本当に私たち議会の方にも提示していただく、そういうものもぜひ今後、そういうものに対する取り組みをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議案第69号ですが、ページの20ページ、財産収入の中の調達
の20ページ中の物品調達基金は60万円基金を積んであるのですけれども。

○議長（東村 和往君） 重久君。

議案69号については、先ほど3問出ておりますけれども。

○議員（5番 重久 邦仁君） 1回の質疑につきだから、間をおけば、1回は1回でしょう。1回の質疑につき3問であって、2回目…。続けてが、要するにほかの質問者に対して質問の機会が得られないから、便宜を図っているわけですから。

○議長（東村 和往君） そうだったら、何回もできることになるから。

○議員（5番 重久 邦仁君） 物品の調達基金の中の運用で15万9,000円が出ているのですが、これを流入されてだれに売ったものであって、ここから収入益が上がっているということです。これはいろいろな県でも、隠し金とかいったところの温床になっているのです。こういう物品購入問題については。これは必要ですか。これについて、20ページの。質疑ですが。だれに売って、だれがもうかった利益でここに上がっているのか。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 物品調達基金の運用収入であろうというふうに思います。

これは、もうご存じかなと思うのですが、例えば、伝票類とか、鉛筆類とか、こういったものを一括で購入しまして、それぞれの課に配布するという形のものでございます。一括でとることによって、安く買えるというものがあつたのだらうというふうに思います。

ただ、現在は、なかなかこの伝票類がコンピュータになりまして、もう伝票類はほとんどありません。ないような状況で、印刷物が無いということで、主に鉛筆類とか、そういう事務用品になっているわけでございます。これを物品調達基金が購入しまして、各課に一般会計、特別会計それぞれ消耗品等で鉛筆とかいろいろ買うと思うのですけれども、そこに売っているというものがこの収入として上がっているところでございます。物品調達基金が運用をした収入として、上がっているということでございます。

これは、先ほどの基金運用状況報告書のここの3ページに物品調達基金の決算の状況が書いてございます。そういうことで、この金額については、同じ役場の中での売り払い。要するに、物品調達基金がたくさんのを、例えば、鉛筆でもいいし、印刷物でもいいのですけれども、購入しますと安くつく。ところが、実際売るときには、中にはなかなか売れないというものもあるわけです。例えば、用紙にしますと、大量に仕入れたけれども全部はけなかった。そして、色がさめてしまったというときには、そこで無駄が出るわけです。それがないように、各課に売りさばいていかなければいけないわけですが、そういった形がこの物品調達基金になっております。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 議長。1議案につき3回と決まっていますので、徹底していただかないと。

○議長（東村 和往君） ほかに質問はありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それでは、報告9号、議運でもちょっと税務財政課長に聞いたのですけれども、財政の健全化ということで、三股町の場合はかなり健全化で、健全化法のそういう規定にのっとっていろいろな数字が出ておりますが、もう1回、健全化ということで、どういって今、本町は健全化なのかとか、数字を挙げてこの前説明は伺ったのですが、ちょっとその辺を。どうしても、健全化となると、また少し安心したような状態で更にいろいろなことで削減を推進していくような、何をどういう基準で税務財政課長もう少しわかりやすくしてもらいたいなと。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、今のは報告の9号と10号に、平成20年度決算に基づく健全化判断比率の報告あるいは、資金不足比率の報告というのがあろうと思います。これについてもう少し詳しく説明をということであったらと思います。

これにつきましては、その報告書を見ていただきますと、決算意見書が付いていると思います。それを開けていただきますと、平成20年度財政健全化判断審査意見書となっているわけでございます。これにつきましては、昨年から決算のとらえ方、この法律が変わりまして、議会に報告

して、住民に公表しなければならないということになったところでございます。

この審査意見書を見ますと、下のほうに表があると思います。おわかりになりますか。下のほうに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と4つの指標があると思います。これで、平成20年度のところを見ていただきますと、まず、実質赤字比率でございしますが、横線が入っていると思います。これは、下のほうの備考欄に書いてありますように、要するに黒字であったために、赤字でなかったから数字が出ないということでございます。黒字であったという意味でございます。右のほうに、早期健全化基準というのがあると思います。この早期健全化基準14.99を上回りますと、国が財政健全化計画書をつくりなさいと。それに基づいて、いろいろ行政のものを執行していきなさいということになります。三股町の場合は、赤字はなかったということで、横線でございます。この実質赤字比率は、これは一般会計と墓地公園会計、この2つを含めた普通会計でございます。墓地公園会計と一般会計です。これを見たときの実質赤字比率はどうかということで、早期健全化比率14.99に達しませんので、黒字であったので、健全であるということでございます。ちなみに、ここの数字が20%を超えますと、赤信号ということで、国が直接関与してくるということになります。

それから、その連結実質赤字比率、その下のほうでございますけれども、これは、一般会計と特別会計を含めた、連結というのはそういう意味でございます。特別会計をひっくるめたところでございます。これについては、特別会計のみならず、公営企業会計も含めての数字を見るわけでございます。これについても、平成20年度は黒字であったと。全部合わせても黒字でありましたよということでございます。19.99がいわゆる黄色信号ということで、健全化計画をつくる基準でございます。連結実質は40%を超えますと、国が直接関与してくるという数字となります。したがって、これも健全な財政であると。

それから、実質公債費比率でございますけれども、これは、公営企業あるいは一部事務組合を持っていたり、あるいは広域連合を持っていたりすれば、そういったものもひっくるめての数字でございます。企業会計あるいは広域連合あるいは一般会計、これをひっくるめたすべてででは、公債費比率はどうかと見た場合に、11.1であるということで、これが25.0を超えますと、健全化計画書をつくり、それから35%を超えますと、国が関与してきますよという数字となります。

1番下のほうの将来負担比率ですけれども、これにつきましては、一般会計、それから公営企業会計あるいは一部事務組合、広域連合あるいは中央公社、開発公社とも含んだものもひっくるめて、いわゆる行政が第三セクター的なものもひっくるめまして、すべての状況はどうかと。将来どのくらい負担が出てくるのかというのを見る数字でございます。これは、平成20年度は19.2ということございまして、これは、その上の公債費比率11.1も19.2も昨年と

三股町の場合は同額でございます。右のほうが350.0ということで、350.0に達しますと計画書をつくったりしなければならないということでございます。

それから、もう1つ、報告の10号にありまして、それにも決算意見書が付いていると思います。これは、資金不足の審査意見書ということでございまして、これは、水道事業会計と国民健康保険病院事業会計と公共事業の特別会計、それから農業集落排水事業の特別会計、この4つを資金不足がないかということで見るところでございます。これにつきましても、平成20年度においては、資金不足がないということで、右のほうに経営健全化基準としては20.0、これを上回りますと計画書をつくっていかなければならないということになるところでございます。

以上が昨年から始まりました新しい形での、今までは単体でやっていたわけです。一般会計は一般会計、水道は水道、それぞれでやりますと、一体その自治体がどのくらいの借金を抱え、どのくらい将来負担が出てくるのかというものがわからないところでございます。したがって、一緒に合わせたことによって、「三股町はどのくらいの危険の位置にあるのだ」というものを、全体で見ようとするものが、今回の数字でございます。ちなみに、三股町としては、県下でも財政的には大変、公債費比率等についてもいいほうから3番目というようなことで、数値的には非常に健全な財政を示していると言えます。

以上で終わります。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議案第82号、23ページ、目の6の農業委員会諸費、これは全国的に問題になっている耕作放棄地農業再生利用緊急対策交付金事業報償費で8万4,000円今度組んであるのですが、国・県やらの話を聞きますと、かなり多くの事業費を市町村には流しているはずだという話を聞くのですが、この件について課長に取り組むという国・県の呼び掛けに対しては少ないのではないですか。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） また委員会の方で説明しようと思っていたのですが、これはとりあえず農業委員さんを使って、現在の状況を調べて、それから事業に取り組むということですので、その分の報償費しか、農業委員さんの活動費という形でしか計上してありません。これから事業費はまた別になってきますので、これは担い手協議会のほうで実施するということになってきますので、これが県のほうにも報告しないといけない。三股町の状況を報告しないということで、農業委員さんの報償という形になっていきますので、また委員会でも説明したいと思っております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 大枠でもいいのですが、委員会の中でもあるかもしれないですけ

れども、大枠でどの数字になっていますか。百万円単位ですか、1千万円単位ですか。町がその事業費を含めた総額は。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） その耕作放棄地については調査をして、受益者のアンケート等を調査しながら、事業に取り組むかどうかというのをまず調査しないといけないものですから、その前の段階ですから、今回、農業委員会のほうで調査して、地権者の方にアンケート等をしながらどういう事業に取り組んでいくかということをまず、調査しないといけないということで、今回の農業委員さんの調査費を計上してあるだけです。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 議案第69号ですか、一般会計の歳入歳出決算書の関係ですが、わかっていらっしゃるだけで結構ですけれども、基金の管理状況については、例えば定期、例えば国債、例えば普通預金という大枠でいいのですけれども、このすべての基金をどういうふうに管理、例えば国債を幾らとか、普通の株価、証券で管理されているのか。もしくは国債等々、定期預金等々で管理されているのか。わかる範囲内で結構です。

出損金とか、それから宮崎銀行とか宮崎太陽銀行の株券とか、そういうところは結構ですから、ここに載っていますので、この基金のところだけお願いします。

○議長（東村 和往君） 会計課長。

○会計課長（山元 宏一君） 今のご質問は、例えば、財政調整基金が年度末に5億6,283万4,000円あるのだけれども、その中で定期は幾らかとか。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 定期とか国債とかわかる範囲内で。要するにあとは普通預金ですよとかいう話になるんでしょうから。国債はどん位買ってますよと教えてもらうといいんですが。

○会計課長（山元 宏一君） ここに持ってきているのは、農協に幾ら、信用金庫に幾らというものですので、決算常任委員会のときに報告でよろしいでしょうか。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要望としては、今こういうサブプライムを含めていろいろなところがあります。間違いがないであろう農協でも80何億円ですか、何年か前に穴が開きました。ということがありますので、議会としてもここに額面が本当にこれで運用されていればこれでもいいのですけれども、できれば、こういうふうに安全にしていますよという形のものを何か幾つか出してもらえるとありがたいと思っています。要望として後でお願いします。

以上です。

○議長（東村 和往君） 議案第69号と議案第82号につきましては、委員会で質問できることは、そちらのほうへ回してください。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いします。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前 11 時 4 分散会

平成 21 年 第 7 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 3 日）

平成 21 年 9 月 29 日（火曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 21 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（10 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君

欠席議員（2 名）

11 番 黒木 孝光君 12 番 山領 征男君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君	副町長 ----- 木佐貫辰生君
教育長 ----- 田中 久光君	
総務企画課長兼町民室長 -----	渡邊 知昌君
税務財政課長 ----- 原田 順一君	町民保健課長 ----- 重信 和人君

福祉課長	-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	-----	下沖 常美君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	岩松 健一君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（東村 和往君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問に際しては、初日の一問一答方式のあり方についての、議会運営委員長報告と併せ、議会運営に関する申し合わせ事項を遵守して質問をお願いいたします。

発言順位 1 番、重久君。

〔5 番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（5 番 重久 邦仁君） おはようございます。本日は、私は投票所の復元にということが質問の事項でありまして、質問の要旨については、①の地区座談会の結果はどう判断されたかということのテーマでございます。皆様もご存知のとおり、先ほど行われました衆議院選挙国政選挙の結果であります、今までの自民党政権が民主党政権に変わるという歴史的な大きな選挙でございました。私たちは、この結果につきましていかにこの選挙が大事であるかということで、あらうかと思ひます。投票する行為そしてこれが民意に反映されるという結果、これをおきまして日本の三大義務であります教育を受ける義務、納税をする義務、そして投票をする三大義務の大きな柱でございます。

私がここに質問事項として出してありますテーマは、座談会の結果はどう判断されたかということでございますが、質問しておりますが、これは前目地区と餅原地区、田上地区、長田のほうの 4 投票所がさきの 18 年度町長選より削減されたわけでございます。それによる住民の負担、それによる住民の民意の反映というものは投票率が 3.65 という結果にも関わらず、いまだに見直しと検討ということで一向に前に進んでおりません。このような選挙における投票所の削減、15カ所ありました投票所が 11カ所になった経緯、これは昭和 54 年に 15カ所という設定で約 30 年間 15カ所で投票所が設置してありました。それを平成 18 年度より、11カ所にした経過が甚だ私としては、不満であります。それは、ここに投票所の地区削減の選挙管理委員会の意見書の中に選挙管理委員会といたしましては、経緯費削減や適正な選挙の執行のためにも投票所の削減はやむを得ないという意見ということを、述べてあります。そもそも、選挙管理委

員会とは、町長部局より独立したものであります。それが、経費削減ということばを掲げられて、選挙管理委員会は一体何をする部署であるのか、これは我々民意を表す投票所の削減効果というものを経費削減に置き換えているものであります。そもそもの選挙管理委員会の仕事とは投票率の向上アップ、それから不正を正すところであるものだとは私に思っているからであります。そのような観点からの質問であり、後の事項については、質問席からの質疑とさせていただきます。

以上。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） おはようございます。選挙管理委員長が質問の相手ということになっておりますが、選挙管理委員長が衆議院選挙の前日に少し具合が悪くなられまして、緊急手術ということもございまして、療養中ということもございますので、私のほうから選挙管理委員会の書記長の立場でご回答をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に地区座談会の結果をどう判断されたのかというご質問でございます。先ほど議員のほうから言われましたように、投票所に関しての地区座談会は投票所を削減した4つの地域を対象に実施したところでございます。7月27日に前目地区、これでは13名の方が参加されております。7月28日に大野・大八重地区で10名の住民の方の参加、それから7月29日に田上地区で14名の住民の方が参加、7月30日に餅原地区で10名の住民の方が参加をされております。全体的に見ますと、出席率が非常に低かったということで、もう少し集まっていたきたかったなと考えております。

座談会におきましては、どういったことを説明したかといいますと投票所の削減した経緯等について説明をしてまいりました。行財政改革に町が取り組んでいったこと、その結果として削減したことに対する選挙管理委員会の見解、先ほど議員の方からでしたような内容の見解ということでございます。それから投票所の削減数、投票所ごとの有権者数の均衡化あるいは投票所までの距離のバランス、そういったところを説明をいたしたところでございます。そして、投票率あるいは投票所削減の経費そういったところもお話したところですが、投票所の事務体制の確保についてお話をしたところでございます。

それぞれの地域においての意見、要望はさまざまございまして、前目地区においては「投票所の復活を前提に選挙態勢を検討するように」強い意見が出ております。それから、大野・大八重地区においては「コミュニティーバスの利便性の向上や期日前投票の周知やその体制の充実を検討してほしい」といったような意見が出ています。田上地区では高齢者が多いということもございまして「できればもとの投票所を復元してほしい」との要望が出ております。それから、餅原地区では「投票所の復元よりもむしろ、現在投票をしています6地区の公民館、分館ですがその高齢者に向けた環境整備、例えば車いすとか、スロープとかそういったことの充実やコミュ

ニティーバスの利便性を図ってほしい」というような意見が出ました。

このような座談会の意見を頂いておりますが、選挙管理委員会としては、町内全体を考えますと1投票所あたりの有権者数の均衡、投票所までの距離の均衡を考えながら行政改革に伴う、職員の削減がされております。そういったことで限られた範囲での主体となる選挙事務人員の確保という点から考えますと、現行の投票所体制を維持していきたいと考えております。

さらに、投票所を削減した地域においては期日前投票におけるコミュニティーバスの利用度を促進し、高齢者の方々の利便性を今後も図ってまいりたいと判断したところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 本日、選挙管理委員長である本人がお見えになっておりませんので、大変残念であります。一般質問をこの当日に向けて、質問の順位さえ私は議員から登壇順位を変えていただきまして、便宜を図ったつもりですが、議会議員である私には本日の今の始まる前まで選挙管理委員長が見えられないという事実は受け賜っておりません。この点につき議長、我々議員が3カ月に1回の質問のチャンスをこのような軽率なもので取り扱っていいものか、ぜひ、議会運営委員会を通じて1回正して頂きたいと思いますが。いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 本会議終了後、議会運営委員会を予定しておりますので、その場で検討・協議したいと思います。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それでは、質問に移らせていただきます。地区座談会の結果ということの判断は、今、総務企画課長である渡邊課長が選挙管理委員会の事務局長としての見解として答弁ということで、それは選挙管理委員会の委員長の答弁としてこれからの質問についても受け賜ってよいものか、質疑いたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この投票所の復元の問題につきましては、もう数回となく質問がございまして、選挙管理委員会としてはその都度、選挙管理委員会を開くたびにこういった話については議題として出しておりますので、そういった中での意見のまとめとして私は答弁をさせていただきたいと思っております。

そういったことで考えていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） これを平成18年度、私が12月定例会から延々とここ3年間にわたって議会があるごとに質問させていただいております。投票率を下げた主要因においてもはっきりとした結果、原因、生み出しておりません。

一体選挙管理委員会は何を目指されているのか、私には全然理解できないものですから、質

問を何回となく繰り返しております。町長の答弁におかれましては、「住民の声があれば住民の意識が地区で集まればそれを見直すことも考えたい」という答弁までいただいております。そのような見解を踏まえながら、今日の質問にもなっているし、私の一般質問の中で直近の選挙での「各投票所前の経費は幾らか」ということに対して、選挙管理委員会が出されている答弁が「18万5,478円である」という答え。それから「投開票当日の手当ては幾らであったか」という質問は、4番目に書いてありますがそれは「その日の投開票従事者の支給額は2万円」そして、「最高支給額は4万円」というような、この矛盾した非常に経費削減を執行部はうたいながら、全く異論のかみ合いの余地もないような答弁でございます。

そこで、それは4番目の質問でございますから、順次2番目の質問の地区別、年齢別の投票率分析をされたのか。これは4カ所削減される以前の投票と削減された後の地区の4カ所の投票率の対比を求めているものでございます。

答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、言われました地区別、年齢別の投票率ということでございますが、これについては当日手書きの名簿でチェックをするという関係もございまして、集計が非常に、それを全体的に集計するということになりますと、相当な労力と時間がかかるわけでございますので、今回ではその調査はいたしておりません。小選挙区について申し上げますと、地区別の集計についてはあるのですが、後で申し上げたいと思います。全体では、投票率は前回の衆議院選挙に比較して、5.23%減少して66.31%という結果が出ております。

その中で、それぞれの投票所ごとの投票率ですが、前回と比べてどこも減少をしているという状況でございます。この結果についての分析といいますか、まだ十分な分析はできておりません。特にこの3区については、都城市、三股町こういったところは投票率が低下していると、県内全体を見ると幾分上がった傾向にあるという状況でございます。その辺の結果を踏まえて地区においてそれぞれ選挙に関する投票者の意識が違ったのかなと考えております。

それで、特に第4投票所田上、梶山地区については8.97%の減少、5地区は5.62%、6地区投票所が8.35%の減ということになっております。前回から比べてです。ただ、投票率自体はその3地区については、全体から見ると高いのですけれどもそういった結果が出ているということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 最初の数字が5.23%です全体が、約有効投票において1万を概算すると1万票で、5%減ということになると、500票から700票が今度の衆議院におい

て、前回より投票率が下がったと、数字がです。500票から700票といいますと町議選においては、1人の議席が完全に左右されるような、大きな数字であります。先ほど行われました、えびの市長市議選の投票率は過去最低だった2年前からさらに1.12ポイント下り、えびのでは75.66%の市議選の開票の結果であります。しかし、今回の市議選自体も本当にこの選挙費用に、経費の話をしますと、約3,000万円かかっていると、これは税金の無駄ではないかと。そしてやる意義があったのかとか、それから市民がその選挙と市議に対する不信感というものここに宮日新聞の今日ですけれど、書いてあります。

それで、投票率の分析をされたのかについての結果は今、大野・大八重地区が前回あった時から今回長田のほうでまとめてされる。それから、田上地区においては、梶山で投票されたと、餅原と前目については勝岡の方で投票された。これの対比というのはまだ来ていないという答弁ですので、次の3番目の選管ミスが報道されたが、当町はなかったのかという問いに対して答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 本町においては、適正に執行されたものと認識いたしております。なお、有権者の勘違いによって仮投票を実施したということはございます。それから、投票箱の投函の間違えということもございましたけれども、この投函については、すべてどれでも最終的には出来るようにそれぞれ小選挙区、比例区、国民審査、それぞれがすべてに書いてありますので、どれに出しても有効ということになっておりますので、そういった投票順位の順番を決めていたのですが、中にはそういった戸惑いとか、そういったことがあってされた経緯はあるようでございます。

全体的に見ますとそういった問題はなかったと考えております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） ここに9月5日と9月8日、南日本新聞で「特老で不在者投票偽造容疑の施設長ら逮捕」これが9月5日であります。これはお隣の曾於市で県警捜査2課は9月の4日、8月30日の投開票の衆議院の不在者投票で入所者の投票用紙に鹿児島5区から立候補した候補者名と比例代表の政党名を勝手に書き込み不正な投票をしたと、このほかに逮捕された副施設長の答弁が、その場にはいたが関与はしていないとか、9月8日の同じ南日本新聞には「衆議院で摘発、大隅の特老故人の不在者投票請求。」死んだ人の投票用紙を持ってあたかも生きているがごとく投票しております。それが、1票や2票ではないのです。40何票です。50人の不在者投票の請求をし、この中にありますこれはさかのぼること曾於市長選の場合でも不在者投票で投票したということも3年前ですか、明らかになりつつあると、非常に私が上げている、当町ではなかったかと。選管ミスは当町ではなかったと、しかし、選挙管理委員会になぜこうい

う不正が起きているのを止められなかったかという、この不正のチェックは困難であるという見解の新聞の答弁なのです。なぜかという外部立会いの審査をその町に、市に申し込んだところ、施設長が「内部監査はしていただかなくてもいい」という返答もある。しかし、それで選挙管理委員会としてはそういうような不正が、こうやって逮捕者も出るような実態として地方とか、そういう関係の人たちに対するチェック体制を当町では、いかがにその見解を持っておられるか答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 外部での不在者投票という形だろうと思いますが、それはできるようにはなっているのですけれども、今回の衆議院選挙の中である施設においてはそういった外部の投票ということを取り止めをしていただいて、期日前投票に切り替えておられるところもございます。

ですから、その施設からこちらまでこられて期日前投票をされたという形ですが、非常に難しいところで、実際にそういった形で来ればいいのですが、来れない場合でやはり意思表示として、投票をするという形になりますと、それに対してこちらが主体的に、そこで投票所を開設するということができるかどうかというのは十分検討しないと難しい問題であり、今のところはそれぞれの施設のところで投票をしていただくような状況が続けているところでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） これは、三股町当町におけるその対象の病院施設が何施設ほど、その対象となるものがわかればおおよそいいですが、答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 私のほうで、それを把握しておりませんので後ほどご連絡をいたしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） このような、一個人にしてみれば笑うに笑えない話は、死んだ人が登場しているとか、我が家に帰って少し元気になったから病院から投票に行ったところ、「もう既にあなたは、投票されていますよ」とか、非常に混乱を来たしている現場であります。ぜひこのように、新聞にも大々的にもとられている選管としては、対処すべきものが三股当町においてもそういう施設が何件かあるかと思います。そのような対応はすべきであると私は思うので提言しております。

これは施設を管理している人が逮捕されているわけですが、それでは当町の職員が不正をした場合、どのような罰則規定が当町においてはありますか。それは当町における投票所及び開票事務において、守秘義務がある。だから公務員でなければ従事させれない。だから守秘義務を守る

ためにも投票所の確認名簿等と照らし合わせて行っている受付義務とかに対して守らなかった場合、当町が取っている罰則は何なのかを答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これは、選挙管理委員会の事務ということでございますけれども、これは一般行政への処分という形と同様だろうと思います。要するに、戒告・訓告・減給等です。それから、懲戒免職といった形でその場合に依拠してそういった処分は検討されるべきことだろうと思っております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私も何回もしているといろいろな資料が出てきます。しかし、その中で私が出しているこの資料を見ますと「しかし守秘義務違反を侵した職員を特定することは極めて困難であり、また発覚しても速やかに公表し、被害者に賠償するとしても、賠償金は税金であり、違反した職員を解雇することは不可能に近い」というようなこともちょっときて、実際先ほどの罰則をしたときにも現実的には依願退職であり、退職金もまた税金で支払うと、非常に守られています。私のほうが一方的に言っているから不満な顔をされておりますが、実質町民の皆さんも「そうだよな」と、特にこういうような特老におけるいろいろな行為が出た場合に、私が答弁を求めても「対象ではなかった」「自分のところでは選管ミスはなかったから、そういうことは頭の中にない」というような答弁であります。

続きまして、4番目の投票、開票事務に要した人件費総額はいくらなのか、それから続けて⑤の当日、支給額の最高・最低・平均額はいくらかという2つの質問を続けて答弁を求めます。衆議院の結果。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 投票、開票に要した人件費の総額ということでございますが、今回の衆議院選挙においては320万5,542円となっております。その内訳は、職員が74人で251万4,867円、パート職員が17名で19万5,475円、投票管理者及び投票立会人が33人で39万6,000円、開票管理者及び開票立会人が8名で、7万7,200円となっております。それから、当日支給額の最高、最低、平均は幾らかということでございますが、これは職員に限っての質問だろうと思いますので、職員の最高支給額については時間が18.5時間の勤務ということで、4万4,242円、最低支給額は12時間の勤務、これは投票の事務ということになるかと思いますが、この勤務で2万7,468円、平均支給額は3万4,286円となっております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） この金額が安いのか高いのか。町長に答弁を求めましたところ、非常に奇異に感じていると、いうことを答弁されています。同じ立会人の投票所における立会人で、地区の公民館長さんたちに選挙管理委員から委任するわけですが、今の数字を聞きますと、前回と同様１人、１万１,０００円ぐらいのもので、そこに同じく従事した職員の方が２万７,０００円と、この数字は前回の私が聞きました数字と変わりません。最高が４万４,０００円、１８.５時間の時間を要したからといわれております。

町民の方は私は話をする前も「４万４,０００円貰っちゃっとな。おっどんも、そげな１日の仕事があれば…」というようなことをよく言われます。私は「うんにゃ、あつき座っちゃっともじょじょなこっじゃっど。」と「選管の人達も大変な仕事なのですよ」とお答えはしますけれども、非常に矛盾を感じておられています。そのことを質問しますと「これは国の法で決まっている算定基準だ」という答弁がありましたので、私が見てみますと、国の算定基準の根拠になるものとはいったい何かと調べましたところ「国政選挙では国の定めた選挙執行経費基準法に基づき」という法があります。間違いないですね。これによりますと非常に矛盾を感じている数字が出てくるのですが、国では超過勤務が先ほどあるから４万４,０００円という数字がいろいろと出てくると思いますが、国の基準でいうと、超過勤務をしても１人頭１,８００円何がしかにしかないという基準で出しているのですが、労働基準法ではないですよ。国の算定基準ですよ。この数字は間違っていますか、いかがですか。時給の１,８００円。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これは、地方公務員としての基準ということか、あるいは選挙の管理委員会の職員の基準というのか、その辺が私ではわからないのですが、今言われたことは。職員の基準についてはうちの給与条例の基準に従って、時間外勤務の手当てというのを算定をしているところでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） これは経費基準これについての正確な数字が超過勤務手当として労働賃金が引き上げられました。それでも１時間当たり１,８２５円０３銭とされております。先ほどの数字で私が時間的に見ると、２,２５９円から２,３６７円投票開票これを合計して、数字が２,２８０円の数字をいただいております。これも１時間当たり１,８２５円を労働基準の法が出している法律で出しているところの数字とあまりにもかけ離れていることと、それから日当制にしている公民館長さんたちの立会いのそれから選挙管理者、従事者ですね、そのことは条例で明文化してあるのですが、先ほどこの最高、最低の数字に従事した職員さんたちの給与額について調べたところ、それは条例化していませんよね。その２点について。じゃあ、最初の質問だけ、１,８２５円とこの差額、自分たちは時給で計算すると２,２５９円となっていますから、

投票事務が、時間的には12時間で、夜間においても私が調べたところ1,800幾らかで超過勤務手当になっています。その差額について答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほども言いましたとおり、今言われました選挙管理委員会の超過勤務手当の基準については、私の方でも調べてみないとわかりませんので、現在出している選挙手当については、町の条例の職員給与条例の中の基準に従って、超過勤務手当を算定して出しているということでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 投票所を削減したとこの、皆さんのほくは出してありますが、ここに130万円の経費節減につながったといわれているのに、投票所住民が住んでいる地域を4カ所減らして自分たちの賃金体系は見直さない、人の痛みはどうでもいいのだ。俺たちは仕事をしているのだから、法で決まっている賃金体系を守っている。少しは民に対して失礼だと思いませんか。前目地区で何と言われましたか。いろいろな鋭い質問が出たでしょう。もう1回見直すのであれば見直す話で持ってきてくれと、どういう風にしたら投票所が再度見直されるのか、前向きなところで、私は3年間いろいろ質問していくと非常に矛盾がある。

先ほどの統一単価にしてもなぜそれを地区の代表である公民館長さんたちが、同じ朝6時から、夜の締め切りの6時まで座っちゃって、定額の1万なんがしかということを経費でうたってあり、そこに座っている同じ投票の中で事務作業員として従事している公務員の方々は2万7,000円の日当が支払われているのか、その矛盾について数字をあげるとそれは、町の条例でなっているからそうだと。

しかし、選挙管理委員会は町から独立したものであって、選挙管理委員長の命によりその俸給についても立ち入って審議することができるのです。選挙管理委員会で、そして選挙の法においては公務員としての立場はなくて、選挙管理員委託事務作業員とか、そういう名称になると思いますが、そこは違いますか。答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 選挙管理委員会の事務執行については、職員についてそういった事務従事者として委嘱するような形になっております。今いろいろ矛盾点とか、いろいろ民間の方とあるいは公務員の方との賃金の差とか、いろいろな形で言われておりますが、やはりこの選挙に関しては1つは、主体となるものが職員でないとなかなか執行が難しいというところもございまして、そういった中で、何を基準にしてそういった選挙の事務手当を決めていくかということになりますと、これは他の一般行政事務と同じような形での取り扱いということをしていかなければ、この選挙態勢が成り立っていないという現実もございまして、そういったところは

ご理解をいただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） 選挙が本当に一般の人ではできないという前提にたって、公務員でなければ進められないと、私は批判するばかりで提言をしてこなかったかという今まで提言してきました。役場を退職されたOBその人たちを仕事に１週間ぐらい前に来てもらって、もう手馴れた作業で退職されたあと手馴れてるから、そのくらいできるとした場合には経費が随分削減され、また退職されたといえ、守秘義務等も守られるのではないかと。どうしてもこの事務作業、昔は手でいろいろなことを書いておいたのしょうけれども、現在機械化が進み、コンピュータ化が進み、あえて公務員でなければ不備が生じるというその根拠。公務員でなければいけない根拠をお示してください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今回衆議院選挙でそれぞれの投票所の設置、レイアウトを充分考えた上でいろいろなことを考えてみますと、やはりやり方によっては１つ間違えれば、非常にいろいろなことで住民の方が混乱されるような状況も生まれてくると考えております。今回、職員が７４名、前回の衆議院選が９０何名だったかと思うのですが、その中でどうにかいろいろな形で確保して７４名ということと経費の削減ということもございまして、パートの方を１７名、その配置の中で活用をさせていただいたところなのですが、なかなか今の人員体制の中ではまだ不十分なところは、たくさんあると思います。できれば各投票所に今回の選挙では３つの投票がございまして、その中でもう１人ぐらいどこの投票所にも増やせば、かなりそういった選挙における事務執行がスムーズにいったのではないかなという気はしております。しかしながら、その中で限られた人員の中で体制を整えていくということではぎりぎりそういった形でできたのではと思っております。

そういうことで、職員をはずして他に民間の方を取ろうと先ほどご提案はございましたが、役場の方が手馴れているのではないかと、そういったことも視野には入れているのですが、当然主体となるところはその管理なりきちんとできるような職員の責任体制で、やるべきではないかと考えておりますので、すべてを形ですということには非常に今後問題があるのではないかなと考えております。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） 問題があると言いましたから、先ほどの鹿児島県で行われた特老における不正投票ということを選管が不正チェックできない。一般の人にやらせるとどこが不都合なのか、実質公務員の方がやっておられる投票所の現状を見ると、まず名簿対照、本人確認及び投票の性の確保と、要するに男か女かということです。入口で。投票用紙の交付、代筆投票、

点字投票の介助、計数管理、一定時間ごとに投票者のプレス発表、投票箱の閉鎖及び選挙録の作成、投票所事務になります。これを一投票所5人前後で大体まわしていると、そして開票作業については、票の選別だけでなく疑問票、開票に携わる人に求めているのは疑問票それから不審票それから偽造票、そういうのをして算入、不算入、按分などの取り扱いを決定する。まとめて書いてあるのは、「以上の過程を十分に理解する必要があるため、高校程度の学力は必要です」ということで、ひとくくりされているのですが、いかにも公務員でなければならないという根拠もなんか答弁としてはまだ納得ができないのですが、今言われたこの作業の中に、一般もしくは役場OBが当たった場合にどういう不備があるのか、もう1回答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、役場OBの話が出ているのですが、役場OBの中で実際に選挙に携わっていただける方を探すとすると、そんなに多くはいないわけです。やはり全体的に90何名、100名近くの各投票所ですから。その中で全体的な数を確保するには、職員が選挙に携わらないとOBの方でできるという問題ではないと思います。

それから、パートの方を今回配置したのですが事前説明会を1日やっております。その中で、投票用紙の交付係りとしてお願いをしたところでございますが、投票事務に入って、最初の段階でかなり場所でも違うのですが殺到される場合もあるし、ゆっくり定期的に来られる場合がある、いろいろな場合がありますが、大体一番多い場合を想定しますと、なかなか慣れるまでにある一定の時間もかかりますし、そういった方々だけではそこに手馴れた職員が多くを占める中で指導ということがないと、うまくいかないのではないかと。実際に投票事務をした中で、そのように感じているところでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 感じているのではなくて、根拠です。なぜ一般の方を登用できないか、そして人員の配置を見ても必要からその何名かは必要です、監視としてですね。その監視役が、先ほどこれを言いましたとおり不備があった場合に罰則規定はどうなっているか、町職員のあれに準じたものでしょうけど、その人が退職してもそれも税金で払われると。まるっきり町民にとっては、マイナスばかりです。もうちょっとなぜ、130万円経費が浮いたというのですから、その経費を何に町民に使われているのか甚だ疑問です。大体1つの衆議院選挙があった前回においても1,000万円の支出に対して約500万が職員の日当経費に消えてます。2分の1です。その中で、投票所は4つ削減して、130万円経費が浮いた。普通の人が最初に聞いたら「それはよくがんばったな」町民も「我々が投票所が遠いなったどん、町のためならがまんすわい」ということになります。しかし、そこに同じ従事した作業労働単価があまりにも差がありすぎるからその矛盾、それで単価を少し下げて同一賃金にするように条例化していけば日当日

額を報酬の額ということで、費用弁償に関する条例というのがあります。それに対して報酬の額については選挙長の報酬、日額は次のとおりにするというので、開票管理者、投票所の管理者、期日前投票所の管理者、選挙立会人、開票立会人、投票立会人とか、条例化してある分がある。職員が選挙管理委員に事務委託されて、そこで貰う日当の額については、明示されていないのです。これは条例化したらいかがですか。提案します。いかがですか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 職員の給与の問題については、職員の給与条例の中でやっていくべきものであって、それで先ほども言いましたように選挙態勢については、職員が主体となって、今までやってきたこのやり方でないと非常に問題が出てくるのではないかと考えますので、別にその選挙管理委員会、選挙の関係での条例というのは出来ないのではないかと考えます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 15カ所から11カ所にしたときのあなたがたが言うことは行政改革でしょう。行政改革の一環で11カ所にしたのでしょうか。行政改革の中に、ぼくが言っているのは選挙の開票事務改善をしたらいかがですかと選挙事務の開票の改善です。提案しているのです。一般の人には条例化して1日、日当制にして幾らですと明示されている。朝6時から夕方6時までです。

しかし、以前は衆議院参議院6時から8時までだったはずですが。約2時間オーバーしているのですが、それでも条例化されているものですから、それ以上の金額を立会人の人、公民館長方はそれで貰っていたのです。その時の時間給にすると1,000円満たないのです。そういうことは平気で実施しながら、なぜ実施できないかというとその選挙選挙で単価を違うような国から委託業務だから、お金を貰っているのです。それを自由にその労働時間単価として、残業した。最高4万4,000円貰える、その前は4万1,000円だったです。そんなに数字が違ってくるのです。1日労働額としての職員としての単価ではなくて、選挙事務として、選挙管理委員会から委託された作業としての考え方で条例化はできると思うのですが、いかがですか。再度質問します。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 考え方は、先ほども言いましたとおり選挙の事務態勢としては職員を主体として考えていかないとなかなか難しいというところが基本にあるものですから、やはりそれぞれの先ほども言いましたように、その手当の基準となるものは、職員については、職員の給与条例であり、立会人そういったところについては国の示す基準というのがございますので、そういったものを目安にして決めていかないと出来ないのではないかと思います。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） ゼロにしろというわけではないのです。あなた方が公務員として、日曜出勤で、ゼロにしろと言っているわけではないのです。公民館長さんたちが委託を受けて、１万円で朝６時から夕方６時、それ以前は衆議院で８時まで、それでも日当として１日額でも規定された条例で１万何がしなのです。そのことと我々は委託されたけど公務員だから、日当ではない。時間給２,３００円から２,４００円なのだと。そこは基本的にはおかしいのではないかと。あなたたちが言われる１５カ所から１１カ所にするのは行革なのだと、わがたちで行革はできないですか。公務員でなければできないと言いながら、公民館さんたちは条例化しているから、１万円なのですが、同じく同一労働だったら、同一賃金というのは労働基準法にうたっています。その矛盾がありませんか。いかがですか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 選挙の関係については、行政改革というところも含んでおりまして、行政改革の選挙に関しての投票所の削減の大きなものというのは、行政改革の中で職員の数が減ってきたということの中で、選挙態勢は先ほども言いますように、職員を主体とした選挙態勢を作っていきたいという中で職員が減った分について、いろいろと考えていくとその態勢がなかなか難しくなっているということがございまして、そういった形で今回投票所の削減というのはその延長線上にあるということでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（５番 重久 邦仁君） 職員の数が減ったからといって、そっちは行政側の勝手ではないですか。努力したということです。それは認めます。ただ、選挙投票所の削減というのとはどういうことですか。投票は経費と職員が減ったからということをイコールにして考えたら大変な過ちではないですか。

「何か、あなた達がやろうとしている行政改革の一環である経費が１３０万円削減されました」「わかりました、我々も協力しましょう。では、一人一人の１３０万円の単価を調べていくんですか」と聞いたら、同じ投票所にいる人にも１万円と２万７,０００円貰っている。矛盾を感じない町民はどこにいますか。行革なら行革で条例化すればいいのです。１日あたり日当がいくらだと、一般の人には条例化までして、規則をかませておいて自分たちは同じ労働の中で２万７,０００円貰っている。矛盾だと思いませんか。

そして、もしそこで不正をした場合には、先ほど「罰則はどうなっていますか」と聞いて明確なものを基準とした国からもらっている選挙執行経費基準法に基づき執行されるべく選挙です。そして、委託金として町に入ってきます。入ってきた金のこの前の衆議院でも１,０００万円のうち５００万円が町民のために便利がよくなるごと投票所の開設やら期日前投票の指定箇所を増やしてくれるとか、そういうふうに金を出していけばいいのだけれども、その２分の１を占め

るものが職員の当日における経費であります。そこに、行革のメスを入れないで、1投票所あたり20万何がしの人件費を削ったからといって、本当に行革ですか。もうちょっと町民のことを考えて、投票率アップを目指した選挙管理委員会の本筋であるものを目指してやってもらわないと、町民はいつまでたっても土農工商ではありません。官尊民卑という言葉が非常に私はあてはまるのではないかと、同じ条件で同じ仕事をし、そこに關しての考えが我々も安かったらこういう提案をして「役所のOBの方でも何名か入れる方法を取ったらいかがですか」というのにも関わらず、まったく根拠のないことで「職員給与法がありますから」全然違います。非常に矛盾を感じながら何回も質問しなくてはいけない。そして、すればするほど職員は一体何をしちよとやろかいと、投票率を上げるためにがんばっているのではない、その日の日当を貰ゆつとやね、あんしだねという、公務員に対する不平不満が湧き上がってくるのは必然かなと私は思います。

そして、先ほどからいろいろな数字を言われますが、私は監査としてその数字を見たことは1回もありません。議員として、正しく書類をいただいているばかりでございます。その当日の一人一人の職員でいくらもらっているかというのを支出伝票というものがあろうかと思いますが、そのことを求めることに対して、局長いかがですか。公表です。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） いまの公表ということにつきましては、情報公開条例等がございますので、それに照らしてできるものについてはやっていきたいと考えます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 当日のお金のことばかり言いますが、その前日から投票事務や開票事務に24時間立ち会った人は、総額6万円から夫婦であれば8万円、1日2日で貰う数字になっているのではないかという思いがあるからです。こういうものを貰って、町の職員のあれがあるからといって許されるものかと言っている。私は許されないと思います。

長田地区におかれましては、私も地区と座談会に全部会合に出席しました。選管長におかれましては前日地区に一旦出席した、されただけで、あと3つの地区座談会には欠席でございました。本当に選管長が断を下されて、3つの削減された地域に地区座談会と称して実行されたけれども、出席されない。本当に町民のことを考えながら、決断を下した結果なのかなと甚だ疑問でございます。

そして、先ほど当日に関わっている数字の伝票を見せていただくということでありますので、次の質問に移ります。

6番目のくいま～るバスは運行できるのかということについて答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 期日前投票が増加しつつある現状では投票所の投票の利便性

を図るという意味から、くいま～るバスの利用をさらに促進をしていく必要があると考えております。規定のバス路線での活用については問題はないと考えますが、投票所に向けた臨時バスを投票場の方に向かう形や、あるいは選挙のための臨時バスの運行補助、こういったものについては、選挙の公平性や秘密性の観点からあまり好ましくないという見解が国・県の中で出ています。従って、交通弱者と言われていす高齢者の方々については、日頃からバスの利用を促進していくことバスの利便性をさらに向上させていくということが必要だと思っております。

そういったことが期日前投票の推進につながっていくのではないかと考えておりますので、今後くいま～るバス自体も三股駅のところに事務所も構えます。そういった中で、さらに個別にそれぞれのところの地域の方々のお年寄りの方が乗っていただくような施策を今後展開をしてまいりたいと考えているところです。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） くいま～るバスの話は去年ごろから出したのですが、これの結論につきましてはある程度、何月までに今年いっぱい結論を出すようにしてください。ある地区では期待しております。投票所は削減されたけど、町の方から温かい支援で、くいま～るバスを運行していただけるのだという期待をいだかせております。この結論について早めに出るようお願いします。

続きまして、7番目の行財政改革で130万円の経費削減効果は今回の衆議院における効果というのはあったのか、いかがなのか、これは町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、お答えを申し上げます。

今回の衆議院選挙に関わる人件費を精査したところ、前回の衆議院選挙に対し約136万円の削減効果があったものと考えております。削減した理由といたしましては、次の点が想定されるわけでございます。投票所の削減による必要職員総数の減少、パート職員の雇用による人件費の抑制、投票閉鎖時間の2時間繰り上げによる職員手当での削減、このような行財政改革の一環といたしまして、取り組んだ投票所の削減等により、一定の削減効果があったものと認識をいたしているところでございます。

今後とも選挙事務の更正かつ、適正な執行を確保しながら効率的・効果的な選挙経費の執行を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 先ほどから言って、私は1時間かけておりますが、こんなに差額があつてそれでも行革の一環として、136万円の効果がありましたと、効果があつたというこ

とは大いに宣伝していただきたい。今回、4つの投票所を削減した結果136万円効果がありました。その根拠はこうです。一投票所当たりこれだけ削減になりました。人件費はこうです。それを明示していただければ胸を張って行革の成果が表れたといえるのではないですか。

笑い話ですよ。ちょっとした話をしましょう。あと1分かそこらですけどね。今や民間給与を遥かに越え世界一の公務員給与の人件費総額32兆円、国及び地方や借金800兆円以上の中に元利払、元利支払金が20兆円、官僚OB天下り、関連企業年間12兆6,000億円まったく書いてあることがでたらめならば、私もこれに対してやります。しかし、今まで私が論議した中で、よく考えてみるとちょっと公務員の方々には失礼ですが、たった1日の日当にしては、私は給料・ボーナスを下げろと言って議論をしているのではない。たった1日の選挙、投票事務をもう少し分かりやすい行革の中の一環として示してほしいと思うから、質問したわけでございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで、11時20分まで本会議を休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時18分再開

○議長（東村 和往君） 本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 発言順位2番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従って質問してまいります。

最初1番目ですが、高く払えない国民健康保険税という問題について質問いたします。病気や怪我をした場合我が国は、すべての国民が公的な保険制度によって治療が受けられることになっております。ご存知のように、国民皆保険制度と呼ばれるものであり、日本国憲法第25条の理念に基づき、国の責任で全国民が何らかの公的保険に加入することによって、必要な治療が提供される仕組みです。このことについて、国民健康保険法第1条では、この法律は社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とすると定めております。お金のある、無しに関わらず病気や怪我などの時に国民は適切な治療・療養が国及び地方自治体の運用する保険制度によって保証されるというのが本旨です。しかし、今国民の命と健康を守るための制度が住民を苦しめるものとなっております。背景には個人の支払い能力を超える高すぎる保険税があり、保険税を払えない人や無保険の人が多数生み出され、国民皆保険の理念は崩壊の危機に瀕しているといっても過言ではありません。国保の加入者は商工自営業、農業従事者、年金暮らしの高齢者、フリー

ターやパート労働者、無職の方々であり、概して平均所得以下の人が多く他の健保加入者の所得と比較して最も低いという特徴があります。

ところが、所得に占める保険料率を比べると国保は11.6%、政府管掌健保は7.4%、組合健保は5.1%となっており、国保世帯には平均で最も低い所得に関わらず、最も高い保険料率がかけてられています。こうした中で、ここ数年、非正規労働者が労働者の3分の1を超えるという雇用状況、経済状況の悪化で離職する人の増加などで年々高すぎる保険料の支払いが困難となり、滞納世帯が増えております。保険料が高くなった原因は医療費の増加と共に、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しております。1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担でしたが、今は38.5%に引き下げられています。

さらに、市町村国保の事務負担金の国庫補助が廃止されました。その上、収納率の低い自治体は補助金を5%から20%もカットするというペナルティも行われております。削られた補助金も保険料に跳ね返る、こうした悪循環が、国保税を異常なものにしてきました。

また、この間の扶養控除の縮小、高齢者控除の廃止、定率減税廃止といった、一連の税制改革が保険税を大幅に引き上げました。保険税の滞納世帯は2008年度の調査で、20.9%のほります。本町でも約1割の世帯が滞納となっております。滞納問題の根底には高すぎる保険税、そして急速な生活の悪化、貧困の広がりがあることは明らかです。誰もが払える保険税に引き下げること、国民の命を守るための緊急対策として、国庫負担率を抜本的に引き上げることを国に要望してください。本町でも失業して、親元に身を寄せている人、商売不振で国保税が払えず滞納し保険証がない人、また病気で仕事をやめさせられお金も保険証もなく、病院に行かれない人など深刻な方々がおられます。

こうした生活困窮者に対して、保険税の減免ができないのか対策はどうなっているのか、お尋ねいたします。

さらに、また元々低所得で家計に苦しんでおられる方が病気になった場合、保険証があったとしても、病院に行くと3割の窓口負担が必要です。体の具合が悪いが治療費が払えないということで、病院にいかず我慢をして、病気を悪化させた方が現にいらっしゃいます。本町でも一部負担金減免制度を一刻も早く作るべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

さらに、保険証がないと当然子どもも無保険になり病院で治療を受けると10割負担となります。日本共産党は国会で、子どもの無保険問題を取り上げ保険証の交付を要求してきました。マスコミはこの問題を大きく報道したことが、世論を動かすことになり、昨年12月一部改正案が参議院において、全会一致で成立し今年4月から15歳未満の子どもには親に保険料の未納があっても、保険証が渡されることになりました。このことは、一歩前進ですが、15歳未満を18歳まで高校卒業するまでとすることはできないのか、お伺いいたします。

後は、自席にて質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

高くて払えない国民健康保険税について、①の生活困窮者の取り扱いについてということでございます。本町の国民健康保険につきましては、国民皆保険制度の中核として社会保障制度の重要な役割を担い地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してまいりました。しかしながら、今日の急速な少子高齢化の進展、経済の低成長への移行、生活や意識の変化等による社会情勢の影響、また医療費の支出の増加、さらには交付金の減額等を受けて国民健康保険の財政状況は年々厳しくなる傾向にございます。生活困窮者に対して保険税の減免及び対策についてでございますが、減免につきましては、三股町国民健康保険税条例第22条の2第1項第1号災害により生活が著しく困難となった者、またこれに準ずると認められる者、第2号で生活保護法の規定による要保護者または、疾病その他、不慮の負傷等により、生活が著しく困難となった者、第3号で国民健康保険法第59条の各号に該当する者、また第2項の前年中の合計所得金額に対する割合の程度による減免の割合によるものとございます。

また、第23条で税額の軽減があり、所得に応じ7割、5割、2割軽減があります。今年度の軽減世帯は医療分において申し上げますと、3,955世帯のうち2136世帯、パーセントにいたしまして54%が対象となっております。ご指摘のとおり失業（倒産、解雇等によるもの）それから、休業又は廃業などにより所得が減少し、就業の見込みがなく保険税の納付が困難である場合においての対策につきましては、今後先進町村等を調査、研修しながら検討をしてまいりたいと考えております。

それから、②の一部負担減免対策についてでございます。本町におきましては、一部負担金減免は実施いたしておりません。医療費を払えない被保険者、医療費を払っていただけない医療機関が増えていることは現実でございます。災害に起因するものだけでなく、事業または業務の休廃止、失業（倒産、解雇等によるもの）などで、収入が著しく減少した場合の減免対策として、一部負担金減免制度を設けている市町村等に早めに研修に行って研修後検討をしてまいりたいと考えております。

それから、③の高校生以下の無保険の子どもに対しての取り組みについてでございます。昨年12月の国民健康保険法の一部改正により、滞納世帯の15歳未満の子どもには6カ月の短期保険証を交付するよう制定をされております。これに伴い本町におきましては8月の保険証切替において滞納世帯の18歳未満の子どもに対し、6カ月の短期保険証を127世帯270名に交付をいたしております。

なお、平成20年度の短期保険証、1カ月、2カ月、6カ月の発行世帯は255世帯また被保

険者資格証明書の発行世帯は14世帯となっております。

以上、回答いたします。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 昨年から非正規労働者とか、この経済悪化で失業者が増えております。保険税というのは昨年の所得に応じて今年保険税がかかるわけで、失業した人は去年は収入があったわけで、今年高い保険税が来た場合に払えないという人がたくさん出ているわけですが、本町でも昨年平成20年度の決算認定では滞納が前の年よりも2,300万円増えているわけです。来年からもっと増えるのではないかなと危惧されるわけですが、失業なんかで町長がおっしゃった法的減免7割、5割、2割減免の方はいらっしゃるわけですが、それに該当しない突発的な失業とかになった場合に、緊急に何とか減免できることができないのか、本町ではまだそれはしていないと思うのですが、ここに国保新聞を見ていると、保険料減免分に特別特徴補填、特別国庫金ですか、これを国がするということが書いてあるのです。経済悪化による失業倒産で。そういうふうなことを国も言わざるを得なくなったということを本町でも中途退職失業者とか商売されている方で営業不振で店をやめたという方が本町にもいらっしゃるわけですが、そういうことをやはり迅速にやっていただきたいと思うのですが、そのあたり今年、去年の所得があつてたくさん保険税がかかっている人たちに対する困窮者に対して、迅速に手立てが出来ないのか、お伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ご指摘のとおり、今、上西議員が言われた前年度の給与所得で今年度の保険税が課税されます。今さっき、言われたとおり失業休業・廃業につきましては、保険税の納付が困難ということで、三股町には設けてありませんけれども、今度国保運営協議会で先進地視察で鹿児島かどこかがやっているという話を聞いております。そちらに行って、生活困窮者、今年度、前年度失業された方の待遇について検討していきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この新聞によると、対象となる保険料は平成22年1月4日まで納期が来る、平成21年度の保険料となっているのです。だから、交付対象者は離職日で判断すると書いてあって、減免申請があったときからできるわけですから、これは早くしてもらわないと対象者が今度もうだめだったということになるわけですから。1日も早く条例を作っていていただかないと間に合わないのです。この国保の新聞も6月10日発行なんです。もう3カ月以上経っているのです。だから、この昨年からの経済不況で失業者が国でも5.何%の失業者です。早く何でもしていただかないとせっかくある国が交付金を特別調整交付金というのですか、これを町が減免した場合に国の特別調整交付金で補填するといっているわけですから、1日も早く調

べて条例をつくって、1人でも2人でも救済することをやっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 言われましたように、早急に計画してこの対策を検討していきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） よろしく願いしておきます。

保険税減免を失業者、それから病気の人、今まで7割、5割、2割の人たちよりも緊急に病気になったとか、収入が減った人たちが相談にきたら、温かい交渉をしてほしいと、実態調査を。7月に保険税の納付がきているわけですから、そういう意味で相談活動、実態調査をしていただきたい。それとなかなか窓口に来られない人の実態調査をしているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 窓口に来られてない方については、家まで出向いて納付相談とか受け賜っております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと一部負担金減免制度ないのですが、この窓口負担ができないから病院に行かれないという人もいらっしゃるのです。

現に私は相談を2人ほど受けたのですが、1人の方は建設関係の仕事をされていたのですが、病気になって仕事をやめざるを得なかったと。病院に行ってがんだったのですけれども、病院で生保の手続きをしてくださって手術とかはしたのですが、その後この人は実家は三股なのです、都城の市民であって生保で治療していて、都城のことを言ったら悪いのですが、生保のお金を貰うときに係りの人が国保税をあなたは滞納しているから、お金支給日に国保の係りに連れて行って、貰ったお金を国保税の滞納に充てるものですから、怒ってしまって貰わなくなったのです。そうしたら治療に行けないのです。がんの後の治療に。とにかく病院に行けば2万、3万円かかるということで言われて早く生保を貰うように、治療を受けるように言ったのですが半年ぐらい治療が受けられなくて、やっとこの夏に生保で治療が受けられるようになったのですが、がんがリンパとかに転移していて実家が三股なものですから、ときどき帰って来られるのですけれども、痩せてしまわれて、まだ50代なのですが。そういう人もいらっしゃるわけです。保険証がない人というのは、たくさんいらっしゃるわけです。本町の場合は資格証明書の発行は14世帯とお聞きしましたが、本当に保険証がない人はそれぐらいなのか、もう1度お願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 14世帯でございますけれども、三股町におきましては滞納者に対しても先ほど言われました短期保険証を1カ月、6カ月それとまた悪徳でない滞納者につきましては、資格書等を配布して保険がないという人はいないと思います。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 資格証明書の裏に病気の時、大怪我をしたとき、そういう人は特別な事情が生じたときは、速やかに申し出て下さいということを記載するとか、とにかくお金がなくて、病院に行けないということのないように、ということを、一辺してもらいたいのと、窓口の一部減免を町でも作っていただきたいということなのですが、私も何年か前に国保の44条が特別の理由により被保険者で一部負担金を支払うことが困難であることに對して一部負担金の減免これは窓口負担ですが、執行猶予ができるという法律があるわけですから、町も、国も補填するようなことを言い出しているものですから、ぜひ条例を失業とか、やむを得ない特別な事情ということを考えて一部負担金減免の国保44条を1日も早く作ってほしいという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その件につきましても、先ほど言われました生活困窮者取り扱いについてと、一部負担金減免対策については、早急に研修に行き対策していきたいと思ます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、病気になったときぐらいはお金の心配なく安心して治療ができるというシステムを作ってほしいということを申し上げて、先ほどの18歳まで、国は15歳未満ということの保険証の発行は全部するということでしたが、本町では18歳まではできるようになったのですね。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 8月の保険証切替において、6カ月の短期保険証を先ほど町長が答弁いたしましたけれども、127世帯270名の方に交付いたしております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） その18歳未満なのか、高校を卒業するまでなのか、そのあたりを教えて下さい。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 高校を卒業するまでです。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかく、本町では保険税が一世帯あたり16万3,997円、1人当たり9万7,000円です。この先ほど私が言いましたように、保険税というのは国保は低所得者の人が多いわけで、払いたくても払えないような保険税になっているわけです。滞納も増えておりますし、とにかく一世帯約16万4,000円なのですが、この人たちの税金がこれだけで、収入が大体どれくらい平均国保世帯はあるものなのか、本当に悪質な滞納者なのかどうかをどうお考えなのか、町長、1人あたり約9万7,000円、4人家族で40万円なのです。国保所帯というのはとにかく年金生活者、自営業者、農家、仮に年金生活者でも200万円の年金を貰っている人というのは、本当にわずかだと思うのです。あと10万円ぐらい、15、6万円の収入しかない所得にすればもっと低いわけで、これは平均1人大体10万円なのですが、保険税だけでその中で今年はまた上がったわけで、そのあたり町長はどうお考えなのか、来年に向けて「これは保険料を上げ過ぎたよな」と思われいいのかどうか、高いと思われいいのか、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 国民健康保険の財政につきましては、年々厳しさが増しているわけでございます。といいますのも、若いときは健康保険とか市町村共済の保険とか、これが定年になりますと、すべて国民健康保険に加入すると、国民健康保険に集合するわけです。

そのようなことから高齢者も増えていき、保険税が高いということはよく言われております。やはりこの国においてもこの保険法の抜本的な改革は考えておられるようでございますが、保険の改革には、しっかりした大筋を立てて検討し、改正をすべきではないかということも考えているところでございます。

本町の国保財政も年々厳しくなります。現在は基金高も1億9,000万円になっているわけでございますが、その辺も十分考えながら厳しい財政の中で町民の健康を守ることが、堅実な運営をしていかなきゃならないと、その辺も十分考えながらやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかく、これ以上、国保税を上げないために国庫負担率を政権が変わったことですから、抜本的に引き上げることを国に要望してもらいたいことと、今本町の1億9,000万円の基金を半分ぐらいは取り崩してでも、国保税を下げるという観点で、来年度に向けてそれこそが住民の命と暮らしを守ることにつながると思いますので、頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

2番目の質問に移ります。財産に関する調査によれば本町にあるプールは学校にあるプールを

のぞくと、児童プール11カ所と普通の都市公園にあるプールが1つあることになっております。ところが利用されていないプールがあると聞きましたが、プール利用の実態となぜ使用されていないのか、利用できるようにするために問題点・経費などを検討してもらい、来年の夏は子どもたちがプールで泳げるようにすることはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 児童プールの件でございます。質問事項の2の①でございます。「児童プールが利用されていない所も聞くが、子どもの体力向上のためにも利用できるようにすべきではないか」ということでございます。児童プールにつきましては、児童の健康を増進する目的から町内に10カ所に設置をしているところでございます。プール開設中の運営は地域の子ども会などをお願いをしているところでございますが、しかしながら地域によっては児童数が減少していることや、子どもの夏休み期間の過ごし方の変化などにより、利用者が年々減少しているところを見受けられます。

また、利用者の減少と併せてプールの清掃、監視などが保護者の負担になっているとの理由などから、現在3カ所の児童プールが休止、休んでいる状況でございまして、そのうち1カ所につきましては、地元から解体・撤去の要望が出されているところであります。

このような傾向は今後も続くものと思われませんが、町といたしましては児童の健康増進のため子ども会などのご理解とご協力をいただきながら安心して利用できる児童プールの維持管理に努めてまいりたいと、考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 水泳の効用について教育長にお伺いいたします。なぜ、水泳が大事なのか、そのあたりを体力増強、いろいろな面を含めて質問したいですが、よろしく願います。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、水泳についてですから、私の方でお答えしたいと思います。皆様ご存知のとおり学校教育の中でも水泳・陸上というのはそれぞれ、運動の一番基礎ですから、そういう意味では陸上競技もですが、水泳が特に小学校1年生からずっと必修として入ってきます。その前段として、児童たちにもそれぞれ水泳をするように奨励をしているということ、1つは水泳というのは泳ぐだけではなくて、心肺、心臓など肺動、いわゆる心肺機能を高めること、そして体力を高めるというのには大変適した競技ですから、1年生からは水遊び、浮くということから取り組んでいく。そういう意味では、児童プール等では積極的にそういう活動を進められることを私は望みたいと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） せっかく、本町に児童プールが財政目録では11カ所と書いてありましたが、先ほど10カ所とおっしゃいました。あるわけです。それと、稗田に公園内にプールが1つあるわけですが、3年ぐらい全然使われていない「なぜ使っていないのだろうか。保育所が使いたいのだけど。」ということと言われて稗田の住民の方も「せっかくあるものを使わないのは無駄ではないか」「今から作れと言っているわけではない。作ってあるものを使用していないこと自体が無駄ではないか」と言われたのです。

なぜ、使用されなくなったのか、その辺りをちょっと聞きたいのですが。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） なぜ使用できなくなったのかといいますと、この稗田公園のプールは昭和54年度に建設しまして、昭和55年から供用を開始しております。この児童プールを近隣公園に設けたというのは、その頃の地元の子ども会、親子会です、今、子ども会と言っているようですが、その方が、ぜひとも稗田に造ってほしいという要望を受けて設置したと聞いております。そういったことで昭和55年からずっと運営に対して、三股町児童プール及び児童遊園管理規則というのがありまして、それを準用してこの子ども会と稗田プールの運営管理に関する覚書きというので、それを取り交わしてプールの開放をしていたところですが、それで、毎年この覚書きを取り交わして、管理をしていただいていたのですが、平成18年度に東原と五本松の子ども会、それと平成19年度には東植木子ども会、西植木第1子ども会、第2子ども会、それと稗田子ども会これらすべての子ども会の方々と覚書きをしない、もう使いませんといったことで、管理をできませんということになりまして町では経費の面や安全性の面、そういうことを考えまして今現在、休止している状況でございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 利用していないということ、せっかくあるプールを利用しないというのは本当に私はもったいないと思うのです。やはり保育園とかは「利用させてほしい」と、稗田の保育の園長先生は「夏の間に子どもたちに水に親しませるために、5回ぐらい関の尾までバスを貸切って連れて行く」と、そういうことをおっしゃっているわけです。近いところに保育所も何軒もありますから、さっき教育長がおっしゃったように、水泳というのは子どもたちの体力増強、心肺機能そういう意味からしたらものすごい大事なことだし、私たちは子どもの頃、その沖水川で毎日のように泳いでいました。だからそういうことからしたら、あるプールを使わないこと自体がどうしたら使えるようになるか、子ども会とかに任せずに、条例を改正すればいいのです。だから、それこそ町内の財産の有効活用です。使いたいというところがあるわけです。

から、もっと投げかけたり、検討したり出来ないのかどうか、町長、お願い致します。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 稗田公園につきましては、休止した経緯につきましては、課長の方から申し上げましたが、閉鎖後これまでの間、子ども会から「プールを再開してほしい」という要望は来ていないわけです。ところが言われるように、あるプールを使っていないわけですから、簡単に作ってやれということではございませんので、これにつきましては今後、使用の再開につきましては十分内部の方で検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 児童プールも先ほど、3カ所ぐらい中止しているということで、監視体制とか、清掃関係とかそういうことをおっしゃいましたけれど、町のものなんだから、丸投げするのではなくて、町が清掃なり監視なりに責任を持つという立場で、子どもたちに小さいときから水に親しませるということは大事だと思うのです。小学校に入ったら体育でプールがある、水を最初に怖がってしまうとなかなか水泳も覚えられないわけで、私は小さいときから水に親しませるのは、大人の責任だと思うし、現にあるわけですから、今からプールを作してほしいという要望をしているわけではないので、町営の温泉プールなど町民が楽しめるようなプールもないので、せめてあるものは有効活用をぜひ検討していただきたい。保育所でも自分のところで簡易プールを作って水に親しませるようにしていますが、水道料などが莫大にかかる、なので保育所でも使えるようにするとか、町が責任を持って曜日を決めてするとか、いろいろ手立てをすれば、皆さん喜ぶと思うのです。それが町民サービスではないかなと、せっかくあるわけですから、後は修理代と監視の問題と、水道料がかかりますけれども、それぐらいは今からの少子化と言われていて国も子ども手当を出すと言われているわけですから、子どものためにもう1回再開の方向で、マイナス思考ではなくて、再開のプラス思考で考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと3番目の質問に移ります。生活様式の変化で日常生活や産業活動などで使用される水は昔と比べて大幅に増えており、廃水処理のされていない多量の汚水が河川や海に流れ込み自然の力では浄化されず、環境汚染が深刻になりつつあります。その対策として、本町でも合併浄化槽整備事業、農業集落排水事業、公共下水道事業と3つの事業が行われています。現在、公共下水道事業は、7地区が完了し稗田地区の工事が行われています。7地区の接続状況を平成20年度の決算審査意見書を見ると接続可能世帯数は1,983戸でそのうちの完了戸数は521戸が接続されて26.3%となっています。下水道工事の接続及び設置費用の個人負担は20万円以上もかかり、また、接続すると水道料が2倍以上になるということもあって、現在の経済不況

や年金所帯などにとっては、接続をすることに躊躇する状況にあります。

そこで、早期に加入することで何らかの利点があるという政策を考えられないものか、伺います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

公共下水道への接続を促進するための施策について、①の「早期に加入する世帯への利点として何らかの対策を考えては」ということでございます。本町の公共下水道事業につきましては、平成10年12月からこの工事に着手いたしておりまして、平成17年3月から供用開始を行っているところでございます。本年の3月末現在で、接続可能人口5,003名となり、うち接続が完了した人口1,303名で水洗化率が26.0%となっております。下水道事業の貴重な自主財源であります、使用料と密接に関連しております水洗化率向上については、最重要課題として捉え、その推進につきましては、供用開始当初から広報・啓発によるPR活動や説明会等を実施しているところでございます。

また、平成19年度から接続推進員の個別訪問による普及にも努めているところでございますが以前として水洗化率は低い状況にございます。その要因といたしましては、経済状況が悪化している現況下において、受益者負担金と接続工事費の合計額が、浄化槽からの切替世帯におきましては、約30万円、汲み取りトイレの世帯で約50万円かかるということで、これは大きな家計負担となっていることが要因となっております。

そこで全国の多くの自治体が導入しております、利子補給制度、補助金交付制度、使用料免除制度などの効果を精査し、下水道法に規定されている3年以内の早期接続者の負担軽減を図る方向からの接続促進の方法を検討し、施設の利用効率を高めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 使用料が平成19年度1,225万2,000円、20年度で1,625万8,000円これだけの収入しかない。毎年の借金返済公債費は7,500万円。こういうことを考えるときに私としては、公共下水道何年か前に5年ぐらい前に、もう一期で終わったほうがいいのではないかと質問と、合併浄化槽にした方がいいのではないかと質問をしたこともあるのですが、今、7地区が終わって、また次の稗田地区工事されているわけで、ますます接続率はまだ4分の1そういうふうなことを考えて借金ばかりが増えていくわけです。本当はやめてほしいわけですが、今作っている人たちは接続をしてもらうために本当にもっと早い段階から町が補助金とか、いろいろな手立てを利点があるように、そのほうが町としては

メリットがあるのではないのですか。環境水道課長おねがいします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

〔環境水道課長 岩松 健一君 登壇〕

○環境水道課長（岩松 健一君） 言われますとおり、使用料が集まっていけば、それで元利均等とかの経費にあてられるわけでございますので、水洗化率の向上というのは非常に重要な問題となっております。

平成20年度の決算で一般会計から9,800万円の繰出金をいただいている状況でございます。これが将来このままの水洗化率でいきますと、ますます一般会計からの繰出金を頂かなければ、事業をやっていけない状況が続くかと思っておりますので、この使用料の接続率のアップに力を入れていかなければならないと思っているところでございます。

国土交通省の資料によりますと、平成20年4月1日現在で、平成の大合併がございまして、だいぶん市町村数も減りましたけれども、市町村数が政令都市含めて平成20年の4月1日でございますので、1,789団体だそうです。うち下水道を整備している予定団体が1,593団体、その中で平成20年の4月までに事業を着手している団体が1,482団体、日本国内では下水道の着手率は93%ということで、結構高い比率を占めているようでございます。

いかんせん接続率が伸びないというのがどこの団体も悩みでございます。大きい大都市部ににつきましては、人口密度の高いところにつきましては、接続率も良い状況でございますけれど、小規模団体になりますと、どこの団体も水洗化率が低いと接続率が低いということが悩みになっているようでございまして、県内を見てもみたら宮崎県では19の団体が下水道に着手をいたしております。それで1番高い宮崎市が85.4ということで高い水洗化率を保っていらっしゃいます。もっとも低い諸塚村が9%ということでございました。県内平均が33.6%となるようでございます。本町が平成20年度末で26.0%でございますので、平均より低いわけでございますので、その辺をどうにかしていかなければならないということでございますけれども、先ほど町長が申しましたように、受益者負担金6万2,000円がかかります。そして工事費が浄化槽からの切替でかかるので、大体30万円近くばらつきますけれども、安い方は安いし、高い方は高くなりますが、約30万円ぐらい。

今度は汲取りからの切替ですけれども、汲取りからはまずお便所を水洗便所にしないといけないという経費が新たにかかりますので約50万円ぐらいかかるのかなと考えておりまして2万、5万円なら出していただけるのでしょうけれども、30万、50万円となってきますとなかなか難しいかなと思っております。

全国いろいろ見ますと、利子補給、金融機関を介してその経費の利子分を町村が補給するという制度、そして補助金制度ということで、1年目に接続いたしましたら6万円あげます、2年目

に接続しましたら4万円です、3年目に接続しましたら2万円ですという制度を取っている団体も結構多ございます。

そして、使用料免除制度というのは、使用料金を1年目にされましたら1年間ぐらいは使用料を免除すると、汲取りからの切替はお金がかかりますので、3年間ぐらいは使用料を免除するか、そういう方策等も取っているところがございますので、これのどこが一番いいのかを検討しまして、平成17年の3月から供用開始をいたしております。これが伸びていきますと、今まで早くつけていらっしゃる方に不公平が働きますので、全員の方に対処できる制度として、作るなら作りたいので早いところで考えていきたいと思っております。

そして、もう一つ問題は共同住宅が問題でございまして、共同住宅は10室のアパートを持っていらっしゃる方がいらっしゃると思いますと、1居室に6万2,000円の受益者負担金を頂くのですが、25%減免しますので1居室に4万6,500円のお金を頂くということになりますと、10のお部屋をお持ちの大家さんは受益者負担金だけで、まず46万5,000円払っていただかなければいけない、これがネックとなりましてほとんど町内の共同住宅、アパートは接続をされていない状況でございますので、こちらをどうにか方策を考えなければいけないかなと思っているところでございます。

以上でございます

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、これ以上一般財源の繰入とかを増やさないように、接続率を高めるために、補助金とかを今年度中に検討して来年から何とかなるといってほしいと要望して、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（東村 和往君） ここで昼食のため、1時30分まで本会議を休憩します。

午後0時21分休憩

午後1時30分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（東村 和往君） 発言順位3番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） 通告に従いまして質問いたします。

福祉政策の要旨に沿って質問します。1番目の植木児童館の廃止という問題について、お聞きします。現在、町内の30集落の中で、一番児童数も多く将来、植木の南部方面が住宅地として

整備されれば、この地域はますます児童数の増加が予想されます。平成12年から再三にわたって児童館の整備を訴えてまいりましたが、たいした整備もされることなく、放置され地域の子どもたちに長年多大な不利益を与えてきました。今回突然、植木児童館の廃止という政策決定がされたことは誠に残念で、地域住民を無視した誰が聞いてもおかしい、決定をどういう経緯でされたのか、お伺いいたします。

次に、植木地区の子ども会、地域活動クラブの会員の皆様になぜ時間をかけて理解を求めなかったのか、これでは官が決定したことは民間は従えという完全な官僚主導でまさしく時代に逆行する住民無視の政策決定ではないかと思いますが、いかがですか。

次に、昨年設置された児童館検討委員会はどういう審議をしたのか、また検討された内容、委員会の開催日数、委員の構成はどうなっているのかお聞きいたします。

4番目にこれからの行政は民間との共同社会になってくると思われます。町政の政策決定については、幅広い町民の声を真摯に聞き町民の納得いく決定をしていくべきであり、今回の衆議院選挙の政権交代もまさしく国民の意識が官主導から政治主導へと如実に表れた結果だと思います。町長も職員の方々の意見を尊重したり聞く耳は持っていないといけなと思います、あくまでも政治家としての町民の利益を考えて判断決定してもらいたいと思いますが、いかがですか。

以上、4点をまず質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

福祉政策について、「植木児童館廃止の検討の経緯を問う。なぜ廃止するのか」ということでございます。三股西小学校区では植木、今市の2カ所の児童館において、昼間保護者がいない家庭の小学校1年生から3年を対象とした放課後児童クラブを開設しているところであります。植木児童館につきましては、築40年を経過していることから老朽化が激しく改築が必要な時期がきていると判断し、西植木自治公民館と協議の上、西植木コミュニティーセンターに児童館を併設する計画でございましたが、昨年度予算化したところでございますが、地元からの要望によりその計画は中止となったところであります。

また、今市児童館につきましては下新、今市、中原、花見原、稗田の5つの地域の児童を対象としていることから、年度当初から70人の定数に対し、待機児童が発生している状況でございます。このことから、町では植木児童館の老朽化対策と今市児童館の待機児童の解消のため、植木と稗田の児童を対象とした児童施設の移転改築を計画したところであります。

今回の計画は放課後児童クラブの再編に伴う移転改築であり、放課後児童クラブ移転後の植木児童館の活用につきましては、今後地元と協議するとの説明をしてきたところでございます。

それから②の「なぜ、地域の子ども会等に理解を求めようとしなかったのか」ということでございます。地域に関わる事業につきましては、地域住民の理解を生むことが重要であり、今回の計画につきましても植木地区の自治公民館をはじめ、植木地区の各団体への説明を行ってきたところでございます。結果として、今回の計画につきましては理解を得ることができなかったところでございますが、今後は十分時間をかけて地域理解を得た上で、西小学校区における効率的かつ効果的な放課後児童クラブ事業の運営に努めてまいりたいと考えております。

それから③ですが、「児童館検討委員会はどういう検討をしたのか。現在も継続中か」ということでございます。少子化が進行している地域では放課後児童クラブの登録者数が減少傾向にある一方、新興住宅地では登録者が増え続け、待機児童が発生するなど児童館を設置したときと現在では、状況が大きく変わってきております。また、放課後児童クラブを開設している児童館は老朽化が激しく児童の安全面から、今後計画的な改修・改築が必要と考えております。このような課題に対処するため、児童館検討委員会では町内の児童施設で安全かつ効果的に子育て支援事業を推進できるよう検討しているものであり、今回の計画は西小学校区における放課後児童クラブ事業のあり方を検討してきたものであります。

なお、現在も今回の計画の再検討も含め町内全域の放課後児童クラブのあり方を検討しているところでございます。この児童館検討委員会の構成・内容等につきましては、担当課長の方から回答をお願いしたいと思います。

それから、④の「政策の決定について官僚的発想ではなく、もっと町民の声を取り入れることはできないか」ということでございます。町政の推進には、町民のご理解とご協力をいただくことが最も重要でございます。そのためには町民の声を反映することが基本であると考えているところでございます。今後も各種委員会・協議会をはじめ住民アンケートや座談会などを通じて広く意見を求められる町民参加のまちづくりに努めていく考えでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

〔福祉課長 大脇 哲朗君 登壇〕

○福祉課長（大脇 哲朗君） 児童館検討委員会の開催回数と構成はどうなっているかということでもございましたけれども、回数については6回開催しております。そして、構成につきましては副町長が委員長ということで、後は総務企画、税務財政、教育、そして福祉の各課長という形で5名で構成しております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） もう1回お聞きしますけれども、植木児童館の廃止の計画とい

うのは、現時点では現状維持ということですか。廃止しないということ。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 最後の検討委員会の中で今回住民の理解を十分得られない計画であったということから、現時点では計画はもう1回再検討しようということになっております。担当課といたしましては、老朽化が著しいということで、必要な部分の改修は次年度予算化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 次年度に改修ということで今言われましたが、私は今回の唐突に出た計画、私のところに課長は担当課長と総務企画課長は7月のはじめぐらいでしたか、来られたときに聞いてびっくりしたのがはじめてで。大体話が進んでいるなということは知っていたのですが。その時に、「子ども会とかに説明なり理解を求めたのですか」と言ったら、2人の表情を見ていたらそういうことはあまり進んでいないような感じがしましたので、これはいけないなど。

というのは私は6月にこの議会でも、まだこの前です。この前、6月に質問しました。その時にこの議事録はありますが、ちょっと読んでみます。町長の答弁です。「植木児童館の新設について、取り組まれたかどうかということですが、植木児童館は平成42年に建築されたもので、これまで平成3年度と平成8年度に部分的な改修を実施してまいりましたが、築40年を越えた建物であることから、全体的に老朽が激しく、トイレは水洗化されていない状態であり、児童の安全面からも早急な対応が必要であると判断しているところであります。そして、昨年度庁舎内に副町長を委員長として検討委員会を設けて改築に向けて具体的検討をしているところでございます。なお、児童館の改築にあたっては県の財政的な理由から現在、国の平成21年度の補正予算に関わる県の実施事業に補助を要望しているところであります。」というこれは、本会議で町長が述べられている。私はこれは誰がとっても植木児童館の改築というふうなんです。そのときに私が一番、結局町長の議会答弁を馬鹿にしているのかと、その間に児童館の廃止をして稗田の方に移すという計画を裏で行われたということですがね。これは先ほどもちょっと議会軽視ではないかということで、声を出したのですが。そういうような、町長が本会議で答弁をされている、これは植木の改築ですと、改築はいつとは言われておりませんが、しかしその検討委員会で裏では廃止して、こっちに持ってくると、現実には7月か6月か知りませんが、公民館長が私に移転計画を言われたのです。山中議員の方に早く教えておけばよかったということで、私のほうには大分前に話がありましたということで、これはおかしい順序だ、せっかく町長は前向きに答弁をされているながら、実務的に役場内部では、移転の問題を考えていたという、これは完全な背信

行為もいいところではないですか。それが一番頭にくるのです。こういう議事録を見て、びっくりしまして確か改築と言われたのになぜ向こうに移すのか、それは理屈的にありますよ。「西部地区子どもセンター」とか何とか言ってですよ。現実には植木の方が今、300に近い270～280人の子どもたちがいて今からも水源地ですよ、みんなが言われるあの辺も将来は住宅地になるだろう、ますます植木の地域の子どもの数が増えていく、全部ですね西小学校の近辺に公共施設があって、学校施設が移動していけばということで、非常に行政に対して不審を持たれているのは今回私もいろいろな子ども会の集まりにも呼ばれております。以前は一切声もかかりませんでした、先般も18日の日に東植木の運動会の打ち合わせがあるということで、PTA関係の方から要請がありまして、今、実際あっていることをちゃんと教えてくれないかということで、ほとんど父兄の方は知らないということで行ってみたら、西植木ばかりではなくて子ども会とかそういう関係の人が40何人集まり、本当びっくりしましたが、私はありのままを言いました。今の状態のことをです。そしたら非常にいろいろな意見が出ました。びっくりするような意見も出まして、やっぱり行政が官主導で物事を進めているのだなど。地域住民の方は、特に小学校ぐらいの子どもさんたちを持っている親御さんたちは日々の生活に追われて行政の情報はほとんど入らない、入らないからこそ、慎重に地域住民の方々と物事を進めていかないと現実に反対が100%近いと思います。私は稗田に作るなど言うのではないのです。やっぱりちゃんとしたルールにのっとって、地域住民の方々に利害に結びつくことですから、その辺があまりにも急に行政側だけで判断されたのではないかなと、こういう事態になると急に計画の見送りということで、そういう慎重さがなかったのではないかなと思いますが、町長いかがですか。6月の答弁を私は非常に期待しまして、改築してくれるんだと長年の夢がかなったなど、地域住民の方々にも1カ月もしないうちから、別な話になっているという。いかがですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 前回の議会で植木児童館が老朽化が激しいということで、改築ということで話をしたと思うのですが、植木児童館の由来について申し上げてみたいと思います。

もともと、植木の集落には植木公会堂というのがあったわけです。ご存知だと思いますが、ちょうど今の大坪酒店の県道の南の前の方に入る通りに、植木公会堂というのがあったわけですが、ところがこの公会堂も非常に老朽化が進行いたしまして、町の方にこの公会堂の敷地を寄附しますので、それに変わる館を作ってくださいという要望がございまして、そういうことで、昭和42年に当時その集落の要望を受けて、当時建設費150万円という補助金のある児童厚生施設の児童館を建設したということは、もともとのこの植木児童館なので、第9地区の分館これができるまで、この植木児童館しかなかったのです。そういうことで、旧集落の住民の皆様は植木の公会堂に変わる我々の児童館である、集会場であると認識が皆様持っておられると思うので

す。

そういうことから、植木児童館については、やはりそのような観点から今後存続しながら改築改修をして行きたいと考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 過去のことをいろいろ出すつもりはありませんでしたが、今回の計画を私は、利害関係者の子ども会とかそういう方々が聞いて本当に反対されておりました。それは行政側には直接、お父さんお母さん達が物申すということはあまりないと思いますが、しかし現場に行って子ども会ですね、第1、第2そして、東植木があと1つあって、全部で100何名の東植木の1回目の時には80人も来られて、非常に誰1人として、納得する人はいませんでした。結局地域性を考えて今までいろいろな議会で取り上げてもらったりして、私なんかも同僚議員とも協力をもらって、改築をしてくれるだろうと将来に向かってそういう期待があったのです。というのは、体育館の問題にしても歴史をさかのぼると第2地区の体育館が出来て、議会でも植木体育館をとということで、同僚議員の全会一致で決意をされた、それもそのままになって、そういう今までのいきさつを見てみると本当に地域のために検討されているのかと。

この前、18日の日にあるお母さんから言われました。昔から私たちのお父さんの代から「植木と今市はいつも三股から馬鹿にされていた地域なのですよ。」というようなことを言われて、非常に長田に生まれて山王原で育ちましたので、以前にもそういうことを実際として残っているのだなということで、そのためにもやはり町は対策を発展しないところならばいいのですが、どう考えても今からますます発展する、今から住宅地の供給というのは、植木と蓼池しかないと思います。あの航空写真をみても、ほかは大体詰まってきましたね。大淀川をはさんで、7地区、8地区も、あとは9地区と私は6地区、やり方によっては他の地区もあるかわかりませんが、そういうことを町全体のことで考えていくと早めに早めに手を打っていかないと、私から言わせると思惑的な政策決定は絶対に町民は納得しないと思います。

今から、私も子ども会の方々に逐次、情報を流すように約束しましたので。ありのまま何も自分の主観で言うわけではなくて、こういう議会の答弁とかということで、29日も議会の質問をしますので、これは、公のところですからごまかしたりするような質問ではありませんので、ということ。今後も情報を公開してまいりますので、ぜひ6月の議会の時も言われました、改築に向けて努力をしてもらいたいと思います。そのぐらいの価値は地域として、効果の面からしても、それが妥当ではないかなと思いますが、もう1回町長にその点をお伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど申し上げたとおりでございますが、やはり非常に築42年ということで、非常に老朽化が激しいということでございますので、大きく不備なところについてはこ

の改修、改築をやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） あそこはプールを入れまして1, 200㎡ちょっとあるので、私は何で今度の国の補正がとおった時点で、植木の改修をすぐ考えられなかったのか、ほかに場所を移すとか。私もはかってみますと、今の稗田の計画がありますが、あそこから5分です。子どもの足でも5分ぐらいのところにあるのです。それが学校に近いとか何とか言って今まで考えもしなかった問題を取り出されて、その計画が黙っていたら7月16日の臨時議会で予算を上げようとしていたのではないですか。何も反対とかではなくて、順序が違うでしょうと。順序がどこに何を作ればいいのかというような本当に検討されたのか、その辺を私は政治的な判断でいいのではないのかと思います。町長。児童館検討委員会という全体的なことはいいのですが、今までも改修とか政治的な判断でされたわけですので、全体のことを考えるのだったら、総合的なことで、検討委員会も必要でしょうが、ましてこのメンバーを見ましても役場内部だけです。本当に検討委員会というのであれば、利害関係者とか実際に子どもたちを今育てている方々を今度の教育委員でもです。1人は実際、子どもたちが現実にいる人たちを教育委員にということで、そこまで現場の人たちの意見を聞くようなことは、国もそういうことで政策の下にやっているのに、実際検討委員会と全部役場内部だけの。先ほども言ったように、本当にそれは町民の意見も真摯に聞いて、できないことはできませんけれども、しかし自分たちから出かけて行って聞いってから政策決定をしないと、こういうことになるわけです。結局私たちが、地域住民たちが望んでいないことをされたから、結局現状維持みたいなことになったわけです。

現実に稗田の子ども会と植木の子ども会はちょっともめています。要するに「あなたたちが反対したからこっちはできなかったのだ」と。そういう不要な争いになるのです。もう少し慎重にやらないと、現実にならなっているのです。私は、この前18日の日に「山中議員、本当に私たちが悪いように言われるのですが」と。そういう争いごとをしなくてもいいような問題が自分たちの、慎重にやられたと言われればそれまでですけれども、しかし町民に対しては慎重にやったとはどう考えても思われません。思われるのだったら、賛成があります。その辺がもっと児童館検討委員会は後にやられるのは内部で検討されるのはいいのですが、今言ったように改築に関しては町長の政治的な判断を私は求めたいと思いますが、いかがですか。その部分的な改修だけではなくて、どうなのですか。それを地域住民は非常に期待しております。

というのは、3年ぐらい前も誰が担当課長かわかりませんが、来られて子ども会の会長をされている方が私たちは、「トイレを改修してくれ」と要望を言ったら、「近いうちに全面的な改築をするから、まだすぐとは言えませんが」と「これでトイレの改修をしてしまうと、もう改築

はありませんよ」ということで泣く泣く納得して、今になってみるとまたトイレと部分的な改修と。一貫性が一つもないです。一貫性がないから地域住民の人たちが非常に不審を持つのです。ずっとここで携わってきていますから、ずっと見てるとそういう生の声が「では、なぜあなたたちは担当の人たちが来られたときにそういうことを言わないのですか」と言うと「幾ら言っても国の政策でこう決まっています」ということの一点張りで本当に地域の人たちの声を聞こうという会じゃないんですよ。最初から結論ありきで物事をするからそういう声が出てくるのです。それを押してまで、役場とけんかをしようとしても私たちはそれだけの情報もないし「山中さんそれは本当はそこまで言えばいいのだけれども、あなたたちも別に子どもではないのですよ。自分たちの地域の子どもの将来のためにもここは言うことは言っていないと駄目ですよ」というけれどもやはり、その辺があるのです。物申せないというのが、そこをやっぱり慎重にくみ取ってあげるのが行政だと思うのです。それは町長も政治家ですので、町民から付託を受けていたのは町長と議員しかいないです。行政の方は別に政治的な判断をする必要はありませんので、そこ辺を町長、自ら改築に向かって努力をしてもらいたいなと、決定をしてもらいたいなと思います。それだけの地域に対しての価値はあると思います。いかがですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今の検討委員会では、三股西小学校区の放課後児童クラブについていろいろ検討されているわけですが、それと併せて植木児童館については考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 何回も言うようですが、廃止とかそういうのは一切認められないと思います。

というのは、いろいろ議会活動をしていますと、以前コミュニティーセンターを作るときも私は、9地区公民館よりも離れたところに作ったほうがいいのではないのかなと、たった100mぐらいしかないところに何で、公共施設を2つも3つも作るのかということで、論議をしたことがあります。当時の担当の、もう10年以上になるのですかね。その時に言われたのが1つの理由ですけれども、コミュニティーセンターは児童館もあることだし、連携を取っていきたいということであそこに立てられたといういきさつも1つの理由になっていますので、ぜひそういう面で場所を移したり、またその時の議論がおかしいと思われても仕方がない、コミュニティーがあるからこそ、連携を取れる。

今度の十五夜も公民館長さんたちが一生懸命やられていてまた、十五夜をやるということで、児童館とコミュニティーを併用して使ってということで、盛り上がっております。そういう面で、

どうしても土地が足りなければ、隣に前コミュニティーの地主さんである大脇さんたちが持っている土地も今はどうかわかりませんがその当時は町のためにと、そういうことで狭ければ部分的に買収してそのぐらいのことをしても何も今あるところですので、場所がどうしても建物の坪数とかいろいろな問題がありましたら、そういうことをすることによって新興地は特にまた町に対しての協力体制が違ってくると思うのです。そのまま突き渡したような政策を持っていけば、ますます行政に対しての協力体制も出てこないと思いますので、その辺は全体的な児童館の検討もあると思いますが、しかし長年、議会でもずっと取り上げてまいりまして、町長も平成14年度には現地まで訪問されて非常に地域の今の問題の点に対してはご理解があると私は思っております。ここは町長の政治的な判断、政治家としての判断をお願いしたいと思うのが地域の人たちの付託を受けた私の意見であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1つ放課後児童クラブの有料化の話が前から出ておりましたが、これもどういう検討をされているのか、これも説明会で説明があったということですが、どういう経緯になって、どういう政策でやられるのか、時期の問題とかありますけれども、その辺をお聞かせ下さい。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 平成21年度から、国・県の方から放課後児童クラブの有料化というか、利用料を徴収するようにと、指導が来ております。

何が影響するかといいますと、今、県の方から補助金をいただいておりますので、それを利用料を取らないとその補助金を流しませんよという内容でございます。今年度は平成21年度ということで激変緩和ということで、平成20年度に1,200万円ぐらいを県の方でいただいておりますけれども、本年度がその半分ということで、600万円です。来年度もし利用料をとらなければ、それがゼロになってしまうということで、それも併せてなのですけれども、平成21年度の利用料の徴収の状況ということで、先にそちらの方を説明したいと思ひます。

県内で20の市・町で129カ所の児童クラブがございます。うち、平成21年度の時点では15の市・町が利用料を徴収しておりまして、取っていないのが三股をはじめ、日南、国富、清武、日之影という三股以外の一市三町が平成21年度、利用料は取っていないと。今後どうされるかということで、いろいろ連絡を取ってみたのですけれども、平成22年度からは日南市は一応有料です、額はまだ未定です。国富町は3,000円取られると、清武町は合併ですので、宮崎市に併せますと、日之影は放課後児童クラブ自体を解散して、放課後子ども教室という形で、これも教育委員会サイドでやる事業ですけれども、そちらに変更するというので、平成22年度からは取らないという団体はなくなると、ただ三股町なのですけれども、三股町も子育てを支援している中で、そして今の児童館を活用しながらは、非常に難しい部分もございます。その辺を今2回ほど利用料については専門部会というものを立ち上げまして、その中で今協議をしていると

ころでございます。少なくとも、今年中にはその方向付けをしたいと考えております。

今のところはまだ決定はしておりません。それを今度は町長をはじめとするその上のあとの検討部会の方にかけてようと思っているのですけれども、官の検討部会の会、こちらの方にかけて今度は利用料という形になりますので、もしも、有料化という話になると住民の代表の方を組織いたしまして、そこでの説明ということは考えておいて、今のところはそういう状況です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） この問題もやはり大きな問題ではないかなと思っております。確かに今、課長が言われましたように、県の補助金の問題、いろいろあると思います。それは何でもかんでも無料化ということではいけないというのは私も十分わかっておりますが、しかし今まで一切とっていなかったわけですから、この時代、現実には三股町は自立でやっていくということで、非常に町民の方々も喜んでいるというか、みんなでがんばっていこうという雰囲気も出てきていると思います。その中で、15歳以下の若年年齢層の比率が三股町は1番高いということで、非常に若い町でいいことなので、人口も少しずつ増え、町外から来られて非常に喜ばれて、子育てに対して今までは非常に喜ばれているところが、親御さんどうして話が出ますので、都城から三股に移ってきたりそれも非常にいいことなのですが、実際せっかく自立でやっていくということで子育てを支援していつてもらいたいということで、三股の方に居住している方も結構いらっしゃると思いますので、そこにいろいろな事情があるというのはわかりますが、しかし、県が補助をつけないからと言ってすぐ有料化にということは、心がないような感じがします。いかにも合理的な、それは従うこともあると思いますが、かえって三股はがんばるぞと、町民のために子どもたちのためにがんばるぞというところをみせることによって、財政的にいろいろな問題があると思いますが、今聞いている金額だったら、何とかなるのではと思いますので、そういうのもやはり子育て支援の三股独自の、三股はそういうことには負けないぞというところを見せていくことによって、行政の町政に対する信頼感も出てくるのではないかと思います、町長いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 児童館の有料化という問題は非常に難しいものだと考えております。昭和40年代児童館を開設しまして、即、児童館で保育所をやっていた時分がございます。このときに保育所ですから、保育料をとっていたわけですが、その後純然たる児童館になってから、無料化ですずっと来ているわけです。そういうことが、これが有料化となるか非常に難しい問題であると考えております。これについては慎重に考えて対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（１０番 山中 則夫君） 町長の政治的な判断で、やはり町民の声をもっと大事にしてもらって、いろいろな財政的な問題もあると思います。そんなに楽ではないと思いますが、ここはやはり政治というのは生活ですので、生活というのはまた情けとか、情というのがないといけないと思いますので、ぜひ合理的な判断ばかり、国の政策のことばかりではなくて、三股独自の政策を打ち出して、町民の負託に応えてもらいたいと思っております。

まだまだ、聞きたいこともございますが、先ほど質問したとおり改築に向けて何とか努力をしてもらうことをせつに願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで２時３５分まで本会議を休憩します。２０分間の休憩時間につきましては、本日の議会運営のお知らせのため、休憩時間を少しいただきます。

午後２時１３分休憩

午後２時３５分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（東村 和往君） 発言順位４番、中石君。

〔９番 中石 高男君 登壇〕

○議員（９番 中石 高男君） それでは、先般通告しておりました質問事項にそって質問してまいりたいと思います。

最近の我が国では、各町村とはいわず財源不足から財源不足債や交付税に頼らざるを得ない最悪の事態も予想され、今までのように、国・県の補助金や事業債に頼ることなく安易な考えを許されないと思います。幸い本町では、当初から自主・自立を表明している代わりに平成２０年度の決算を見る限りでは何とか、財政面は大丈夫ではないかと予想しているところであります。

そこで質問用紙の①で、元気の杜の南側の土地開発公社所有の土地だと思いますが、それについて質問をいたしますが、行政としてその整備について方策があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、②の町道や町民に身近な生活道路の整備について完全とは思えないと思いますが、今後どのような方策もしくは計画がなされているのかお伺いしたいと思います。

地域づくりや道路づくりからとよく言われておりますが、我々は地域の方々と対話の中では誰しもが同じだと思っておりますけれども、いつも道路の整備の話がよくでるわけでございまして、地域は以前より整備はされていると認めますが、まだまだ完全とはいえない状況であると思っております。現在では、以前のように要望等を定期的に出しておりましたが、どのようにして、施行配分をさ

れているのか答弁をお願いしたいと思います。

後は、質問席の方で質問してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、今の質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、公共施設の整備について、①のふるさとまつり広場の整備についての方策はあるのかと。このふれあい中央広場につきましては、開発公社で先行したこのふれあい中央広場、南西側用地の整備についての質問でございますが、用地の取得及び整備の経緯について申し上げますと、平成4年地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律が施行されました。都城北諸県の一市五町は翌年都城地方拠点都市地域に指定されたところであります。本町は、温暖な気候、高い交通利便性など健康で文化的な生活を営むことができる居住地として優れた条件を備えていることから、その優秀性を示すモデル住宅として本町は居住拠点地区に設定され、教育文化施設や、総合福祉センターなどを居住地域に調和したビジネスパークの一角として整備して現在に至っているところであります。

これらを整備するため、開発公社により用地を先行取得しており、残地については面積は1万4,028平方メートル、用地代は諸経費を入れますと約1億7,900万円になっております。当該用地は当初はコミュニティーゾーンの中でふれあい公園という位置づけでございましたが、総合文化施設、総合福祉センター、南側駐車場等の整備が行われ、また中学校の耐震改修など事業の優先順位や社会情勢の変化等により、現在まだ整備計画は立っていないところでございます。

現在は恒常的に、三股中学校サッカー部が部活動の練習用として利用し、また、ふるさとまつりやチャレンジラン＆ウォーキングなどのイベントにも利用されておりますが、日常の維持管理やイベント等に利用する際に雨天となったときは、運営や管理に苦慮しているところであります。

現在、土地開発公社が用地を所有しており、当該用地を多目的なふれあい広場などの何らかの整備をしていくためには、まず、行政目的財産として、土地開発公社から用地を取得して、整備を進めなければならないと考えております。本格的な整備につきましては、単独事業では非常に厳しいことが予想されるため、現在実施しております都市再生整備計画のエリア拡大を視野に入れた、まちづくり交付金事業の取り組み、その他、国・県の補助事業などを調査し、財源を含めて今後、検討してまいりたいと考えております。

現状ではそれぞれのイベントでの利用の際に、関係課・関係団体等と協議して活用のあり方を検討し、使用時の応急的対応をその都度行ってきているところでございます。

それから、町道の整備について②の町道や町民に身近な生活道路の整備については完全とは思えないが行政としての今後の取り組みについてということでございます。

私は町政においては従来より、まちづくりにおいては、社会生活の根幹を成す道路と、インフラ整備は大変重要な位置づけを持って取り組んで参ったところでございます。また、本町はこれまで先代の町長をはじめ、先輩諸氏の施策・想いにより、道路整備やインフラ整備に力を注いできたところであります。

ご質問は今後の公共施設の整備・町道の整備についてでございますが、議員のご指摘のようにまだまだ身近な生活道路の整備が必要な箇所が多く存在をしているところであります。これまで主に生活道路の維持補修や側溝のふたかけ等を中心といたしました年次的・計画的に取り組んできたところでありますが、まだまだ町民からの要望が多いところであります。厳しい財政事情もございますが、必要性・緊急性等さらには地元の意向等を十分に吟味しながら、公共施設の整備・町道の整備を積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で回答いたします。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 先ほど申し上げましたように、毎年ふるさとまつりが盛んになってきているわけですが、そこでもいろいろ座談の中でも話しているわけですが、町のためには、ふるさとまつりのために活性化にはなっていると私はこういう解釈をしているわけですが、これについてもやはり2年ぐらいですか、今2回ぐらいだと思うのです。昨年もそうですが、雨が降ってお客さんの足もどろんこになっていたような気もしますが、それについてはやはり長く続けたいという考えがあるのだったら、早く整備をした方がいいのではないかと、町の土地ではなくて、土地公社のですから簡単にはできないと思いますけれども、できれば、ぬからない程度でやらないと昨年もその日になってからシラスを持ち込んで大変なことだったと思いますけれども。長くこのまま続けたいと考えていらっしゃるのか、それについて、お願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われたとおり、昨年のふるさとまつりは長靴履いて2日間、過ごしたということもありまして、あの広い広場は今後多目的広場ということから、イベント会場等に使用していきたいと考えているところでございます。

何しろまだ整備がされていないということで、元気の杜の東側に芝生の広場があるのですが、あのような施設に整備をしたいと考えているところでございます。

考えてみますと、前のあの道路にボックスカルバート大きな排水溝が鶴田産業のところまでずっと行っているわけです。それで、そのような排水の施設を作って、そのボックスに雨水を流すということから、やはりそういう排水の施設を整備する必要があるのではないかと考えているところでございます。

それでは先ほども答弁申し上げましたが、今、まちづくり交付金事業を進めているわけですが、そういうことでエリア拡大をしてその事業に乗らないかどうかを十分検討して参りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 我々はこのふるさとまつりが始まってから大体最初は11日だったと思いますけれども、11日を決めて同窓会を決めて5年ぐらやってるのです。だから町外の人たちが来た場合にソーメンでも、そばでも食べてもらって、それから体育館の南側のすし屋で毎年やるように決めているわけですが、それにしても三股の場合は雨が降ったら駄目だからという感じで、先入観を持たれているのです。だから、前から話をしているからそのうちによくなるだろうということは申し上げているのですけれども、できれば今おっしゃったように、ぜひ排水だけでもよくすればいいのではないかと考えております。

それと西側の道路よりちょっと低いですから、あれ以上に上げるだけでも大分違うのではないかと私は思うのです。だからそういう方向では長く、できれば今後も続けたいということですから、1年でも早くやってもらった方がいいなと考えておりますので、ぜひお願いしたいと思います。そのことも併せて整備というのは大変でしょうけれども、金がかかることだし、大変だと思いますけれども、県外や町外の人たちが来るわけですから、すべて町の活性化のためにぜひやっていただきたいなと思うところでございます。

それから、2番目の②の件ですけれども、これは先ほども申し上げましたように、大分前からすると整備されているなということは評価するわけですが、でもまだまだ危険箇所はあるわけです。私は2、3日前にも長田の方から蓼池の方だけ回れませんでしたけど、回ってみますと、危険箇所がいろいろあるわけです。危険箇所だけでも早くしてもらいたいなと思ったわけですが、回ったところでは、大体、樫山の方も切寄の通りも半分ぐらいしかしていないけれど、切寄の上の通りです、北側の通り、両方ふたもしてないという状況であります。これもせめて両方ふたがされてあるなら一方だけでもやらないと前から申し上げているように年寄りの70代から80代の人がトラクターを使う時代ですから、ぜひ一方だけはふたをしてほしいなと思います。

山王原も下の通りが半分ぐらいしかしてありません。西の方はしてあるけど、上の方はしていない、神社の南側なんかは早くやらないといけないのではないかと思います。そこはされておられませんので、まつりがあるときには車もとめるし、ぜひ一方だけはふたをぜひしてほしいなと考えております。それから、焼酎屋ですか、昔の川畑勝さんと東の通りも一方しかしてありません。あそこは是非してもらいたいということを考えました。それから、樺山と長友商店の西側の道路です。それから、これが連絡があって行きましたら備平といいますけれども、上沖利則さんのとこ

ろの下ですが、言われたものだから昼ごろ車で行って見ますと、怖いです。本当に、ものすごい飛ばして産業道路を来るわけです。そこは出たときに出れないと、一時は待たないといけないということで、で、ふたがしていないのです。あそこも。溝は深いし、だからああいう危険箇所はやらないと、三股町内では危険箇所が20何カ所あるなと私は感じたわけですが、そういうところも見て、ぜひやってほしいなと。といいますのは、利則さんのところと利盛さんのところと2つ入り込みがあります、広域農道に、散歩に出ようとも出れないというわけです。スピードが凄いですから、風で吹っ飛ばされるような気がするのと利則さんが言われていました。それから谷のほうでは、池の下です。これは前から行っていることですが、あれも早くしないと陥没してしまうのではないのかなと思いますので、それでもできれば全面的にやれということは言いませんけれども、そういうことがあるということで、調査でもしてもらって、悪い方から優先順位をつけてやっていただければありがたいなとこう考えているところであります。町長にもこの前話しましたが、上米では大村昭一さんの前が1メートルぐらいあるのですが、深さが、あそこもそのままであると、上の方はされましたけれど。されてありませんので、その箇所を全部調査してまいりましたが、両方していないところは片方は必要に応じてしてもらったほうがいいのではと思いますので、それをお願いしたいと思うのですが、その辺について、見られたことがあるのかどうか、それもひとつ今、町長の考えではどういう方向でやられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 議員の方からたくさんのご指摘をいただいたところなのですが、今言われるところは住民からの声もあるところでございます。そういったことで、まだまだ町長の答弁のとおり、整備しなければならぬ場所がたくさん残っておりますので、そういうところも緊急性等を十分に勘案しながら、施工してまいりたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） それと先ほど申し上げました、今までは要望書を出してはいたのですが、今出していないから必要に応じてやっていくのだということは申し上げておりますが、みんなやはり出さないのです。だからうちに来るわけです。議員の皆さんはそうだと思いますけれども、あそこをどうしてくれ、こうしてくれと来るはずですが、各町内を調査してここは早くやらないといけないなと考えたところもあると思いますけれども、その調査をしたことがあるのですか。それを聞きたいと思います。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 現場パトロールや、そういう中で回っているのですけれどもまずは今まで地区要望と言ったことで、要望があります。その中でも本当に緊急的に整備しなければ

ならないのか、ということに対してちょっと、緊急的ではなくて、今言われるような場所等もあるのです。そういったことで、現場はパトロールはしているところでございます。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 危険箇所の優先順位、そういうのは青写真か何かはあるのですか。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 優先順位というのは特に今はつけておりません。まだまだ、地区要望や直接要望がたくさん残っているという状況の中で、今優先順位等を配慮しながら、整備を行っているところです。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 優先順位を決めてやらないと、もしその箇所で事故が起きた場合また、災害補償しないといけないのです。それは工事以上の災害の保証金があるわけです。だから、優先順位をつけて1つずつやっていくべきだと思うのですが、その点についてはどうですか。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 今後はそのような形で、しなければならぬ場所というのを調査をさせていただいてそのような方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 農道も先ほどから言いますように、山之口の方を見ますと、ほとんどが舗装されているのです。それと宮ノ原と言いますが、あの辺に畑かんができてから横路線がほとんど舗装されました。素晴らしいといって喜ばれています。その中で、1カ所か2カ所残っているところがあります。車は通るけど舗装がされていないというところがあります。そういうところも見られているかどうか分かりませんが、早急にやってほしいなと思いますけれど、それは知っていますか。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 今、ご指摘の宮ノ原につきましては、県営の畑地かんがい整備ということで、農道については一応整備という形と舗装という形で本年度一応完了ということになっております。あと一部残っているのは、たしかライスセンターから南側に行く道路辺りが残っていると思うのですが、田んぼの中で畑かんの中に今回入っていませんので、砂利等の整備はしているのですが、今のところ畑かんの計画はありません。

以上です。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（９番 中石 高男君） 櫟田と言え、長友商店の西側です。２つ目です。今、谷の館長が櫟田になおっていて館長ですものね、出水。あそこを前から南に走っているのだけれども、車が通るわりには装備されていないということです。それとまだ別にもありますけれども、ほとんど町内としては、前よりだいぶんよくなったと先ほど言いましたけれども、そういう感じを受けると。でも、高城から山之口の間とかは良くなっています、今。耕地整理もやったりして。野芝道路のというのはあまりありませんので、私はこういう問題は前から出しておりましたが、やはり今、年寄りが農業をして後継者もいなくて苦勞するという時期でありますので、道路だけはよくしてほしいなと考えているわけです。

今後もひとつそういう面では今おっしゃられたところを実行していただきたい考えております。まだいろいろありますけれども、こういう先ほども言いますように、危険箇所これだけはやらないと備平の下なんかには危ないです。飛ばしてきて上米公園の方からものすごいスピードできますので、ふたがほげているところもありますので、そういうところもきちんとするように、連れて行ってくれというなら一緒にまわってもいいけれど、そういう面では危険箇所だけは優先をつけて早くやってほしいなと考えておりますので、今日言われたことは実行していただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 一般質問はこれにて終了します。残りの一般質問は明日行うこととします。

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後３時０１分散会

平成 21 年 第 7 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 4 日）

平成 21 年 9 月 30 日（水曜日）

議事日程（第 4 号）

平成 21 年 9 月 30 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 会期延長の件について
日程第 3 追加議案第 9 7 号の取扱いについて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 会期延長の件について
日程第 3 追加議案第 9 7 号の取扱いについて
-

出席議員（11 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	11 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	

欠席議員（1 名）

12 番 山領 征男君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	桑畑 和男君	副町長	-----	木佐貫辰生君
教育長	-----	田中 久光君			
総務企画課長兼町民室長	-----				渡邊 知昌君
税務財政課長	-----	原田 順一君	町民保健課長	-----	重信 和人君
福祉課長	-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	-----	下沖 常美君
都市整備課長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	-----	岩松 健一君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	山元 宏一君

午前 10 時 00 分開会

○議長（東村 和往君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

一般質問に入る前に、昨日の重久君の質問に対して総務企画課長から後で報告する旨の回答がありますので、総務企画課長お願いします。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） おはようございます。

昨日の重久議員の質問の中で、各施設における不在者投票の状況ということでございましたけれども、その時点で手元に資料がございませんでしたので、その結果をお知らせしたいと思えます。

不在者投票をした施設としては、19施設ございます。19施設の中で、投票された方が64名ということになっております。

以上でございます。

日程第1. 一般質問

○議長（東村 和往君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、申し合わせ事項を遵守して質問をお願いします。

発言順位5番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） おはようございます。通告をいたしておりました案件について、最初に一項目だけ質問をして、後の3つについては質問席から申し上げたいと思えます。

衆議院議員選挙における本町の影響についてというふうに出しておきました。

採決、いろいろなことが今、国でされています。補正予算の見直し、それから当初予算の見直

し、いっぱいあるようであります。我が町に対する今、議案として上がってきている以外にいろいろな影響があると思いますので、今年度の補正予算の変更、もしくは今から上げる予定であるものについてあれば教えていただきたいと思います。なお、②のところですが、今後の計画の見直し等が多分あるかもしれませんけれども、昨日のマスコミ等によると15日までが当初予算の締切と聞いております。それで今、わかっている範囲があれば教えてほしいと思っております。

今、三股町にいろいろな経済情勢等ひっくるめてあると思いますが、私は、議員の一人一人の資質というところから、執行部、議員の皆さんに少しでも訴えをしたいと思っております。いろいろな質問を調べるうちに、インターネットで調べたのですが、首長及び議員の報酬というところに行き当たりまして、今、えびの市はもう選挙がありましたけれども、えびの市長選のところ、それから串間市、三股町という人口がほぼ同じというところでありましたので、少しでも報告をさせていただきたいと思います。

議長が三股町の場合はご存知のように29万6,000円であります。串間市36万5,000円、えびの市35万7,000円、副議長は省略します。議員は三股町は21万5,000円、串間市31万円、えびの市30万4,000円であります。ということに比べると、串間市、えびの市の一般の議員よりも三股町の議長はそれ以下というふうにお金上から言って位置づけられています。ちなみに首長さんのところで言うと、三股の町長は72万4,000円、えびの市が81万5,000円、串間市が81万円。副町長、市長ですけれども、三股町は58万3,000円ですが、串間市が64万4,000円、えびの市は52万6,500円。ということは、えびの市の副市長は三股の副町長よりも下という設定になっています。

こういうことから言って、議員の今日質問することが少々あっちに飛んだりこっちに飛んだりするのは、串間市、えびの市の一般の議員さんよりもずっと下なので、ご容赦を願いたいと思ひまして、登壇しての質問に代えさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、衆議院選挙結果における本町への影響について、①の補正予算の変更についてということでございます。

ご承知のとおり、去る8月30日執行されました第45回衆議院選挙総選挙においては、民主党が半数を占め第一党となり、政権を担うこととなりました。選挙公約の中に、平成21年度予算の組み替えを行うため、予算の一部執行停止をすることが表明されたところであります。本町

の平成21年度予算のうち、国の緊急経済対策としての基金による事業は、今回の第3号補正を含めて6基金、2,408万4千円の事業費となっております。このうち、どの部分が執行停止になるか、国や県からの連絡がないことから、現段階では不明でございますが、一部学校、ICT環境整備事業については、文部科学大臣のヒアリングの調査対象に加えられるという情報もあることから、今後の状況を見極める必要が生じてまいりました。また、理科整備教育設備整備等補助金についての交付決定についても、一時停止の旨、国から県に対して連絡があったということでございます。国がこれら基金事業の一部や学校、ICT環境整備事業等、またはその他の補正予算について見直しを実施された場合は、県の予算についても当然、見直しがされると思われることから、本町においても補正予算による見直しが必要となってくるものと予想するところでございます。

それから、②の今後の計画見直しについてということでございますが、今後の本町の予算見直しについては、新政権による補助金のあり方など、全般的に見直しを実施された場合、来年度以降の予算編成については、大幅な見直しが必要になってくるものと思われます。今後は国の動向を十分留意しながら、予算の見直しによる影響の把握に努め、慎重に対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まだわからないうちにこの質問をこしらえたということもありまして、出してみたのはいいけど、まだ今現在もわかっていないという状態のようですけれども、いろいろなものが国が施策を講じたものがほとんど根底から覆っていくということが今、論じられています。

今日の新聞を見ると、都城市の拘置所に副大臣が来たというふうに新聞に載っていました。そういうことから言うと、ハード物についての見直しがいっぱいあるのではないのかなと。今、議会に載っている定住自立圏構想問題についても、実はそれも何かあってくるのかなということも危惧しながら、定住自立圏構想の考え方はソフトはほとんどなくて、ハード物です。ほかのところの定住自立圏構想はソフトものというのが大分入っているのですが、こと都城をするとハード物だけということのようですから、このほかに何か別があれば、教えてほしいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 定住自立圏についてのこれの見直しがあるのではないかというお話でございますが、現在のところは情報等はつかんでおりませんけれども、本日から都城市の担当者の方が総務省のほうにその打ち合わせの中で出てくると思いますので、行くということでしたので、その後の情報で何かあればお知らせをしたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 本議会にかかっている案件ですから、私がどうこう言うことは一議員でありますから控えますが、その動向も見極めてもいいのかなというふうに思いましたので、付け加えました。

次に行きます。

投開票所事務についてということで、あえて、選管の委員長は名指しをしませんでした。期日前投票についてということで見解だけを教えてほしいと思います。期日前投票というのは、文字どおりその告示された次の日から投票前日までやるわけですが、期日前投票が今、三股町では1カ所であります。2つ以上の期日前投票所を開設するつもりがあるかどうかお答えをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、期日前投票についてということでございますが、回答を申し上げたいと思います。

今回の衆議院総選挙の執行に当たりましては、期日前投票の実施場所について、住民の多く往来する公共施設、例えば、新しく完成した三股駅舎多目的施設などの開催を検討されていたようでございます。しかしながら、これらの場所では、庁舎内の選挙管理委員会事務局にある選挙管理システムとのネットワーク整備、有権者の投票環境の整備など、克服すべき課題もございまして、今回は従来どおり役場一階ロビーで実施したところでございます。期日前投票を実施した結果、前回の衆議院選挙より投票数が約70%増加しており、今後ますますその重要性が増してくるものと認識をいたしております。

また、車いすを利用する有権者の方々がスロープを使ってそのまま投票所に入場が可能であったり、土足のまま投票できる等の利用者の声があり、そのような点も期日前投票の利用者が増えている理由の1つであるかと考えております。引き続き、期日前投票における投票状況の把握に努め、利用者が今後とも増加する傾向にあれば、状況に応じて選挙事務を公正かつ適正に執行するための組織体制の整備を図りながら、投票所の増設も含め期日前投票の拡充を選挙管理委員会の中で議論していただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 選挙管理委員会に求めるということも大事かもしれませんが、選挙管理委員会の委員さんはご足労願うのかもしれませんが、実際上、期日前投票を2カ所以上やるといったら、ほとんどが役場の職員というふうになるのだろーと思います。そういう点からわざと、あえて、選挙管理委員会委員長ということは名指ししませんでした。

私が申し上げているのは、市町村の所在地がある以上は、1カ所は必置義務、2つ以上、ここに1つ置いてほかのところを、例えば選挙がありましたと、昨日、重久議員の方でも一般質問であっていましたが、例えば、閉鎖したところもしくは新しく大きなところを午前中準備して、午後から5時、6時ぐらいまで開ける。それを日にちを超えてやっていくということになれば、期日前投票が、重要だと今町長がおっしゃいましたので、これはいつ開けて、いつ閉めようが、いついつ開設しようが、公示すれば自由です。そういうことから、地域住民の利便性のために、先ほど期日前投票が大切だと言われたということであれば、そういうことが論議されてしかるべきだろうと思うのです。要するに、投票所を持って行ってあげますよ。必要なものは出て来いというのではなくて、期日を定めて、何月の何日の何時から何時まで行いますよと、そういうことでその人たちの利便性を図っていくと。今まで閉めたところが4カ所ありますよ。そこは期日前投票の場所に指定したらどうですか。もしくは、地域の大きいところがありますね、そういうところであればそこを期日前投票にしたらどうですかということが考えられるのですね、今の言葉では重要だはわかりました。重要だはわかるけれども、そういうことは論議したことは選管の事務局としてはありませんか。質問いたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 期日前投票の今回の実施結果については、先ほど町長が述べましたように、70%ほど増えたということで、実際、今回3,272人、前回は1,917人ということでございました。この辺の期日前投票の伸び率、そういったところを考えた上で、今回は1カ所でということで考えておりました。ただ先ほど申しましたように、場所については一番利便性の高い場所がどこなのかということを考えてところでございます。それで、今、言われたように、確かに期日前投票をする。せっかく6時から8時まで投票ができる時間帯があるということを考えますと、やはり、そういった仕事帰りあるいは自宅から仕事帰ってその時間帯は通常の平日であれば仕事をされているわけですから、そういうった余裕のある時間に町民の利便性として投票所を開設するということは、重要なことだろうと思っております。

例えば、この期日前投票が更に拡大し増えていくようであれば、どれぐらいが適当であるかわかりませんが、川北、川南に1カ所ずつ設けるとか、そういったことは検討しないといけないのではないかなというふうには思っていますが、ただ、そうした場合に、先ほども申しましたように、今、コンピュータシステムとの連携が非常にできていないと、その投票所での投票がどうなったのか、即時わかるようなことを考えていかなければならない。役場にある選管事務局の本体のほうとシステムの構築、そういったものもつくっていかなければならない。まして今度は、その分、期日前投票は日にちが長いわけですから、通常の業務との兼ね合い、職員が外に出た場合にその辺の兼ね合い。その辺も十分検討しないといけないのではないかなというふうに思っています。

今回の期日前投票でも、役場で1カ所だったのですが、通常はそこに受付、それから投票の用紙を配る方、それからチェック、受付の段階で2人ぐらい。チェックが2人ぐらい、常時貼り付けていたわけですが、不特定多数の有権者を対象としているわけですから、そこに来られた方が一緒になって非常に混乱する場合がありますので、そういった場合は、すぐ応援体制を上の方の総務企画課の事務所のほうから応援態勢を出すといったような形でやってきたところでございます。そういったことも含めて、複数の投票所を開設した場合に可能なかどうか十分検討していきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私が申し上げているのは、特定のところに最初から最後まで、告示期間中ずっと配置しろとはだれも言っていないのです。ずっとしているのはここ1カ所です。特定のところに特定の日にちだけ、特定の時間だけ、要するに回るというのはどうですかと言っているわけであって、ということは8時までするということでもないわけです。

例えば6時で切ってもいいわけです。5時でも切ってもいいわけです。例えば1時から5時までやりましょう。そこを出ていくわけだから、帰ってきてからそれをコンピュータにこの人は投票しましたよと入力するれば済むわけです。コンピュータに入力するというけれども、当日は全部手です。コンピュータでしていますか。していません。それと同じようなことをペーパーに打ち出して、そのところで当日と同じように消していけば、それがその日のうちにわかるということになるわけです。その人たちは、例えば、その日はそこでやっていますから、そこに行ってくださいという不都合が出てくるかもしれません。間違ってくるということはあるかもしれませんが、しかし、それを定着すれば、ここまで来なくても車に乗って送ってもらって来るといこともなくていいのです。大変重要だと言われたけれども、要するに私からすると明らかに黒に近いグレーゾーンの人たちが送り迎えやっています。くいま〜どころじゃない。自分の車で送り迎えやっているではないですか。あれは私はグレーゾーンに近いと思うのですが、選管の事務局長、あれは合法なのですか。特定の人を不特定の人が送り迎えするのは。ちょっとお聞きします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） その投票の意思のある人をほかの人が送っていくと、意思が送ってくる側にあれば、これは違法だろうと思っております。それで、期日前投票については、警察官がずっと立ち会いでそういったものも監視をしているところでございますので、そういった状況ではあると思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そこだけ聞けばいいのです。

期日前投票というのは、投票日ではないからほとんどが投票していないのです。そこに行つて、あなたを投票に連れていきますよと言ったら、その人が乗せていくのです。乗せていく間に、だれだれさんを入れてとか、やってくるわけです。それは明らかに違法だと私は思うのです。それよりも、行政側が出ていって、そういう人たちの手をかけないでも、歩いて行って投票ができますよとしたほうがいいのではないですかと、そういうことを言っているのです。だから、告示期間中ずっとここでやっているように、ずっとやれとはだれも言っていない。そういう人たちの利便を図ってやりながら、町としてできることをやっていく。そうすると、特定の人でなくても、役場の職員が一番ベストと言われたので、そうであればその人たちを何人かが輪番でしていけば、必ず本場では携わる人でしょうから、そういう人たちは、投票日には。そういう人たちを職員で輪番でしながら、何カ所か回していけば、先ほど言ったとりあえず、閉鎖したところの4カ所だけでもやってみましょうかと。幸いなことに町会議員選挙は5日間で4日間の投票日ですねと、そしたら4つだけやりましょうかと。そういうくらいのこっちから出かけていく臨時の期日前投票所というものの開設をぜひとも前向きに考えてほしいのですが、もう1回お願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今言われましたことも含めて、投票所の複数の設置、時間帯もそうです。今言われたようなことも含めてありますので、やはり、十分今後こういう投票の形態が変わってきた中では、町民の利便性とかそういったことも含めて、十分今後検討していかなければならない課題だろうと思います。言われましたことも含めて、あるいは、選挙態勢も含めて、十分検討していくことだろうと考えております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひともそういうことで、できるだけ行政出費が少ない中で、できるだけそういう限りになく黒に近いのではないかなというグレーゾーンで、ここから見えて、あまりいい気持ちはしません。だからそういうことをなくすためにも、前向きな検討をして、検討された結果も教えてほしいと思います。選挙管理委員会とすれば投票率が上がることで、それに対してノーは言わないと思うのです。だから、町長以下のスタッフの整え方だろうと思いますので、告示をされたところについて、とりあえずどこをやってみようかということをしてもらえるとありがたいと思っています。

また、これについては検討をされた結果も教えてほしいと思います。来年は参議院選挙もありますよね。町長選挙もありますが、その前に参議院選挙があります。それ前には結論を、参議院選挙がある前には衆議院選挙はないでしょうから、結論のほうを出してほしいなというふうに思いますし、次回の定例議会でも町長の思いを出していただければありがたいと思います。

2番目にいきます。今の投票の関係ですが、私はテレビを見て、1つだけ奇異に感じたことが

あります。三股町の選挙とテレビに移される選挙を見て、あらっと思ったけれども、町長もしくは選管の事務局長どちらでもいいのですが、紀奇異に感じられたことはありませんか。お聞きします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） マスコミの報道の中で、投票時間の問題、これが八時までということでございました。そういう報道がなされているということで、本町については六時までに閉鎖時間を繰り上げております。そういった報道とのからみのところは、今、議員が言われたようなことではないかなというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私が申し上げたいのは、投票所に行きました。それがボーンと抜かれますよね。映像として抜かれます。そのとき、明らかに三股町と違う投票所風景がありました。それは、衆議院の選挙のときに、2つありました。皆2つと思っているのです。実は3つありました。その3枚目を配るときに、3枚目の投函をほかの自治体の有権者は2枚入れていたのです。わかりますか。1枚ではないのです。2枚入れていたのです。ビデオがあったら見てください。2枚入れていました。ということは、最高裁判所の批准の投票、裁判官の投票を一緒に渡していたということを指すのです。何でそれが問題かという、最高裁判所の罷免をする場合には×を付ける。○を付けたら無効です。有効は白票です。ということは、それを持って記載台に行ったら、その人は無効するのか×をするのかわかるということです。そのために、それがわからないようにするためには、例えば比例区と最高裁判所と一緒に渡すということの方がその人は記載台に絶対行くわけですから、それをするのです。だから、2つ入れておっと思ったのです。そこで11名人数が浮くということになります。要するに2枚配っていたのか、2人いて1人ずつ言って渡したのか、それはわかりません。投票する瞬間ですからわかりませんが、そういうことをやっていたのです。それは、最高裁判所の批准に関して特殊な投票体系だからそうなるのです。それをそのまま入れてくださいというのは、明らかな投票。要するに、その投票所内でわからなければそのまま入れてくださいというのは、それは選挙運動ですから、明らかな選挙運動です。わからなければ、だれだれを書いてくださいと言うのと1つも変わらないわけです。だから、それが白票であれば無効というのであればいいのです。わからなければそのまま入れてください。それを渡して、その人が記載台に行くのは勇気がいります。見直すつもりがありますかお聞きします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 現在のところは、三股町では1つ1つ渡しています。だから、今言われましたことは、そういうふう感じていなかったのですが、その辺のところは十分調査をしてみたいと思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひ、要するに、選挙をする人が来やすい、参加しやすいをと
るということは、そういう小さなところにも目を向けた活動をしてほしいと思っています。小さ
いところかもしれません。だけれども、それは白票を入れる人にとっては小さいことです。だけ
ど、特定の人をやめさせようとか思っている人については、例えば、最高裁判所でいっぱい自分
が案件があることで、その人は私は罷免したいと思ったら、そこだけ×をするということはそこ
の記載台に行くのに勇気がいるのです。ぜひとも検討してほしいと思います。3枚一緒に渡せと
は言っていませんから。選挙区制のを1つ渡して、比例と最高裁判所、そしたら間違わないわけ
です。投票用紙が全然違うわけですから。そういう考え方をとってほしいと思います。

先ほどありました6時に閉めたというので、ちょっと読みます。これは公職選挙法です。投票
時間の投票所の開閉時間というところで、第40条 投票所は午前7時に開き午後8時に閉じ
る。ただし、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため、必要があると認められる特
別な事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別な事情がある場
合。どれに当たるか教えてください。法律に書いてあるわけですから。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 6時までに切り上げた要因としては、6時から8時以降までの
投票が非常に少ないというようなことで、そういったことの理由です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 少ないと言われましたので、ではお聞きします。

今後の衆議院議員選挙で6時以降8時までに何人来ましたか教えてください。過去でもいいで
す。数を教えてください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 過去のでないと6時から8時はございませんので、44回の衆
議院選挙の実態として見たときに、1,143人ということでした。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1万9,000人しかいない有権者で1,143人が大変少ないと
言われる執行部側に、過去1,143人わかった中に少ないと言われるわけですから、これは国
民の権利ですから。権利を1,143人過去と同じだったとしましょう。今度の選挙で何時に選
管が「ただいまをもちまして、投票事務を終了いたします」と言ってから、何人来たと聞いて
いるのですが、それを把握しているか教えてください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 閉鎖して宣言をしまして片づけをしている間、その期間しかわ

かりませんが、いろいろ話を各担当者に聞いたところ約10名ぐらいのところでした。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） さて、そこで問題です。これは法律ですね。公職選挙法違反ですね。要するに、少ないから閉じたと。正当な理由を挙げてくださいといったら、挙げてもらえないわけだから、どれに当てはまりますかと聞いているわけですから、過去に1,143人いました。今回でも戸閉まりする間に10人はいらっしゃいましたと。要するに、選挙を携わるところが、例えばへたしたら、文書とか警告をやりますよね。これについての警告はだれが出すのですか、お尋ねします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これが今、違反だということではありましたが、これについては、6時までの閉鎖ということで、各市町村もそういった傾向の中でやっているわけですので、これが違反になるのかどうかというのはちょっと調べてみないとわからないと思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） この法律をさっき読みました。7時から8時、ただし、「ただし」ということは翻すということですね。市町村の選挙管理委員会は選挙の「投票の便宜のため」「必要があると認められる特別な事情があるため」2つうたっています。「便宜のため、なおかつ特別な事情があった場合。または、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情のある場合に限り、投票所を開く時間を2時間以内の範囲内において繰り上げ、もしくは繰り下げ、投票所を閉じる時間を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる」と。どこにもそれ以外は書いてありません。1,143人は三股町民の有権者ではないということになってしまうのですよ、これからいくと。法律です。条例ではありません。

再度お聞きします。このどの条文で2時間、6時まで。都城市は何時までしていましたか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） およそにおいて8時までと、一部は6時までの切り上げということになっているようです。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） これについて、明快な答えを求めます。

例えば町長、町長が今まで職員だったか、お隣の都城市で昭和52年3月6日執行の市議会議員選挙当選1,310票、次点1,310票、同数なのです。市議会議員の当選と次点が同数、一票で違うのです。それが1,143票をこれに当てはめたら大変なことになるのです。これで市議会議員選挙が同数、次いでに、同じ都城市です。これは農業委員の選挙。第六選挙区、当選272票、落選272票、同数です。町長、この都城市の数字を、特別開票時刻をしてその人た

ちが遠い。普通の人間は離島とかそういうところを指すのです。マスコミが言いました。一部地域を除く。三股町すべてが一部地域になってしまったのです。どう思われましたか、これの数字を。

マスコミで8時までと言った時間、ぱーっと選挙に行きましょうとPRしていました。しかし、ただし一部地域を除くと言っている。その言葉から、マスコミのその言葉を100%すると、三股町は全地域、一部地域なのです。おかしいと思われませんか。三股町は同じ都城市が8時までやっている。職場で働いている。「7時半だ、今から行こう。」と「それじゃ、私も行こう。」と職場で分かれた。一方は閉まっていた。一方はぎりぎり間に合った。この差です。三股町は都城市に通勤圏がいっぱいあるから定住自立圏構想をやるのでしょうか。都城市と歩調を合わせようと一方では言っているのでしょうか。これは違う。だから、どれに当てはまるかということも言ってもらえない。人数が少ないと言われても、1,143人もいる。現実今度把握しているだけでも10名なにかしかいる。「私は断られた」と電話が来たのです。「できませんよ」と。まだおいやったちゃけど、片づけおいやったけど。ゆゆしき問題です。

もう1回これについて、今から先ずっと6時に閉めるつもりですか。お聞きします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 時間の繰り上げにつきましては、平成18年度の9月の町長選挙から繰り上げの選挙になっているわけですが、言われるとおり、いろいろ反省点もあるようでございます。やはり、公職選挙法に基づく国政選挙、地方選挙でございます。やはりその点につきましては、時間の問題については今後十分検討すべきではないかというふうに考えているわけですが、何しろ、選挙管理委員会という組織もございますし、その辺との兼ね合いもございますから、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長、実はここで私が大きいことを言うのは、実は町民から付託されているわけです。町長もそうです。だけど、課長をひっくるめてほかの人たちは町民から付託を受けていないのです。試験は受けたけど、付託は受けていないわけです。そういう気持ちがあるわけです。そのために、執行についての考え方を、選挙管理委員会もあります。だけど選挙管理委員会の委員すら議会の同意は得ましたけれども、住民の付託は受けていないのです。そういうことであれば、あえて私が選挙管理委員会というのを名指しせんでしたかと言うと、町側が選挙管理委員会に「これだけこれをしますよ。」と言えば、例えば、もちろん立会人が必要です。立会人も少しお金をあげて平日をしないとイケないから、「少しお願いしますよ。」と言ったら、自分の集落のためだから、出てもらえると思いますよ。そういうことをしながら、一方ではこう

いうこともやるということなのです。私に言わせてもらえれば、期日前投票が6時までで、当日が8時の方がよほどいいと思うのです。あれだけマスコミから言われるぐらいなら。だから、前向きに検討ではなくて、三股町がもし今からも6時でやるというなら、定住自立圏構想の都城市も6時までというふうにさせてもらわないと、大変です。6時以降2時間は、一方は有権者、一方は有権者ではないということになります。もう投票するすべがないのです。これは、町長が「6時に閉めるのは、これは大変なことだ」と、お金で計算はできないと。選挙人に付託をできるだけ1人でも多く、町政もしくは国政に、県政にしてもらうためには、1人でも多くの人をせないかと。

やはり、政治不信というのは、断られて終わればテレビの前で寝て見ているだけが有権者だと思わせることは、絶対してはならないと思います。そのためにこそ検討ではなくて、この問題については、次回から8時でやりますと。今度はまた1番考えられるのは、参議院選挙です。またこれも8時のキャンペーンをやりますよ。このときに、三股町だけまだ6時です。三股町よりも離島があれば、船で来ないかと、そのためには2時間かかると。「悪いですけども、すみませんけれども、開票をした後から持ち込むことはできないので、有権者の皆さん悪いですけども、6時に閉めさせてください」と。その一部の地域はこの離島ですよと言うことができるわけです。都城市に接して、あの行政境があって、右と左で一方は一部地域、一方側は有権者ということになるのです。それは、お金で計算できない問題だと思うのですが、町長は前向きに検討ではなくて、やりますとってほしいのですが、もう1回お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどの意見につきましては、厳粛に受け止めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 厳粛という意味が私には理解をしかねるのですが、ぜひとも、選挙からそういう繰り上げみたいなことがないように、もちろん、役場の職員の人も大変です。明くる日は仕事というのに、8時だったら12時を過ぎてしまう時間になるかもしれません。しかし、そのことによって、住民が国政、県政、町政へ参加できるとすれば、その対価は少々のは払ったって町民は怒らないと思います。出費を少なくするために6時にしました。都城市に勤めに行っている人、日曜日も仕事という人は六時では間に合いません。だから、8時を9時にしろとは決して言っていません。この法律どおりにやってもらうように。でないと、三股町は選挙管理委員会は選挙違反をしている。公職選挙法違反だと言われて、例えば、住民が提訴したら負けますよ。1,143人を切りました。いらないと言いました。その人は三股町の町民ではあ

りませんと言っているわけですから、だから、絶対それについては、厳粛ではなくて、次の選挙から何があってもやってほしいと思います。でないと、大変なことというふうに思います。設定されているものがいっぱいありますので、これはやってもらえるものということで、次に行きます。

学校給食の問題について、地産地消からアレルギーの対策について質問をいたします。教育長になるのか、産業のほうになるのかわかりませんが、私が平成19年9月議会で質問して、教育長の答弁の中は、この地産地消を推進していくために、供給者であります生産者側の体制づくりが欠かせないわけですが、駅前に産業会館を建設するという計画もあり、そこに納入する生産者の組織もできれば、その組織とも地産地消に向けた話し合いができるのではないかとというふうに考えているところであります。今後、大いにそういうことを進めないといけないのではないかとというふうに思っておりますというふうに答えられております。言われているように産業会館もできました。納入もされております。検討されているかどうか、お答えをお願いします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 今のご質問の件ですが、地産地消ということで、学校給食における県内産の農産物を利用するというので、今、国のほうから補助事業があるということで、協議会をつくってやろうということで、今、教育課それから産業振興課、J A、もちろん給食センターも含めて、2分の1の補助なのですが、国からの補助がありますので、それについて協議会を今、都城市を含めて、設置したところです。

これについて、一市一町で各給食センターも含めて、県内産の農産物を利用した給食、それから米はもちろんですが、含めて取り組んでいくということで、本年度、平成21年度11月、12月、1月、3回、本当に地元の産品を使って献立を利用してやろうということで、準備を今、進めているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 国から言う地産地消は県単位です。だけれども、三股町が言う地産地消は三股町だと私は思っています。都城市は給食センターがあります。何万食です。それをくるんで地産地消ということになっていけば、県内産にせざるを得ないのです。

2年前のときに、地産地消3,000食だからどうもならないという教育長のお答えでした。今度は40,000食近くになるのです。都城市を入れると。それができるということになるのですか。私は違うのだと思うのです。都城市を入れて、地産地消を県内産とするのは、国はそうです。国は自治体でいったら大きな問題があります。それは県レベルで地産地消をやってくださいよと。2分の1の補助と、これは県議会で星原議員が聞かれています。今、調査をしてい

ると答弁があります。その中で言うのは、私が言うのは、三股町の人たちがつくった物をすべてではなくてもいい、一品でもそこに入れる。例えば、カレーがあったら、ニンジンだけ入れるのではないかという形が出てくるのではないかなと思うのです。そのために三股町の給食センターで地産地消をやらないと、これも定住自立圏構想ではないけれども、都城市に振り回されます。何でもかと言うと、大きいところだから。四万食分だから。三股町の農家の人が問題ではなくて、J A都城の話になってしまうのではないですか。そうではなくて、J A都城三股町支所と今回の産業会館とが話し合っ、て、地産地消をやっていくということがあるのです。だから、国が考えていた地産地消という考え方は、こちらに置いて、それよりもっと限定しても補助金が出るだけです。それを産業会館もできたことだから、私はできればなるのだなということで今回質問をしたわけで、それについてあっちサイドはそのようですが、教育委員会サイドはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、おっしゃったように、一品でも多く町内産を使っていこうということで、今、栄養士を中心に検討をいろいろしているところです。

具体的な取り組みということで、これまでは、ミニトマトという形で数がたくさん確保できるということから、ミニトマトがその中の中心だったところですが、現在はキュウリをまず使っております。そして、町内産のブドウというのがありますので、このブドウも昨年度から今年、2カ年使っているところです。

今、物産館の組織ということについても、今、そことの協議についても検討しておりまして、問題は3,000食という大量の食材が必要ということから、例えば、キュウリにすればやはりそれなりの真っすぐと、ニンジンについても二股に分かれていないというようなことを求めているところですが、物産館の組織の方というのは、大規模経営ではありません。

そういうことを踏まえたときに、その食材を規格品という形だけを求めていくと、なかなか難しいこともあるだろうということから、例えば、ニンジンについては二股の部分をいったんカットして、カットした形で真っすぐ状態にした格好で使う方法を考えていこうと。キュウリ等についても、曲がったものがあるわけです。それを半分に切った格好の中で真っすぐの使い方をしていこうということで、これは当然、調理に携わる職員のカットする時間的な部分では負担が増えていくわけですから、そういうことの意識改革も含めた中で取り組んでいこうということで、物産館との正式な協議というのは、具体的には現時点では行っておりません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 3,000食だと2年前も言われました。私は「釜は1つですか」と聞きましたら「釜は2つある。」何が言いたいかといたら例えば、給食センターの人間をあ

と1人増やしたら、B製品だけでできますよとかなるのではないかと。B製品で製品にならないものでも、味は一緒なのです。納入された物が規格でスーパーに並ぶようにキュウリが真っすぐしていなければいけないということではなくて、そうではなく、そっちはそっちで出してくださいと。あえてB製品でいいですよということも、地場産業について言えば、ものすごく大きなことだろうと思います。

この前、テレビで見えていましたら、B製品と言われるものが4割出るそうだそうです。A製品、要するに商品の価値がちょっと落ちるもの、だけど味も何も全然変わらない。あえてニンジンとか言うと、余りにも栄養がいきすぎたものだから、四方面が追いつかずに、割れてしまうということになるのだそうです。それは十分に対応できるもの、あえて地場産業でするといえば、そういう小回りがきくのではないかと思うのです。だから、もちろん栄養士もやりくりが大変でしょう。だけどそれも1つの問題としながらも、納入をしてもらい食べる。そっち側に視点を置いてもらおうと、つくる人は大変かもしれません。しかし、どうしたらそれができるかということを論議してほしいのです。

もう1つは、三股町の業者さんがどうしたら三股町からお金が出ていくものがそこが潤うのか。少なくとも三股町に通っていらっしゃる学校の子どもさんは、材料費は払っているのです。ということであれば、食べて安全なものを材料として提供してやろうではないか。要するに、真っすぐしたものではなくても、これが三股町でできる、あなたたちの口に入るのだよと、これだけでも相当の食育になるだろうと思うのです。そういうことから、ぜひとも、まだ話もしていないということでしたから、その県の関係のと言われるものに乗るのではなくて、三股町内産地産地消ということをお願いしたいと思いますが、あればお答えください。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） ただいま申し上げられたように、町内産ということで、今、給食センターと協議をしているところですが、今回の協議でちょっと先ほど説明をしなかったのですが、一応町内産ということで、サトイモ、ダイコン、キュウリ、ネギ、ニンジン、シイタケ、それに米の7品目を農家から調達できるという予想で、今、給食センターとも協議しております。それともう1つが、やはり町内産を使った新しい製品、特に、町内の企業を使って、そういった学校給食における冷凍食品等の開発、これについても補助金の採択要綱に入っていますので、そのあたりの新しい、いわばハンバーグ等とか、そういう冷凍食品とか新しい学校の給食に合った商品開発を進めていこうということも今、検討しているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひとも、つくる人が供給する人が主役ではなくて、農作物をつ

くる人、それから食べる人に視線を置いて、より安全なもの、要するに食べてみたらわからないよというものではなくて、製品の価値を上げると。収量を上げるとなれば、薬漬けにするのが当たり前のことです。そうではなくて、薬をしていないものについては、こういうことですよ、虫が入っている。それは安全という印ですよということも、食育の中に入れながら、ぜひともやってほしいと思いますので、これから先もお願いしたいと思いますし、論議もまたしてほしいと思います。

次に、同じく給食の関係で質問をしておきました。アレルギーの対策についていろいろなところで聞くわけですが、先ほどの地産地消の関係もあるのかもしれませんが、私は今、三股町に何人ほど学校給食が食べれないで弁当を持って来ている人がいるのか。数字があれば、教えてほしいと思います。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、アレルギー対策についてであります。アレルギーについては、特定の食品を飲食することで、体内に取り込まれ、アレルギー状態が発生する免疫反応であるということは、もうご承知のとおりだと思います。食品によっては、卵とか乳製品とか、小麦とかそういう特定の品目、その他のアレルギーを起こす単一品目ではなくて、一緒につくったことでアレルギー反応が出るというようなことが生じることであります。

そこで、今、ご質問の本町におけるアレルギーですが、今、給食センターの方で把握しやっていることは、まず牛乳、牛乳へのアレルギー反応を示す子どもが15人おります。それで、ここは供給停止をします。飲ませません。そして、次に、30人程度の子どもたちが使用する原材料で、その日の副食を食べられないというのが出てきておりますので、それに対しては、一般に配る給食献立表のほかに、その子どもたちには特別に「献立はこういうものが入っていますよ」というものを特別に配っています。そこで、それを見て、親御さんが「今日はこれと、これが入っているので食べない方がいいよ」と言うわけです。そのときに、子どもたちはどうしているかというと、子どもたちの手元にはご飯もあれば、大きな皿、小さい皿あるわけです。それで大きな皿の方に入っているものは今日は食べなくて、小さな方は食べなさいということを親は指導していくわけです。そういう子どもたちが大体30人程度の児童・生徒がいるということでもあります。

そして今、質問にありました弁当を持ってきている子どもは1人ということで、この子は弁当を持ってきて、副食も持ってきますから、この子どもの給食費は払わないということになっています。現にはそのことあたりを把握しているところであります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ちょっとだけ補足をさせていただきます。

弁当持参ということで、今、1名ということでしたが、これは小学生で毎日弁当ということで。それから、献立の内容によって弁当を持参する子がほかに1名ということで、中学生が1名ということです。今、給食センターの方で把握している人数は以上のとおりです。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 食育とか学校給食は学校教育の一環とかこう言われています。地域によって、大きい自治体は大きい自治体なりにいろいろなことをやっているわけです。医者から診断書をもらってきて、これについては食べさせないようにする。そのためには、除去食というのができる。要するに炊事場をもう1つ、つくらなければいけないというのものもあるかもしれませんが、部屋の的にはそんなにあるものではないと思いますが、いろいろなところを調べると、食物アレルギー対応、これは宇都宮ですか対応マニュアルというのをつくっています。それについて、どうやりますと、どういう工程でやりますとずっと載っています。微に入り細に入り、載っています。37ページぐらいあるマニュアルです。学校側がその子どもに残念だったね。食べられないんだねということではなくて、どうやったら食べさせることができるのか。どうやったらみんなと同じようにできるのかというのをやはり、考えるべきだろうと思うのです。駄目だったら、代替のもので何かできないのか。それだけ抜いて料理ができないのか。いろいろなことを考える必要があるのだらうと思うので、1人でも多くの人が隣の人と同じように、食事ができていくというのが1番ベストな姿だろうと思うのです。少々料理の中味が変わっていても、同じところで同じように食べる。自分だけ弁当というのは、やはり、大変だと思うのです。だから、いじめの対象にもなると思います。

再度お伺いしますが、こういう例えば、対応マニュアルをしながら、除去食ということも考えるようなつもりはありませんか。お聞きします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） やはり、学校給食の目的は、好き嫌いをなくして何でも食べる子どもたちを育てるというのが、いつまでも大きな学校給食の目的ですから、できるだけそういう子どもたちも食べさせる方向で指導することは当然のことです。そして、その子たちなりの給食を給食センターでつくるということは、今の施設では不可能です。そうですから、今後、どうしていくかはわかりませんが、ご指摘のとおり、別に釜を設けて今のところは考えておりません。これがもっと多くなれば、そういうことも考えないといけなんでしょうけれども、現在はそういうことですので、できるだけ食育ということが大きな教育の中の1つになっておりますので、教育の一環として指導はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今の答弁は矛盾しています。要するに食育の一環として考えておりませんと、こういうことになってしまうのです。そうではなくて、その人が嫌いだから出さないとか言っているのではないのです。これを見られましたか。医者からの診断書が要るのです。この子はこれはこれで駄目ですから、これを抜いてくださいと、それがあって初めてあるのです。

例えば、シイタケが嫌いだからということで出さないと言ってるのはだれもいないのですよ。食育といって、その人の嫌いなものを食べさせる。それが食育でしょう。だけれども、体に合わないもの、発疹が出る、救急車で運ばれるということが想定できる人も、できるだけすべての毎日においてそうしろと。やはり例えば、そこに弁当を持ってきている子どもたちをどうするかという論議を内部でもすると思うのです。あそこの給食センターはできません。いつ論議をされてできないという結論になったのか、教えてください。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） この除去食というのについては、除去食だけでも方法としてはいろいろあるわけです。料理をつくる段階で、原材料を含まない形ですという場合と、いったん調理をした中から取り除くという部分もあるわけです。そして、アレルギーを起こす子というのは、同じ食材であっても匂いもかいただけでも駄目という場合もありますし、加熱すれば大丈夫という場合もあり、まさに千差万別。それと、医師の診断書を添えていろいろな自治体で取り組みはされておりますけれども、給食センターの方で対応しない段階では、親が自分の子にアレルギー反応が出ないように、親の責任でそれなりの対応をしていく。

ところがこの給食センター学校側で対応していくと、どうしても親が引き受けた給食センターの方に責任を転嫁してくるという難しい問題もあります。いずれにしても、この除去というのは、今、全国的には単独校、自校方式でされているところが中心で、取り組みがなされております。センター方式においても、この除去というのが今、増えつつあります。三股町としても、これからアレルギーを持った子どもたちというのは当然増える傾向にあるわけですので、施設の問題、料理人数の問題等々もありますけれども、今後、するということではまだないわけですが、三股町として今後どういう格好で対応していくかということは、よその実際に取り組んでおられるところ等の調査等も踏まえながら、検討していきたいと。現時点では正式な検討というのはまだしていないというところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 親の方からのクレームがという話がありましたけれども、それは自分の子どもがそういうことになれば、神経過敏になっていらっしゃる親もいらっしゃると思いますが、この対応の中で見ると、アレルギー対応食同意書というものを本人からとるようになっているのです。だから、その同意書がある一定のところは工夫したりすれば、例えば、1年に1

回はとりますとか、そういうのもしながら、何とかして何かできないかということを論議してほしいと思います。施設ができないと私は、例えばテーブルを置いて釜ぐらいやれば、施設の面積そのものはあると思うのですが、答弁がなかったのでお答えください。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 一応、除去食もしくは代替食という格好になった場合には、ミニ調理室的なことはやはり、必要になってくるだろうと。そういうことを考えたときに、現在の給食センターの広さ、施設内では、当然ほかの関係で調理人の動きというのがありますので、そういう意味ではちょっと無理かなと思っております。特別にそういうミニ調理室を設置しないとできないのではないかと考えております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今の答えは教育委員会の机の上で考えて無理かなということでしょうか。

私はあそこの給食センターは将来は米飯もするというつもりでつくっておられていると認識していますので、今のところの北側のところは余裕があるのではないかなと思うので、現場をひっくるめて対応方を協議した結果はこうでしたと、机上論ではなくて。例えば、給食センターの所長は変わっていくわけですから、現場はそれならどうやったらできるのかということも考えでほしいと、論議してほしいと思います。時間がないので、次々にいくのですが、そこは強く申し入れておきたいと思いますので、どうやったらできるのか、2つの問題に限らず、地産地消、アレルギーに限らず、できないことを先に持ってこずに、どうすればできるかということを持ってきてほしいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

さて、職員の人事管理ということをしておきました。メンタルヘルスと退職者補充ということにしておいたのですが、今回、定年退職者と定年退職者以外の退職の人数を教えてください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 定年退職者は6名となっております。希望で早期退職される方は申し出を口頭でまだやっている段階で、正式に申し出はまだいただいておりますので、ここで数字、人数的なものは申し上げられないと思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 口頭であろうが何であろうが、数字をすることによって事後にするわけでしょう。それなしで早期退職者の数を申し上げられないということは、だれも氏名を言えと言っているのではないのです。予定者数の数を教えてくださいと。多分、これくらいになるでしょうぐらいはわかると思うのですが、教えてください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 口頭でというのは、まだ正式に辞めますという段階まで行っていないということです。まだその方は、その後また勤めたいという形に変わる可能性のあるということです。その数字を申し上げて、はっきりした数字を言うということにはならないと思いますので、今、議員の方で言われましたおおよそのということでございますので、定年退職者よりも若干多い数ということでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私はこの人たちの辞める動機というのは、今のこの状態の中で、要するにうちに来てください、うちに来てくださいという国家公務員の天下りのような感じではないと思うのです。役場の給料よりも低くくでいくか、もう全然しないかです。特殊な人で来てくださいという人もいるかもしれません。過去にもいました。だけど、そういうことがあって、そういう数があるということは、13、4人なるかわかりませんが、それがあってこの人たちの話も少ししたかったのだけれども、時間がありませんので、これを踏まえて補充をするということになるんじゃないですか。教えてもらいたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 補充につきましては、そういったことも加味しながら、補充していくということになろうかと思います。

それで、実際に退職をされますよという方については、今回試験がございまして、一次試験の結果がもうすぐ出る予定でございます。それまでに、申し出を受けるといような形で対応をしたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 時間がありませんので、町長に言っておきたいと思います。

まず、やめざるを得なくなった人たちはどういう感じなのかというのを調べてほしいと思います。追跡です。要するに、自分で違う職場に行くことによって、もしくは住民とのトラブルによって自分は考えがどうもならないで辞めざるを得ない。もしくは、そういう形もあるだろうと思います。

もう1点、この補充については、今やっという形になっていますので、できるだけ多くの補充をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで11時30分まで、本会議を休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 発言順位 6 番、黒木君。

〔11 番 黒木 孝光君 登壇〕

○議員（11 番 黒木 孝光君） 昨日は休みを頂きましてすみませんでした。順調になりましたので、今日は登壇できました。

私が先般通告しました質問事項はただ 1 つ、町長の公約についてのみでございます。質問の要旨にある 2 つの事項でございますが、1 つは長田地区の過疎対策について、もう 1 つは合宿センター建設についてです。いずれも公約され、実現に至っていない件でございます。この件については、平成 18 年 12 月定例会と昨年 12 月定例会一般質問で公約実現への取り組みについて伺っています。

まず、過疎対策については、平成 19 年度以降について人口減少地区の住宅建設については、非常に遅れているので反省していると言われ、過疎地の住宅政策については、早急に計画を立てたいと考えているところだと答弁されました。昨年はマスタープラン、さらにストック活用計画等で検討し、5 年ごとの計画見直しになっているところで、引き続きその可能性等につき検討し、また希望的な考えは持っているところだと答弁されました。私は宮村地区に続けて、長田地区にも宅地分譲政策も含めて過疎対策をしていただくよう意見を申し上げ、町長は内部で検討させていただきたいと答弁いただいていたので、その後の検討チームのメンバー構成や検討回数、それと併せて検討の内容、経緯や今後の見通しについて伺います。

次に、合宿センター建設についてでございます。このことにつきましては、昨年の町長の答弁では、平成 18 年度に役場内部で検討委員会を立ち上げ検討が進められてきたが、もろもろの事情でこれに充てる財源の確保が困難と判断し、現時点では先送りせざるを得ないと。その対応策として、地区分館を解放し、合宿所としての利用を促進している。また、平成 20 年度も町内外を問わず、県外からもスポーツ少年団や中学校、高校など利用があり、年々増加する傾向にあり、今後も引き続き国・県等の補助事業等も調査しながら、検討したいと答弁されました。その後、検討された経緯、今後の見通しについてお伺いいたします。

以上、壇上から質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町長の公約検討の経緯と今後の見通しについて、まず①の長田地区の過疎対策についてということでございます。

本町の過疎対策につきましては、長田地区、梶山地区、宮村地区において、過疎定住促進奨励補助金の実施や宅地分譲などに取り組み、急激な人口の減少に歯止めがかかるなど、一定の効果があつたと考えております。しかしながら、これらの地域につきましては、高齢化が一層進み、人口減少傾向が以前として続いているところでございます。過疎化解消には抜本的な解決策はなく、地域の実情や地理的要件など、さまざまな角度からその方策を検討していく必要があるかというふうに考えております。

本町の過疎対策につきましては、公営住宅法に基づく国の補助事業による町営住宅の建設を視野に入れて考えておりました。しかしながら、国の公営住宅の運営指針として、住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律、通称、住宅セーフティネット法が施行されまして、医療制度改革に伴う療養病床の再編、障害者自立支援法の施行などにより、低額所得者に合わせて寡婦、障がい者、生活保護者など特段の配慮が必要な者の優先入居の仕様が示され、福祉政策的な様相が強まっております。このようなことから、過疎対策としての住宅建設補助事業の活用は、大変困難であると考えられます。

長田地区におけるこれまでの過疎対策につきましては、先ほど申し上げましたように、過疎定住奨励金の制度、それからコミュニティバスの運行、簡易水道の整備、さらにはケーブルテレビのエリア拡大、それから過疎債による道路整備など、推進してきたわけでございます。そういうことで、居住環境は大部分において改善されてきたのではないかと考えております。今後、過疎地区の過疎対策を進めるためには、まず、後継者や縁故者の定住の可能性など、地域住民の意向の把握、また自然環境や観光産業を活かすことや、畜産や長田米などの農業後継としての魅力を感じる移住者等の受け入れなどの可能性を地域の方々と一緒になって検討していきたいというふうに考えております。

本町といたしましては、将来にわたる定住者の見通しや住宅利用を把握することにより、町営住宅等のインフラ整備も視野に入れて、過疎対策の道筋を検討してまいりたいと考えております。

それから、合宿センターの建設についてでございます。

合宿センター建設につきましては、これまでの定例会におきましても答弁させていただいたところでございます。平成18年度、役場内に設けられた検討委員会においては、新規建設や民間施設の利用等も検討いたしましたが、優先すべき大型事業があつたことなどから、先送りせざるを得なかったという状況でございます。現段階におきましても、勝岡小学校体育館の建設事業を推進しておりまして、この後また三股小学校、宮村小学校、梶山小学校の3校の体育館についても改築事業に取り組む計画であり、依然として大型事業は継続しているところでございます。

現在、合宿や宿泊希望のスポーツ少年団、中学校、高校などには、町内に9つある地区分館を解放し、利用していただいているところでございますが、旭ヶ丘運動公園を利用している実業団

など、シャワー施設の要望も出ておりまして、今後とも国・県などの補助制度等も調査、検討しながら、どのような施設がふさわしいか十分検討をしてみたいと考えているところでございます。

それから、長田地区の住宅関係等につきましては、主管課の方で答弁をさせたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 長田地区の住宅建設に関してなのですが、町長も申しましたとおり、今現在、国の施策としてセーフティネット法が平成19年の7月から施行されておりました、これについては、ストック活用計画の報告をさせていただいたときにも申しましたところなのですが、また、医療制度改革に伴う療養病床の再編、それから障害者自立支援法の施行等によって、この公営住宅をつくるといった点については、これらの福祉サイドから言う住宅を今、国では推進しているといった状況から、定住促進に向けた国土交通省サイドの考え方については、なかなか厳しい状況にあるといった状況でございます。

以上、過疎地への町営住宅対応といったことについて報告いたします。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 昨年、この場所から長田地区の過疎対策にいろいろ関係者で知恵を出してほしいと、町長の方にもそういったことで指示をしてほしいと要望したと思いますが、先ほど申し上げましたように、検討をされているだろうと思っているのですが、検討されたチームのメンバーなり構成、あるいはその回数、内容、ちょっと具体的に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 先ほども説明しましたとおり、ストック活用計画では平成19年度から20年度にかけて7回ほど会議をしながら報告しましたとおり、まとめたところです。

それから、マスタープランについては、平成20年度に3回開きまして、方策を検討したところです。それによりますと、先ほど説明しましたように、今こういう状況の中で過疎地対策という中での住宅建設というのは、なかなか厳しい状況にあるといったことで考えているところです。また、そういう報告内容になっているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 今、課長の話されたストック活用計画、あるいはマスタープラン、これは昨年資料を全協でもらって、詳しい説明を受けた。私が言っているのは、昨年この場所で今後の町長の答弁にも検討をしてみたいとありましたので、希望を捨てていないということ

であったから、みなで知恵を出し合って検討してくださいと、私は昨年１２月から今までのことを聞いているわけです。副町長をリーダーにしてでもということまで申し上げておりますが、そういう検討はされなかったのですか。見ていると、検討はしていない。あれほど長田地区の過疎対策をとということで希望をしてきていないということだったから、ぜひ、できるできないかは別にしても、宅地分譲も含めてしていただきたいということをこの場所で、町長に指示してくださいと。メンバーをつくって検討してくださいと。メンバーになった方は知恵を出してくださいということまで、私は申し上げたわけです。そのことは、何かごたごたしてやっていないのですね。やっていないとすれば、余りにも私たちが意見を軽視したことになるのではないか。非常に不満を覚えるざるを得ない。どうだったのですか。副町長をリーダーにしてでも私は申し上げたのです。

○議長（東村 和往君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 副町長ということでご指名がございましたので、この過疎対策ですね。長田ということで限定はしておりませんが、過疎対策については常に宮村を含めてどうあるべきかということについては、検討はいたしております。その中でこの平成２１年度に取り組むべき課題ということが宮村地区の宅地分譲計画、こちらのほうを用地取得含めて早急に対応しなくてはならないというようなことで、平成２１年度の頭から、平成２０年度からの継続事業でございますけれども、そちらにエネルギーを傾注してきたというようなことでございます。

それと先ほど、ストック計画、それからまたマスタープランの中でこの地域全体を、この町全体をどうするかということで、中央地区、それからまた山間部、そしてまた蓼池地区を含め３つぐらい分割しまして、その中でそれぞれの地域の今後のあり方ということで、その中に長田地区の取り組み、先ほど課長が説明しましたけれども、住宅としての取り組み、町営住宅が可能かどうかということの検討、そういうのもやったわけなのですが、その中でやはり、公的補助での対応が非常に厳しいということで、単独ではどうなのかということころは、今、御案内のとおり、塚原団地のほうに取り組むという大型事業に今、かかっておりますので、そちらのほうの単独での取り組みは非常に難しいというような、会議の中の議論としてはさせていただいているところであります。

ただ、議員が言われるように、この長田地域特定に限ったところの検討部会というのは立ち上げておりません。

以上です。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（１１番 黒木 孝光君） 私が言っているのは、町長の公約でもありました人口減少地域への住宅政策。それがなかなかもろもろの財政事情やいろいろな先ほどからありますマスタープ

ランあるいはストック活用計画等の内容は、昨年十分お聞きしたわけです。それを踏まえて、その中でいろいろ今年の３月に配られた実施計画を見ても、そういった問題が取り組まれていない。もう町長も３期目の任期が１年弱ということになりました。果たしてこれは、大丈夫なのかなという気もいたしましたので、再質問したわけですが、今の副町長の回答にしても、私は長田の問題で、メンバーもはっきりしない、答えられない、検討した回数も答えられない。そんなものかなと受け取ったのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（東村 和往君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） ただいま回答いたしましたけれども、この長田地区に限ったということではなくて、三股町の住宅施策のあり方の中で、長田地域はどうあるべきか。また、宮村地区はどうあるべきか。そういうところの検討はいたしたところでございます。そういう中で、現在、平成１９年度から取り組んでいます宮村地区の宅地分譲計画、これを早期に実現しなくてはならないというところでの用地取得含めて、法的手続きも含めて、早期の課題というところで現在取り組んでいるというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（１１番 黒木 孝光君） 昨年も言ったのですけれども、建設課長に中心にした今の国の補助、あるいは公営住宅も難しいと昨年も聞きました。そういう中で、難しければ宮村に次いで宅地分譲政策はできないか、そのことも検討せよと、そのことにいろいろ言うようであれば、だめだぞというような、ちょっと激しい言葉も使いましたけれども、そのあたりまでしてもらえなかったのかなと、今、もろもろを聞いているのは昨年と同じ回答なのです。私は昨年の１２月以降、今日までの皆さんの知恵をどう出していただいて町長に報告されたのか、それを伺っているのです。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 今の状況については、十分に町長には説明していると思っております。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（１１番 黒木 孝光君） 昨年度、宮村地区にいわゆる過疎対策の奨励金交付制度なり、あるいは宅地分譲政策が計画されて、今年平成２１年度には早速２０区画が計画されている。非常に早い取り組みでそれなりに私も喜んでいるのですが、そういうことで、宮村地区の皆さん、関係者を含めて、大変期待と喜びの声を私も幾度となく聞いております。

小学校の児童の減少は、皆さん、行きかう道で元気な子どもの声や姿がいわゆる少ないと、地域の元気もなくなるような、あるいは活気も少なくなるような雰囲気になります。私自身も今から十年ほど前、梶山小学校が複式学級を編成される時期に至ったときに、非常にそういう思いが

したことを思い出しています。今はその後行政の奨励金制度あるいは梶山での宅地分譲政策、一過性ではあるけれども、大きないわゆる成果を持って現在も推移していますし、今年の9月1日の教育課の方で調査しておられます数字を見ますと、9月1日現在ですが、梶山小学校が67名、宮村小学校が80名、長田小学校が30名、宮村小学校も100名を切ったらすぐ80名台に落ちました。卒業する人数に半分しか入学しないという事態が続くわけですからすぐなるわけですが、今度の宮村のそういった宅地分譲政策は更にその成果を上げて、当分活気が今以上に増える小学校の環境になるのではないかと。梶山もおかげさまで、来年、校長に聞きますとそう減少しないという話をこの前、敬老会の席で一緒になりましたので聞きましたところ、言っておられました。これも一過性である場合になりませんが、宅地分譲の成果だと。それらを踏まえて公営住宅の建設が長田小学校には無理だという話はもう昨年から聞いているわけですから、宅地分譲政策は出なかったのか。私は昨年は併行してできないか、考えていただきたいという話をして検討してくださいと言ったつもりです。その辺は、町長どうだったのですか。公営住宅の建設が無理なら、地区の人たちと意見を交換しながら、いつも長田の人は梶山を天神原を通勤で、あるいは上り下りするわけですから、そういった長田の利用がどうなのかはいろいろありますけれども、非常に町長が言われるように環境整備がされております。水道をはじめ、県道をはじめ、いろいろされておりますが、現在もされようとしておりますし、そういうことを踏まえて宅地分譲政策が考えられなかったのかな。あるいは、来年度以降何とか計画、あるいは用地調査、地元の意向調査、それぞれ進めてみたいということまで知恵が出ないのかなと残念でなりません。今までの回答では、どうなのでしょう町長。

○議長（東村 和往君） 副町長。

○副町長（木佐貫 辰生君） 今、お話のように、インフラ整備は着々と進んでおりまして、簡易水道とも統合されまして、大変環境的に、またインフラ的には非常に整備されつつあるわけなのですが、先ほど言いましたように、この長田地区の活性化含めて、住宅施策、どうあるべきかということについてはまた検討しないということではございません。先ほど言いましたように、ストック活用計画、またマスタープランの中でどうあるべきかというのは、やはり、その関係者がそろっていますので、そちらのほうで検討させていただいているところですが、今言われますような宅地分譲につきましては、ご存知のとおり、この梶山地区がスタートしたわけなのですが、そのときには地域の活性化委員会とか、過疎対策協議会そういうところが立ち上げて、こういう場所にこういう取り組みをしたいというその熱意含めたところが、大変盛り上がり、町と一体となった取り組みができたわけです。そしてまた今回の宮村地区につきましても、過疎対策委員会を立ち上げられまして、そして自分たちでも候補地を含めて、いろいろな形での町へのアタックがあったところで、そういうふうな地元との連携を含めて取り組むという考えを持って

おります。

そういう中で、今、言われます長田地区については、今のところ町のほうからもアタックはしておりませんし、まだ今のところそういうふうな機運というか、そういう公民館を含めたところの声というのがまだ聞こえてきていないところでございます。ただ今言われますように、やはり、梶山が第一段としてまして、第二段は宮村、そして次のステップとしてこの長田地区かどうか、そのあたりを含めて、地域の方も盛り上げていって、定住の促進、そしてまたこの複式学級対策も含めて、そのあたりのところを十分意見交換しながら今後の取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、副町長が申し上げた地域との連携、この件について、長田地区においても、私も役場の中で、いろいろな会議の中で、長田地区の若い方、子どもさんがおられる方、そういった方との話の中で、やはり、私たちもその担当課として過疎の定住、あるいは過疎を解消する中での話として、やはり、若い人たちが立ち上がって、そういったものを役場と一緒に、行政と一緒にいろいろな形で検討していくべきかなということで話を出したところであります。

それで今後そういった形で、うちの方では企画政策系のほうが担当となるのですが、そういったところで、今後担当のほうとも地域とも一体となって、進めていきたいと。そして、先ほど言いましたように、住宅の補助事業での住宅というのは非常に難しいかなと。しかし、町長も先ほど申されましたように、そこに住宅の重要があるのであればそういったものを検討しないといけないのではないかなということで考えております。ですから、それが分譲になるのか、あるいは公営の住宅になるのか、その辺も地域との意向も十分に聞いた上でどうあるべきか。特に、長田地区については、地理的にも非常に遠いところですので、梶山、宮村と同じような方向ではなかなか定住されないのではないかなという気もします。

だからそういった面で、いろいろなその地域の状況に応じた産業のあり方、あるいは定住のあり方、そういったものを考えていかないといけないかなというふうに思っております。ですから、後は、危険区域というところも多いようですから、そういったところでの住宅の確保の場所、あるいはこういったところに定住ができるのか。そういったところも地元の方と意見を十分交わしながら、そういった会をつくりながら、進めていくべきではないかなと今、考えているところです。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 先ほど、町長の答弁ではないけれども、何か梶山やら宮村に比べて熱意が足りないということですが、教育委員会のほうに話したのかちょっとわかりませんが、長田地区には歴代の長田小学校PTA会長会があって、そこでいろいろ話も出て、そう

いった長田小学校の児童数減少について窮状は訴えられていると。その後については、やはり、行政側の問題として今、私が申し上げているいわゆる梶山、宮村に次いでということでございますから、そういう熱意が足りないと言われるなら、また関係者にひとつこぞって要望をあるいは請願、議会、お願いするしかないのかなと今、思ったのですけれども、その窮状はもう数年前から町側に届けてあると思うのです。何かそれが熱意がないみたいな答弁をされるものですから、そういうことをなかったと私は思っています。総務企画課長の話でもそういう話は聞いておられるわけですから、この問題については今後来年度の事業あるいは実施計画での作成、いろいろな中で町長ひとつ残された任期の中の、宮村のほうの過疎対策は公約で半分ですが、長田が取り残されていると窮状をもう少し考えていただきたいなと思います。

それから、合宿センターについては、答弁されましたようなことで大型事業が続くのは当然ですが、野球場の改修をしたり、野球場まであるいはまたいろいろと利用が多いということは非常に喜ばしいことなのですが、先般、昨年も申し上げましたように、簡易な宿泊施設がない。都城市が近いからいいとはいえ、それを取り組んだものができればいいなという気がいたしますけれども、早急にそれが先送りをせざるを得ないということですから、ひとつ、将来のものとして検討は続けていただきたいと考えます。

以上の特に、今後長田地区の問題につきましては、関係者にも今の考えを伝え、熱意をもう少し出していくような形で取り組みのお話はしたいと思いますが、組織はそういった歴代PTAO B会、PTA世帯数は少ないわけですから、現在のPTA会長にしても、やはり、歴代のそういった会長と一緒にしなければならないという実情があるようでございますから、ぜひ、そういうことの話があった場合は、すなおに受け入れていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 長田地区の過疎対策につきましては、おおかた環境整備は先ほど申し上げましたように終わったような形になっているわけですが、問題は過疎が年々進行しているということでございます。これにどのように行政が対応していくかということが重要な課題でもあるわけでございます。そういうことで、長田地区に対するこの住宅政策を含めた過疎対策、これにつきましては、先ほど副町長また総務企画課長のほうからいろいろ申し上げましたが、やはり、内部だけで今まで話し合いも検討していたということで、行政主導の検討会ということであって、僕も反省をいたしております。これに地元の有志の方、また親子会とかPTA会、こういう人たちも入れて同じテーブルについていろいろと今後検討をしていったら、いいのではないかというふうに反省をいたしております。そのようなことで、今後、進めていきたいというふうに考えておりますことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） ここで、昼食のため1時30分まで本会議を休憩します。

午後0時5分休憩

午後1時30分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 発言順位7番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 質問いたします前にまずおわびを申し上げます。通告いたしておりました財政運営の中の基金の推移につきましては、委員会資料の中に詳細にありましたので、割愛させていただきます。①は基金の見通しについての質問となります。

それでは改めまして通告いたしました(1)財政運営についてと(2)新型インフルエンザの対応についてそれぞれお尋ねいたします。

まず、①の基金の見通しについてであります。年度別の推移表を見ましても明らかなように、年々取り崩されて残高が右肩下がりとなっております。もちろん、積立金もそれなりに毎年度ごと補充されていますが、追いつかないのが現状であります。これは、将来に備えての蓄えでもありますので、何とか右肩上がりにならないものではないでしょうか。町民の皆さんに安心していただくためにも、得策はないのでしょうか。今後の見通しについてお尋ねいたします。

②の財務指標の設定についてであります。この財務指標とは、地方財政健全化法にある4つの財政健全化比率指標のことであり、健全化法の内容について取り組むべき事項についての質問であります。ご了承ください。地方分権一括法以降、分権改革が進みつつも、三位一体の改革により交付税総額の抑制が図られております。平成11年度から平成21年度までの交付税等の推移を見ますと、当町も例外なく対前年度比は平成17年度、平成20年度を除いて毎年減額となっております。平成21年度の一般会計当初予算で自主財源36.2%依存財源63.8%を考えますと、今後の財政の困窮化が心配されます。このような現象は、全国どこの自治体でも見受けられると思います。

そこで政府は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる地方財政健全化法を2008年度の決算から適用するよう指示いたしました。これまでの債権法、地方財政債権特別措置法では、自治体の財政状況を定期的に公表する仕組みがない。基準が一般会計の単年度の赤字だけを対象にしている。破たんに至る前段階での健全化策が用意されていないことなどの反省から、新制度の成立に至ったわけであります。この新制度では、すべての自治体に毎年9月まで

に前年度の決算における４つの財政指標を公表するよう義務づけました。その指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つであります。この４つの指標のうち１つでも別に政令で定めてある早期健全化基準異常の場合、財政健全化計画または財政再生計画を定めなければならないとしました。当町も今定例会に報告第１０号、１１号として提出されておりました。報告第１０号では、財政は健全である旨、審査意見書にありました。また、報告第１１号では、公営企業の４事業について資金不足比率の審査結果の報告をされております。いずれにしても、平成２０年度の財政健全化の各比率は、早期健全化基準や経営健全化基準以内に収まったということで安堵いたしました。今後これらを持続できるような財政の健全化に向けてどのような設定をされておられるか町長にお尋ねいたします。

次に、新型インフルエンザの対応についてお尋ねいたします。

本年５月に国内で新型インフルエンザの患者が見つかり、大騒ぎとなりました。当町でも三股中の生徒たちが修学旅行中に感染したとのことで、一時心配いたしました。その後の回復も早く、胸をなでおろした経緯がございました。この新型インフルエンザは、１８歳未満の青少年や小児に患者が多く、高齢者の患者が少ないのが特徴であります。症状は季節性インフルエンザとほぼ同じで、治療せずに回復する人も多いとは言われます。しかし、ぜんそくや糖尿病など持病がある人や妊婦の方は重症化しやすい傾向にあります。これから１０月にかけて再び流行するのではと危惧されています。厚生労働省もワクチンを接種する際の優先順位を決めたりして、重症化を防ぐよう対策をとっているようではありますが、当町での取り組みはどのようになっているのでしょうか。次の２点についてお尋ねいたします。①幼児、小・中学生への対応は、②住民への注意喚起対策について、それぞれお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは回答いたします。

まず、財政運営について①の基金の見通しについてということでございます。基金の今度の見通しでございますが、平成２１年３月に作成いたしました長期財政計画、１０カ年計画でございますが、平成２８年の財政調整基金及び公共施設等整備基金については、平成２０年度末と同程度の基金残高になるのではないかとということで見込んでいるところでございます。

それから、②の財務指標の設定についてということでございます。行政の財政状況を把握する上で財政力指数、実質収支比率、公債費比率、経常収支比率などの財政指標をもって判断するのが一般的でございます。本町の長期財政計画では、公債費比率において、平成２８年度までを見通しております。これによりますと、公債費比率は、年々減少していくこととなっておりますが、

ほかの財務指標による長期財政計画は作成していないところでございます。

なお、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されて、4つの財務指標による議会への報告、住民への広報が義務づけられていることになりました。今議会に上程いたしました報告第9号、第10号について財務指標は、議会終了後一般住民への公表をすることとなっているところでございます。なお、財政の健全化を図るためには、いろいろと事業する中で、やはり、補助金の負担等につきましては、効率のいい起債等を導入しながら、事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、(2)の新型インフルエンザの対応について、①の幼児、小・中学生への対応はどうかということですが、幼児への対応についてを僕のほうから説明をいたしたいと思います。

新型インフルエンザは6月18日に宮崎県内初の感染確認があり、県では患者や接触者が活動した地域の特定を進め、接触者に対する健康観察や不要な外出の自粛などを求め、二次感染の防止に努めています。本町における幼児の対応につきましては、県の新型インフルエンザ対策方針を基本に、疑われる症状が発生した場合の早期受診及び感染予防のためのマスクの着用やこまめな手洗い、うがい等を励行するよう児童・生徒を通じて文書などで呼びかけを行っているところであります。また、町内保育園の園長会を定期的に開催し、新型インフルエンザに関する情報の共有化を図るとともに、集団感染した場合の対応などを協議しているところであります。なお、集団感染した場合の保育園の臨時休業の判断基準につきましては、9月以降の対策として、県から出されました感染防止対策の学校等の休業を準用し、インフルエンザ罹患した児童が各クラスの在籍者の1割に達したときは、4日間程度のクラス閉鎖、各クラスを超えて広範な感染を認められる場合は、4日間程度の臨時休業の要請を行うものであります。このことにつきましては、無認可保育所にも同様の対応とすることで、既に通知いたしているところでございます。今後も新型インフルエンザの正しい知識の普及と感染拡大を可能な限り防止するための対応策に取り組むものでございます。

小・中学生への対応につきましては、教育長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

それから、②の住民への注意喚起対策はということでございます。

本町ではその都度、新型インフルエンザ対策会議を開催しております。またこれまで6月、8月、9月の回覧広報誌での情報提供及び感染予防対策について、周知徹底を図っているところであります。健康管理センターの保健事業、健康相談や健康教室で新型インフルエンザ予防対策についての講話も実施いたしております。

現在、次のような問題点が指摘されているところでございます。発熱があり、医療機関で受診する際は、必ず事前に電話し、医師の指示を受け、マスクを着用して受診するよう呼びかけてい

ますが、なかなか浸透しておりません。都城保健所の指摘では、受診者の半数以上が事前の電話がなかったり、マスク着用なしに医療機関で受診している実態のようであります。医療機関での院内感染が極めて危惧される状況下でございます。医療機関内には抵抗力の弱い乳幼児、基礎疾患を有する人や高齢者等がたくさんいるわけでございます。本町と市郡医師会ではこのことを重く受け止め、医療機関での院内感染を防止する。そして、医療機関を守るという観点から、都城保健所及び都城市と共同でポスター3,000部を急拠作成いたしまして、医療機関や公的な施設、郵便局、コンビニ、スーパー等の施設で掲示していただくよう、協力を要請しているところでもあります。今後も引き続き、手洗い、うがいの励行や症状が出た方へのマスクの着用、外出の自粛等を周知徹底していく所存でございます。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私のほうで学校でのインフルエンザへの取り組みについてお答えしたいと思います。昨日からのいろいろなテレビ、新聞等の報道によりますと、集団感染が県内では既に178件、集団として発生しているということを報道されています。その中で、現在は宮崎市を中心に、特に中学校を中心に学校閉鎖、学級閉鎖等が行われている状況にありますから、今後ますます注意していかないといけないと思っているところであります。

そこで、本町といたしましては、それぞれ学校へ子どもたちが発熱があった場合は、速やかに医療機関の診察を受けるようにすること。それから、登校を控えること等の注意を促しております。そして、学校での取り組みは、手洗いとうがいの励行を徹底すること。特に、手洗いは石鹸で行うことが基本であります。このことは、保健所からも手洗いとうがいはしっかりとやれという指導も受けているところであります。また、学校には、消毒液とマスクも配布しておりますが、消毒液は学校で感染者が出たとき、あるいは来客、参観日等の保護者の使用をお願いしております。マスクについては、学校で発熱したときや学校で感染者が出たときの場合に、マスクを使用させていただきますとしております。

これからいろいろと10月に入って云々ということが報道されておりますので、ますますこのことについては気を引き締めて、指導していきたいと思いますが、まず、教育委員会としましては、臨時休業等のことについて基準を策定致しまして、学校その他保護者へも配布しているところですが、その概要は、先ほど町長のほうからも説明がありましたが、学級内で2人以上発生し、在籍者に対する割合が1割以上になったときは学級閉鎖をなさいと。学年内で学級閉鎖が5割以上になったときは学年閉鎖、学年閉鎖が学校の中の5割以上になったときには学校全体の臨時休業というようなことで対応をしております。そして、閉鎖休業の期間は原則として4日間ということにしております。これはそれぞれの保健所下の指導の下に4日間ということにしてお

ります。そのほか先ほどありましたとおり、7月の中旬に中学校で発生しましたので、臨時休業としたところであります。

以上のところですが、よろしくお願いします。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それぞれ答弁いただきましてありがとうございました。

まず、①について再度お尋ねいたします。基金であります。このしっかりした基金管理台帳、平成11年度から平成21年度までの資料をいただいております。大変ありがたい資料だと思います。この基金の残高を見ますと、平成20年度とその5年前ですから、平成16年、その5年前を比べますと、その差が約5億8,000万円の減となっています。これをまた更に10年前と比べますと、約18億5,000万円の減となっております。この中で、中学校の整備基金が平成20年度でゼロになったこともひとつの要因になっていると思いますが、この10年間を見まして、平成17年度以外は毎年度2億円から3億円ぐらいの減となっております。このままいくと、ずっと右肩下がりなのです。ですからここで、何か手を打たなければならないのではないかと。黙っていたら多分このままずっと右肩下がりではないかなと、この前の10年を見ましても。ですから、何か手だてがあるのではないかと思いますので、再度この件についてお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今後の財政を見通すときに、1つの基金残高がどういうふうに移していくのかということでございますけれども、過去の分を見ますと、確かにご指摘のとおりどんどん減ってきているという状況であります。そういう中で、町としても行政改革とか、そういうものに取り組んでそれを食い止めなければならないということで、いろいろなものに手をつけてきたという経緯もあるわけでございます。そういう中で今後更に10年間どうやって移していきだろうかということを長期財政計画として作成しているわけでございますが、この中では、財政調整基金とそれから公共施設等整備基金、これについては推移をしているわけでございますけれども、一応この計画の中では、同程度になるような形で推移しております。ただ、この長期財政計画の中で、計画をするに当たっての弱点ではなく、余り精査されていない部分というのですか、そういう部分は、やはり公共事業が将来先々どのくらいなっていくだろうかという推移がなかなか難しいところでございます。大きな国レベルとか、大きなところでは大体このぐらい進むというのがわかるわけでございますが、小さな市町村になるほど学校1つつくれば、その年は公共事業がどがんと増えて、翌年は全くないということも起こりまして、将来の計画がなかなか難しいのはやはり、公共事業の部分が推移しにくい面がございます。しかしながら、3カ年の実施計画を基に、その辺から同程度で推移していくであろうということで算定しているとこ

ろでございます。そういう中で、公共施設等整備基金と財政調整基金については同額になっているということでございます。

それから最初の質問のところにちょっとありましたけれども、財政の健全化を保っていくためにはどのような方策をしていけばいいのかと。どういう考えを持っているのかというようなものが最初の質問の中にあったと思います。そういう中で、今ちょっと考えてみますと、やはり、本町がほかの市町村と比べて特徴的な要素というものを1つだけ収入の面で申し上げますと、地方債でございますけれども、これは歳出とも関連するのですが、地方債について他市町村のように交付税措置のある地方債、要するに有利な地方債以外の全くの有利性のない地方債はほとんど借りていない、手をつけないという状況で、一貫した財政が何十年という形で営まれております。他市町村が金がないときはすぐに交付税措置のない地方債に頼っているところがあるわけがございますけれども、三股町としてはなかなかその部分に手をつけてこなかったという過去の先輩の人たちのものがございます。この辺が地方債将来の指標を押し下げている要因の1つでは、要するに借金が少ないという要因でもあるわけがございます。逆にとらえると、歳出面がやっていないではないかというものにもなるわけがございますけれども、財政は歳入だけ考えてもいけない。歳出とバランスよく保っていかなければいけないという面がございますので、今後も、そういった突出したものをどの時代もやらないということ、あるいは歳入の面についても私たちの税もそうでございますけれども、今後落ちていく可能性が非常に高いわけがございますが、この辺の徴収率を落とさないための方策とか、その他の住民に対してもいろいろな使用料、利用料関係でも適正なものを課してしていくというようなものも視野に入れながら、健全財政に努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ここで政権も変わりまして、どうなっていくのかというのは今また更に新たな長期財政計画は立てられない1つの要素になってきつつあります。そういう中ではございますけれども、あくまでも、そういった基本姿勢にかえながら、三股町としては計画を立てて推進していくしかないかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） なかなか手堅い考えで、確かにそういう方向で来られたのかなと感じております。

次、お尋ねいたします。町長は前回の答弁の中で、この基金について答弁なさったことがあるのです。そのときに、歳出全般の改革を行うことにより、基金に頼らない財政構造への転換を図ってまいりたいと言われているのです。確かにこれは、歳出を抑えることによってそういう転換というのは、基金に頼らないというのは理想かも知れません。しかし、自主財源の内訳を見

まして、基金が占める割合は結構大きいわけです。そしてまた基金は、将来に備えての蓄えであるとするならば、大いに貯金をして、町民へ安心を与えるのが行政を任された責務ではないかと思うわけですが、町長のお考えを今一度お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 基金に頼らない事業を進めるということ、それが理想だと思います。ということはやはり、財政健全な調整の中で、そのような一般財源等が多くあれば、基金に頼らない事業ができるわけですが、やはり、かねがねこの基金というものは、それぞれ特別な目的を持っている基金が多いわけですが、特に一般的に公共事業をやる場合は、財政調整基金、それから公共施設等整備基金、これらにかねがね積んでいたほうが非常に事業の推進には非常に役立つわけですので、今後もこの基金等については、財源の状況を見ながら、積めるときは基金のほうに積んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ぜひ基金は貯金だと思って、今後真剣に取り組んでいただきたいと思います。基金の取り崩しにおきまして、本当に慎重に検討いただいて、そして堅実な運営をお願いしたいと思います。

次、まいります。次に②でございます。

財政の健全化ということがここでは趣旨でございますが、健全化ということは、自主財源が大きければこれは健全化につながるわけなのです。ですからその自主財源について、どのようにすれば増加につながるのか。やはり、そういう対策を考えれば、健全化としてとらえられるわけですから、この件について自主財源の増加対策、何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） やはり、自主財源を増やすという施策については、何と言いましても人口増対策、それと企業誘致の対策、これらが基本ではないかというふうに考えます。人口が増えるということは、やはり、そこに家屋も建てる。そしてそれにかかわる税金が入るということで、そしてまた企業誘致についても勤める人が本町に在住してくると。そしてまたそれに対する報酬にかかわる税収につながるということから、やはり、自主財源を増やすためには、先ほど申し上げましたように人口増対策、企業誘致とそれと、本町は農業が基幹産業でございまして、農業の振興、そういうものに今後とも力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 確かに、おっしゃるとおり人口増、企業誘致、農業の振興、これ

は大事な施策の中の1つだと思います。それに合わせて、手短かにできるのが滞納、これに対する対策。どうでしょうか。平成20年度決算で、1億4,700万円程度が滞納として繰り越されるようであるわけです。ですから、ここで、1つ、徴収の方法はこれでいいのかどうか。もうちょっと見当してみる必要があるのではないかと、1点それがあると思います。また1点は、公営住宅への有効利用。確かに、五本松を例にとりましても、非常に老朽化していて、空いているようではなかなか空いていないというようなこととございます。本当にちょっと手を入れれば、何とかなるのではないかとというようなところも、ひょっとしたらあるのではないかと思うわけですが、公営住宅への有効利用について担当課にお尋ねいたします。

それともう1点、先ほど議員が質問された件にかかわってくるのですが、公用地の宅地造成。これが人口増にもつながるわけですし、町有の空いた土地というのは、案外あるのではないのでしょうか。遊んでいる土地というか、そういうところへの宅地造成とか、そういう方向への自主財源の増加への対策、その3点についてそれぞれの担当課にお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） まず、公営住宅についてのご質問ですので、公営住宅の状況についてご説明させていただきます。

現在、資料が8月31日現在です。管理しておりますのが810戸のうち入居率が619戸、空き家が191戸という状況になっておりますけれども、これも今まで説明しておりましたとおり、政策空き家ということで、178戸を政策空き家と、実質13戸が空き家となっております。議員からちょっとお話が出ました五本松住宅につきましても、現在、塚原住宅を建て替えするといったところでの政策空き家というふうなことで、そのために空き家が目立っているのではないかなというふうに思っております。ご承知のとおり、簡平住宅については、30年の耐用年数というのがあります。これを少しでも長持ちさせるための事業の投資も必要かという問題もからんでおりますので、そのあたりは今後の課題ではあるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 町有地の宅地造成をしたらどうかというお話でございます。

町有地の宅地造成ということになりますと、結構広い土地の分譲ということが考えられるわけですが、今、そういった形での広い土地と言いますと、1つは唐橋団地の横の土地がございます。それから南原団地の北側のほう、それから旧勝岡の教職員住宅の跡地、そういったところがあるのですが、まず、町有地の処分として考えたときには、まず、民活が最初だろうということで、一括した売却、そういったことを今、やっているわけです。その結果でまた今後も検討しなければならないのですが、なかなか今、こういう景気の低迷の中で、不動産が非常に動かな

いという状況がありまして、なかなか売却のほうもうまく動いていないという状況もございます。また、行政目的で将来的に有効活用していこうというような形もその中で出てきておりますし、今後またそういった形での分譲等も検討しなければならないのかなとは思っていますが、今、宅地分譲でやっているのは1つは過疎対策という形での分譲、そこに今、力を入れているわけですから、今後町有地の処分については十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 税の滞納徴収方法についてこれで良いのか。今までの方法で良いのだろうかというようなご質問でございまして、一応、税の徴収の方法については、過去の人たちがやってきたものを少しずつ変化させながら取り組んでいるところでございますけれども、確かに、ご指摘のとおり、それでもなかなか効果が出ないというのが現状にあるところでございまして、ついこの前も、県の方と協議をしたところでございますが、県町民税がある関係で、県からも徴収率を上げてくれということで、言っております。県からも6名見えまして、その辺のところもいろいろ方策を話し合ったところでございます。

その中で、いろいろな面で検討しようという中で、やはり、どれか1つやれば必ず効果が出るというものではないというのが県の意見でもございました。私たちもそうなのかなと思います。しがたって、多種多様な滞納方法に取り組まなければいけないのかなというのが今、感想として持っているところでございます。

したがって、今の現在までにやってきたいろいろな滞納のものをやりながら、新しい方法も取り入れてやっていかなければならないのではないかと考えております。それを何をやるのかと。職員の中でも話し合っているところでございますけれども、その中では、100年に1回の不景気が来た中で、税務課職員が一生懸命やっても無理なのではないかというそういう意見も出ました。しかしながら、最終的には、それはそれだろうと。幾ら景気が不景気な中で徴収率を伸ばすと思っても、職員が一生懸命頑張ってもできないものはできないかもしれないと。しかし、我々に与えられたものは、徴収率を上げるというのも1つの目標ですけれども、何をやったかというものが求められているのではないかとということで、意見も出たところでございます。徴収率を上げるという目標を持つことが1つ。しかし、これほどの不景気が来ればなかなか上がらないというのも現実にある。その中で、では我々職員が何をやったのかということはやはり求められているのではないかとということで、いろいろ話をしたところでございまして、そういう中で、今年は48条という権限の依頼のものもやろうということになりまして、2、3日前でしたか、県から見えて早速、第1回目の話をして、町民の方に何十件か、県に移行するかもしれませんのでという催告書を発送したところでございます。県の指導もいろいろございまして、いっぱい発送したほうが良いということで、去年までは対象者の何名かに発送するような形でございま

したけれども、今年はたくさんやったほうがいいのではないかとということもありまして、その中で今数字は持ってきていませんが、たくさんの方に納めておられない方に催告書を発行したところでございます。そしてこれは、今後県が引き継ぎまして、差し押さえ裁判等の形に持っていきますよということでの催告の文書を発送したところでございます。そうした中で、早速その中から50万円程度納めていただいたということも出てまいりまして、それすら効果かなというふうには思ったところでございます。したがって、今年はこれをやりますということではなくて、今までのものもやりながら、新しいものも入れていくという方向でやっていこうというふうに思っております。

そういう中で、まだ完全に今年、今後後半が5月まででございますので、残っているわけでございますが、何点かは予算委員会で説明しましたように、町民保健課との合同の夜間徴収とか、税務財政課全員での夜間徴収とか、そういったものは新しく取り組みますよということは申し上げましたけれども、そういう中で、48条の関係も決算委員会の中で申し上げたと思います。そういうものも入れながら、今後やっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それぞれの担当課でご努力していただいているということがよくわかりました。ぜひ、それぞれのご努力が実を結ばれるように、なおなおのご努力をお願いしたいと思います。

当町のこの比率に対する報告は、非常に優良な当町の報告でございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率は全くございませんということで、線が引いてあるのですけれども、本来ならばどれぐらいの黒字なのだということも実質的には私どもに教えていただければありがたかったかなと思ったところでしたけれども、こういう書き方なのだとおっしゃればそれまででございますが、この比率を見ますと、非常に健全化が見受けられるわけです。しかし、これがいつまで続くのだという保障もないわけなのです。ですから、本当に自分たちがこういう健全の財政を持続するためには、やはり、長の一念がまたそこに大きく要としてあるのではないかと思いますので、町長にこの健全化に対する思いを今一度お尋ねしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は今朝の宮崎日日新聞にも県下の財政状況が載っておりましたが、本町の実質公債費比率11.1%ということで記載されておりましたが、低いほうから2番目ではなかったかと。何か県北のほうで9点幾らというのがありまして、やはり、そういうことで、かねがねこの財政健全化ということ常々念頭に置きながら、それこそ今、民主党の政権が言っておられるように、無駄を省く行政ということも常に頭に置きながら、健全化、健全財政を樹立して

まいりたいというふうを考えております。これについては、職員一同で財政課だけではなくて、各課連携をとりながらやっていきたいというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） よろしく願いしておきます。

実は今回の定住自立圏構想というのが提案してあるわけですが、この定住自立圏構想に対して確かにいろいろお尋ねとかいたしたり、あるいはご説明をいただいたわけですが、この定住自立圏構想の中で、何か増収できるようなそういう計画というか、そういうものが考えられないのかどうか。この定住自立圏構想はただ単に、都城市の思惑の中で踊らされるような三股町であってはならないと、そういう思いで、何かこれを利用しながらの増収というのを考えられないのか、担当課にお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 定住自立圏については、いろいろと前にお話をしたとおりでございますが、1つには大きく救急医療体制の確保、これで増収につながるということにはなりませんので、もう1つのほうが、都城志布志道路の整備という観点から言えば、やはり、産業の振興とか、あるいはこれを利用したいろいろな定住の関係、そういったことによって、定住することによって税収の増とか、あるいは産業の振興によってその所得の増とか、そういったことはこの中で考えられるべきものかなと。これが1つの事業として、定住自立圏構想の中でやるということではなくて、それがうまく機能した場合、そういった形での目に見えないといいますか、そういった収益とか、そういったものが波及効果としてあるのではないのかなという期待はしております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） しっかりとその辺は話し合いの中で取り組んでいただきたいと思います。

次いきます。この健全化法でございますが、この健全化法はもう1つの趣旨の中では、財政状況を住民に広く知らしめて、理解を得ることが大事だと。先ほど答弁もございました中に、この議会が終わり次第、住民の方にはお知らせするというようなことを答弁をくださったわけですが、ではその件について、どのように住民の方にお知らせをするおつもりなのかお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） この財政健全化比率の住民への公表でございますが、先ほどから議員のおっしゃるように、法律の上で議会への報告、そして住民への周知という形で毎年やる

ことによって住民の目に届くものをする事で、北海道の何町みたいなものを防ぐというのが目的でございまして、これを住民に報告することになっております。それで、昨年から始まりまして、決算の報告については以前からやっていたわけですがけれども、昨年から、それに加えて、財政健全化比率を町の広報誌で、例えば、家庭に例えるところですよとか、どの比率を上回ると危険な赤信号ですよとか、黄色信号ですよという言葉を使いながら、広報誌で広報したところでございます。

それから、その広報誌をやったときからだったと思いますが、町のホームページでいずれも今でも1年間見れる仕組みになっておりますので、ただし、なかなか高齢者の方とか住民の方ではホームページを見られない方もいらっしゃると思いますので、町の広報誌と2本立てで今は広報しているところでございます、今年についても形はちょっと変えるかもしれませんが、広報とそういう二本立てでいこうかなと思っているところでございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 私もよく見ます。この三股広報の中で、こういう形で皆さんにわかりやすく広報してくださっています。ほんくらな私でも理解できるように書いてくださっています。町民の皆さんも、こういう広報を通して、あるいはそういうパソコンとかいろいろなものを通してご理解いただけるかなと思っております。ただ、いろいろ名称が、実質赤字比率とかこういう難しい表現でございますので、その辺を少しわかりやすい形でまた表現していただければありがたいかなと思います。よろしく願いしておきます。

次いきます。新型インフルエンザでございます。

それぞれ、幼稚園、あるいは小・中学校あるいは住民の方への対応ということで、もう既に対策をとってくださることは十分承知いたしました。今回は新型ということで、最初は非常にみんな恐怖心があったわけではありますが、毒性が低いということで、少し安心をいたしたところでございます。その中で、当町も当初予算で新型インフルエンザ対策行動計画策定委員報償費として上げておられました。この行動計画策定なるもの、あるいはこの委員会なるものは実質的にはつくられたのか、あるいは策定委員会とはどなたかが任命されているのかお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいまのご質問で、7月に委員会を発足いたしまして、係のほうで動いております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） こういう策定委員会とか、ああいうのはただ名目上だけにならないように、しっかりと委員会の中で対策をしっかりとっていただきたいと思います。

また、これが蔓延いたしますと、重症ではない患者さんを自宅療養というのが原則になってお

ります。そこで、ひとり暮らしの高齢者の場合は、自宅に帰った場合には、症状が悪化してもだれも見てくれる人がいらないわけですから。その方への対応としては、担当課としては何か考えていらっしゃるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 前の委員会でしたか、委員会でもちょっと話が出たところなのですが、おひとり暮らしの方の状況を今、うちのほうの包括支援センターのほうで台帳に整理しておりまして、災害時の安否確認とか、今回の新型インフルエンザもそうですけれども、全く地域と溶け込んでいらない方につきましては、うちのほうから電話でその日の日常生活を必ず確認するような形をとっておりますので、この前の委員会の中ではもっと地域のほうでそれをしたかどうかというご意見でしたので、さっそく包括支援センターのほうに検討を今、してもらっているところであります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 本当にひとり暮らしという方々はなかなか社会との交わりも少ないとかいうことで、本当にひきこもりされている方もいらっしゃるかと思います。その辺はしっかりと包括支援センター、あるいは民生委員さんでフォローしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

次にまいります。こういうインフルエンザあるいは地震が今ないので幸いですけれども、いつ地震は忘れた頃にやって来るというのも災害、地震であります。そういうときに関して、その対策として、ご存知だと思うのですが、事業継続計画、いわゆるBCPと言われるわけですが、危機管理の手法であります。ご存知だと思います。このBCPと言われている計画に対して、当町は策定されているかどうかお尋ねいたします。

緊急時に重要な業務をどう継続して復旧を進めるか、あらかじめ決めておく危機管理の仕事ということなのです。ですから、例えば、職員の方が、総務企画課の方たちが1人インフルエンザにかかって、知らぬ間にそこに皆さんが2、3人の方がうつって、2、3人一緒に欠勤したと。ではその部署においては、全く機能しなくなるわけなので、そういうための対策と危機管理の手法と書いてあるのですけれども、そういう手法があるのだそうで、ですから手法というか、まだ今まで経験がないとか、皆が大量に欠勤なさるという経験がないといえないのでしょうかけれども、やはり、いろいろな対策は、先手を打ってしなければならないというのがあるわけですから。ですからそういう手法もございますので、ぜひ、今後、もしされていなければ検討をお願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今のは、例えば、インフルエンザであれば、行動計画のほうでそれが入ってくるのではないかなと思っています。ほかの震災とか、そういった形であれば災害対策本部というのがございまして、その中で災害計画の中で防災計画の中でやっていくという形になろうかと思っています。

通常、最近の雨量の関係とか、そういった形でかなり危険が出たというときの話なのですが、災害の予測の段階、あるいは危険が迫っている段階、それから起こった段階、それぞれの段階で、職員の配置、そういったものもその対策本部の中で決定しているところでございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） その災害対策本部というのは当然、しっかりとされてりいる。どこの自治体もしていると思います。しかし、この危機管理の手法というのは、要するに、そのこの部署の中で休み、欠勤という方が出た場合に、ではだれかがフォローしてそのこの部署もちゃんと皆さんに、住民の方に迷惑がかからないような方法として、そういうものをとっておくという意味合いの手法なのです。ですから、これは先ほど言いましたように、いまだかつてない状況ということもありますから、これは新しい手法みたいですから、ただ今後こういう手法もどんどん取り入れていかなければならないというものもあるみたいです。その辺はひとつ検討いただいて、お勉強していただけるとありがたいかなと思っていますので、よろしくお願いしておきます。

これで、私の全部の質問は終わります。

○議長（東村 和往君） ここで2時45分まで本会議を休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第2. 会期延長の件について

○議長（東村 和往君） 一般質問はすべて終了しました。

日程第2、会期延長の件を議題とします。

ここで、議会運営委員長より報告をお願いします。

〔議会運営委員長 大久保 義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保 義直君） 皆さんお疲れさまでございます。それでは議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

昨日の本会議終了後の全員協議会で、執行部より説明のあった国の補正予算事業にかかわる執

行の見直しについて、並びに追加上程される議案第97号「教育委員会委員の任命について」の取り扱いについて、昨日と本日の本会議前に協議いたしました、その結果、採決を急ぐ議案第81号から議案第82号、議案第85号及び議案第94号については、明日、10月1日に採決するとし、追加上程される議案第97号については、委員会付託を省略し、明日全体審議で措置することと決定いたしました。また、議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号及び議案第86号、議案第93号までの22議案については、国の補正予算関連事業の新政権、新大臣の下での見直し判断の検討結果及び執行指示の方向性を見て、採決することとし、会期10月16日までの15日間延長することと決定しました。

次に、これまでの附帯決議、附帯意見について9月25日に協議がなされましたので、その協議結果を報告いたします。

平成21年3月の議案第29号において、平成20年度の一般会計補正予算、これは附帯決議でございます。それでは、これは黒木議員からの決議文でございますが、平成20年度一般会計予算の総務管理費、庁舎管理費、15工事請負費の5,000万円の中に含まれている銀杏の木植栽事業に関する予算は凍結すると。こういうのが附帯決議でございます。そして2番としては、省略しますが、新たな工事請負費や備品購入費等の予算措置を行う場合には、事前に詳細な説明を求める。これが2番目です。それから3番目に、総合文化施設の客席については、揺れ防止対策を早急に講じることと。こういうのが決議文例もございました。

次に、平成21年6月の議案第55号でございますが、国民健康保険税の税収の徴収率の引き上げ。これが附帯意見として述べられております。それから議案第96号で三股町使用料及び手数料の一部を改正する条例の関係でございますが、これは建築確認申請手数料の件でございました。それから議案第59号が三股町一般会計予算（第1号）の意見書でございます。それから今回、9月定例会において一般会計予算ほか流用科目が多いということでございます。

以上申し上げましたが、今後、議会運営委員会の要望といたしましては、附帯意見については執行部においても附帯意見は庁議かあるいは課長会議で十分に検討され、その結果を議員にも報告していただきたい。また、その報告を踏まえて十分な検討をして、前向きに一步でも二歩でも前進して、町民の期待に沿うような努力をしてまいりたいと思っております。執行部の御協力をお願い申し上げます。なお、各委員長から10月16日まで会期延長になっておりますので、その時期に附帯意見の説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わりたいと思います。

○議長（東村 和往君） ここで全員協議会といたします。

午後2時51分休憩

〔全員協議会〕

午後 2 時 53 分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） お諮りします。本定例会の会期は 10 月 1 日までと議決されておりますが、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、採決を急ぐ議案第 81 号から議案第 82 号、議案第 85 号及び議案第 94 号については、明日、10 月 1 日に採決し、議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び議案第 86 号から、議案第 93 号までの 22 議案については、国の補正予算関連事業の新政権、新大臣の下での見直し判断の検討結果及び執行指示の方向性を見て、採決することとし、会期を 10 月 16 日までの 15 日間延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。

よって、採決を急ぐ議案第 81 号から議案第 82 号、議案第 85 号及び議案第 94 号については、明日、10 月 1 日に採決し、議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び議案第 86 号から議案第 93 号までの 22 議案については、国の補正予算関連事業の新政権、新大臣の下での見直し判断の検討結果及び執行指示の方向性を見て、採決することとし、会期を 10 月 16 日までの 15 日間延長することに決しました。

日程第 3. 追加議案第 97 号の取扱いについて

○議長（東村 和往君） 日程第 3、追加議案第 97 号の取扱いについてを議題といたします。

お諮りします。明日追加上程予定の議案第 97 号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、明日委員会付託を省略し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号は委員会付託を省略し、明日全体審議で措置することに決しました。

なお、先ほどの議会運営委員長の報告の中で、会期延長にかかる報告に加え、「附帯決議、委員長報告の中の附帯意見についてその協議結果の報告」がありましたが、執行部におかれましては真摯にその対応方を願います。

暫時、全員協議会といたします。

午後 2 時 57 分休憩

〔全員協議会〕

午後 3 時 00 分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時 00 散会

平成 21 年 第 7 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 21 年 10 月 1 日 (木曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 21 年 10 月 1 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑 (議案第 8 1 号から議案第 8 2 号、議案第 8 5 号及び議案第 9 4 号)
- 日程第 3 討論・採決 (議案第 8 1 号から議案第 8 2 号、議案第 8 5 号及び議案第 9 4 号)
- 日程第 4 議案第 9 7 号上程
- 日程第 5 質疑・討論・採決 (議案第 9 7 号)
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第 7 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑 (議案第 8 1 号から議案第 8 2 号、議案第 8 5 号及び議案第 9 4 号)
- 日程第 3 討論・採決 (議案第 8 1 号から議案第 8 2 号、議案第 8 5 号及び議案第 9 4 号)
- 日程第 4 議案第 9 7 号上程
- 日程第 5 質疑・討論・採決 (議案第 9 7 号)
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第 7 議員派遣の件について
-

出席議員 (11 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

時金を３５万円から３９万円に引き上げるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第８５号「平成２１年度三股町介護保険特別会計補正予算（第２号）」についてです。

平成２０年度の介護保険事業の実績に基づき、国・県及び社会保険診療報酬支払基金にそれぞれ償還金が発生しており、このうち支払基金への償還金３２２万６，０００円につきましては、社会保険診療報酬支払基金より、１０月８日までの振込みを指定されておりますので、本日採決をお願い致します。

本案は、歳入歳出予算の総額１６億７，２５４万１，０００円に、歳入歳出それぞれ５，４６８万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億２，７２２万７，０００円とするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金増額及び平成２０年度の繰越金を補正するものであり、歳出は主なものとして平成２０年度実績に基づき、基金積立金や償還金及び一般会計への繰出金をそれぞれ補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第９４号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結」についてです。

本案は、人口定住のために必要な生活機能を確保するため、中心市と連携してやっていきたいと思いますという意思を持つ周辺市町村が国が示した取り組み事項、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などについて協定を締結し、具体的な取り組みを策定し、本町と都城市が協定するというものです。広域救急医療の充実及び産業の振興を図る生活機能の強化に関わる政策分野、道路などの交通インフラの整備及び雇用創出による、定住促進を図る結びつきやネットワークの強化に関わる政策分野、行政人材の育成及び地域活動人材の育成などを図る圏域マネジメント能力の強化に関わる政策分野と大きく分けて３つの分野について連携して取り組もうとするものです。

審査の経過として、附帯意見として、都城市とは対等な関係で住民の利益と安心のために、言うべきことはきちんと行ってほしいという意見が出されました。そして、協議の進捗状況などありましたときは、報告はその都度行ってほしいという意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算決算委員長より議案第８２号についてお願いします。

一般会計予算決算委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づいて報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第69号、議案第82号の2件であります。本日の委員長報告は、議案第82号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第3号）」の1件のみご報告いたします。

本案は、国・県の補助内示決定及び事業の追加と当初予算で計上できなかった経費について、補正措置をするものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額75億6,155万5,000円に歳入歳出それぞれ3億1,303万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億7,459万3,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものは町税は、町民税において調定に基づく減額分を補正し、地方交付税は、交付金の追加決定によるものであります。繰入金は平成20年度特別会計決算に伴う精算返還金を増額補正し、繰越金の計上により、基金繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものは、民生費については、子育て応援特別手当等を増額補正し、土木費は道路維持補修費等を、教育費については小学校体育館の設計委託料等を増額補正し、諸支出金については、前年度繰越金の2分の1の9,560万2,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。債務負担行為については、第五次三股町総合計画と、第四次国土利用計画策定業務委託料について来年度分を設定するものであります。

次に、審査の過程で附帯意見がつかまりましたので、附帯意見を述べさせていただきます。

今回の補正予算で民生費において、乳幼児すこやか健康管理事業補助金が県から5万2,000円減額された関係で、本町の分も減額されているわけですが、認可外保育園の経営は非常に苦しい中でこれらの予算は、本町の方で何とか手当てしてやればよいのではないかという意見が出ました。あくまでも、社会の宝になっている子どもたちのためという、人情味ある行政であってほしいし、これこそが温かみのある福祉のまちづくりの実現につながっていくのではないかという附帯意見でありました。

当委員会では、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

日程第2. 質疑

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましてはただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき、一人3回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。

質疑はありませんか。指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） １番です。都城市との定住自立圏構想協定の締結について伺いをいたします。

この案は、前回の一般質問だったですかね。国道２２２号線を例にとって、この協定案の中に盛り込むべきであるという趣旨を質問しお願いをしたところです。当初の提案の時の総括質疑でも言いましたけれども、都城市が定住自立圏構想を打ち立てるにあたって、中心市の宣言について三股町と論議が何回なされて、どういう論議であったのかということを委員会の方で聞かれたのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） この件については、まだ三股町としては１回もやっていないということでありました。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 全会一致ということですので、すべての人がなったということだろうと思いますが、この中心市を含めて宣言の中を見てもみると、すべてにおいて中心宣言の中というのは、医師会病院をどうするのだということがあって、医師会病院の移転を主目的とする、そのために２つの市の曾於市、志布志市ですけれども、この医師会病院の中に取り組むために、無理して考えたのではないのかなと、志布志道路について思うのですが、そういうところは委員会として、質問されて結論が出されたのか、お伺いします。

○議長（東村 和往君） 総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） 志布志道路と救急医療体制のことのつながりということ は聞いておりません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（１番 指宿 秋廣君） 最後に、今のこの定住自立圏構想については実際の問題として、これから先、三股町にどれぐらいの財政的負担がかかってくるかもわからない、要するに定住自立圏構想をするために締結をして、都城市と三股町はお互いに責任をおいましょうと、そのために都城市が中心市の宣言をして、この言葉でいうと、リーディングシティということをして、やっていきます。三股町も応分の負担をしてくださいということも出てきていると私は思って危惧してやっていっています。そういう点から言いますと、もう少しそこらへんを論議してほしかったなと思うのですが、この定住自立圏構想の協定についてというところで、委員会からどれほどの資料があって開示されたのか、最後にお聞かせをお願いします。

以上です。

○議長（東村 和往君） 総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） 志布志道路のパンフレットだけです。

○議長（東村 和往君） 他に何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第81号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は、一般会計予算決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論、

採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第94号「都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております、議案第94号について反対の立場から討論をしたいと思います。

もちろん、医師会病院の移転について疑義を挟むものではありません。医師会病院は今、困っているという窮状ですけれども、困っている状態の中で、早急に何らかの手を打たなければならないというのは百も承知しております。問題は医師会病院を移転するというただそれだけで、やるということであれば、何の反対もしないのですが、賛成するのですがこの中にうたってあります、志布志道路それからそれ以後にあります、三股町に対する新たな負担というのを危惧しております。ここに、後から説明があるのでしょうけれども、クリーンセンターの建設事業があります。最初は、「ガス化溶融でやる、広域事業でやる」という事態でした。日にちが経って、都城市がたったら今度は「ガス化溶融はしない、建設は合併特例債でやる」委託方式になったら三股町は幾らお金を支払わなければならないか想像がつかない。今の葬祭場方式のように、都城市と三股町の料金が違う、三股町が高い料金を払わされるということは、容易に想像がつきます。

そういうことから言って、この定住圏自立構想の中に例えば三股町の222号線のバイパス問題等々の記述を盛り込むべきであるという立場から、反対をいたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですので、起立により採決します。議案第94号

は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第97号上程

○議長（東村 和往君） 日程第4、議案第97号上程。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号「教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4号第1項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進・国際化・情報化等の進展とあいまって青少年非行の増大と大きな社会問題化も危惧されております。また、文明と自然との調和を目指して、薫り高い文化を創造し豊かな心と国際社会に適応する教育の推進、並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員の機能と役割は大きなものがございます。前任者の福山陽子氏が9月30日付をもって任期満了となっており、この度、勇退されることとなりました。氏のこの2期8年間の本町の教育振興に対する情熱と御貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表します。教育委員は人格が高潔で教育・学術及び文化に関して執権を有するものの選任が望ましく、また先に町教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により委員の年齢・性別・職業等に偏りが生じないように改良するとともに、委員のうちに保護者（識見を行うもの及び未成年後継人を言う）であるものが含まれるようにしなければならなくなったことから、後任者として始終検討の結果佐澤美雪氏を最適任者であると考え、ここにご提案を申し上げるところでございます。

以上、本議案につきましてその提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意下さるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 補足説明があれば許可します。

日程第5. 質疑・討論・採決（議案第97号）

○議長（東村 和往君） 日程第5、質疑・討論・採決を行います。

議案第97号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は会議規則第81条第1項の規定により、単記無記名による投票で行います。投票の方法については、会議規則第84条の規定により第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで、念のために申し上げておきます。これから、投票用紙を配布致しますが、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対と記載し、投票をお願いします。それでは議場の閉鎖を命じます。投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

○議長（東村 和往君） ただいまの出席議員は、10名であります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 配布漏れなしと認めます。ここで、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（東村 和往君） 異常なしと認めます。投票にあたっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、指宿君より順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（東村 和往君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、5番重久君、7番池田さんを指名します。

なお、開票事務は、事務局職員が行います。

〔開票〕

○議長（東村 和往君） 投票の結果を発表します。投票総数は１０票、この内、有効投票１０票、無効投票０票であります。有効投票の内、賛成９票、反対１票であります。

よって、賛成が多数でありますので、議案第９７号は原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第６．常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（東村 和往君） 日程第６、「常任委員会の閉会中の審査事項について」を議題とします。

総務厚生及び建設文教常任委員長より、議長宛に閉会中に所管事務の調査をしたい旨、申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

お配りしております資料を御覧下さい。まず、総務厚生常任委員会ですが、１０月１０日から２泊３日の日程で、愛知県大口町と長野県箕輪町において、次に建設文教常任委員会ですが、１１月４日から１泊２日の日程で、福岡県大木町において、それぞれの所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。ただいま説明しました調査につきましては、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました、調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第７．議員派遣の件について

○議長（東村 和往君） 日程第７、「議員派遣の件について」を議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、県町村議会議員大会、全国町村議会議長大会、市町村議会議員短期研修にそれぞれ議員を派遣することににご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前 10 時 37 分休憩

〔全員協議会〕

午前 11 時 32 分再開

○議長（東村 和往君） 休憩以前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（東村 和往君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前 11 時 32 分散会

平成 21 年 第 7 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 6 日）

平成 21 年 10 月 16 日（金曜日）

議事日程（第 6 号）

平成 21 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分開会

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び
議案第 86 号から議案第 93 号）

日程第 3 討論・採決（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84
号及び議案第 86 号から議案第 93 号）

本日の会議に付した事件

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び
議案第 86 号から議案第 93 号）

日程第 3 討論・採決（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84
号及び議案第 86 号から議案第 93 号）

出席議員（11 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	

欠席議員（1 名）

12 番 山領 征男君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 桑畑 和男君

副町長 ----- 木佐貫辰生君

教育長 ----- 田中 久光君

総務企画課長兼町民室長 ----- 渡邊 知昌君

税務財政課長 ----- 原田 順一君

町民保健課長 ----- 重信 和人君

福祉課長 ----- 大脇 哲朗君

産業振興課長 ----- 下沖 常美君

都市整備課長 ----- 中原 昭一君

環境水道課長 ----- 岩松 健一君

教育課長 ----- 野元 祥一君

会計課長 ----- 山元 宏一君

午前 10 時 00 分開議

○議長（東村 和往君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりであります。

追加日程第 1. 委員会審査

○議長（東村 和往君） ここで、議事日程に入る前に議会運営委員長より報告をお願いします。
議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保 義直君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

去る、13日の午後、国の補正予算事業に関わる執行の見直しについて、執行部からの説明を受け審査中の議案の取り扱いについて協議をいたしました。委員会審査は当初の会期日程のとおり、委員会付託され審査されたところですが、時間的経過とともに会期延長の理由となり、国の補正予算関連事業の新政権・新大臣のもとでの見直し判断の検討結果についての状況説明を加味した委員会審査を追加して、実施する必要があることから、本日委員会審査を日程に追加することと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、国の補正予算関連事業の新政権・新大臣のもとでの見直し判断の検討結果についての状況説明を加味した委員会審査を追加して実施する必要があることから、本日委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決しました。

議事日程表、日程第1の前に追加日程第1、委員会審査とご記入下さい。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時03分休憩

〔全員協議会〕

午前10時12分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

それでは、総務厚生、建設文教、各常任委員会におかれましては、ただちに、審査方よろしくお願いします。なお、本会議が再開できる時間になりましたら、連絡いたしますので執行部は待機方お願いします。

それでは、ここで各常任委員会審査の為、本会議を休憩いたします。

午前10時13分休憩

〔委員会審査〕

午後1時00分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（桑畑 和男君） 議案第91号「財産の取得について」でございます。

本案の学校教育用情報映像機器等の内、電子黒板につきましては、国・県から正式に通知が来ているわけではございませんが、国の補正予算見直しの対象になっているとの報道がなされておりまして、電子黒板に対する補助金261万6,000円が交付されないことが心配されているところであります。

しかしながら、電子黒板は平成23年度から開始される小学校英語に対応するため、もともと

導入を検討したものでございます。本町の教育にとって、ぜひとも必要な機材だと考えておりますので、例え補助金が交付されないことになりましたとしても、町の単独予算523万2,000円で購入する覚悟でございます。

なお、国の第一次補正予算の見直し等に関わる本町への予算執行について、影響がある場合は町村会等を通して、今後、国並びに関係省庁に対して強く要請して参る所存でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

日程第1．常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） それでは、総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第70号、71号、72号、73号、74号、79号、83号、84号、86号、92号、93号の11件であります。以下案件ごとに、説明いたします。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入歳出の決算額と詳細な数字につきましては、ご承知のとおりであり、また内容については決算意見書に詳しく記載されておりますので、省略いたします。

担当課より説明を求め、各委員から質疑を交わしながら、慎重に審査をいたしました。審査の経過で高齢化に伴い医療費が年々増加する傾向にあるので、病気にならないための予防対策、住民検診率を高めることが求められます。これまで検診を地区公民館でやっていた、8地区や9地区などが健管センターで行われるようになって、検診を受けるのに不便になり、受診率が下がる傾向になっております。足の確保や日曜日にも行うなどをして、住民サービスを考える必要もあるのではないかという意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算が2億6,426万5,322円、歳出決算2億6,217万2,405円で差引209万2,917円が翌年度繰越となります。なお、後期高齢者医療制度移行に伴い平成20年3月分の医療費分が含まれております。

歳入は支払交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものです。また、歳出は総務費医療諸費及び諸支出金が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療保険制度は平成20年4月から新しく導入されたものです。平成20年4月から平成21年2月までの医療費に関わる歳入歳出決算となっております。歳入決算額は1億8,899万5,746円、歳出決算額は1億8,419万5,369円、差引480万377円が翌年度繰越となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、国庫支出金、一般会計繰入金です。歳出の主なものは総務費、広域連合納付金、保険事業費が主なものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入決算額は16億7,203万3,245円、歳出決算額は16億2,051万9,631円、差引5,151万3,614円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金となっております。また歳出は、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金が主なものです。なお、介護保険料の普通徴収分は約13%が滞納となっております。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額1,215万7,037円、歳出決算額は992万1,719円、差引223万5,318円となり、同額が翌年度繰越額となります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

ご承知のとおり、本会計は事業収益が発生しないことから人件費などの必要な経費について、一般会計から繰入と今回は病院譲渡に伴う売買代金が経常されております。まず、総収益は、固定資産売却や売却に伴う消費税など、5,831万3,035円です。総支出は固定資産売却損など、7,456万9,067円で当年度1,625万6,032円の損失となっております。

次に、資本金収入であります収入は病院譲渡に伴う、固定資産売却代金など1億520万

3, 183円で、支出は企業債償還金424万6, 648円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額26億1, 849万6, 000円に歳入歳出それぞれ1億1, 443万7, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3, 293万3, 000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税と介護納付金の減額及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金、出産育児一時金補助金の追加補助、平成20年度収支決算に伴う繰越金並びに準備積立金の減額補正であります。歳出は後期高齢者支援金などの増額及び老人保険支出金、介護納付金の減額並びに平成20年度一般会計繰入金を精算するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案84号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9, 178万2, 000円に歳入歳出それぞれ256万9, 000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9, 435万1, 000円とするものです。歳入歳出とも人件費の増減と平成20年度の精算によるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1, 390万3, 000円に歳入歳出それぞれ223万4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 613万7, 000円とするものです。これは平成20年度の決算に伴うもので、歳入で繰越金を補正し、歳出は繰越金を一般会計に繰り出すものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」についての説明です。

本案は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、町内の各公共施設のテレビを地上デジタル対応へ切り替えるものです。指名競争入札により、フクナガナショナルから46台408万9, 855円で取得するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」についてご説明申し上げます。

本案は、消防団機動本部で使用している資機材運搬車が購入から18年経過し、故障が発生していることから、買い換えたいとのことで議会に議決を求めるものです。指名競争入札により、

宮崎ラビットポンプ有限会社から、９８７万円で取得しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会の審査結果についての報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） それでは、建設文教常任委員会に付託された案件は、議案第７５号、７６号、７７号、７８号、８０号、８７号、８８号、８９号、９０号、９１号の計１０件でございます。

委員長報告をする前に、本議会は１０月１日に会期を決めていました。しかし、１５日間延長して本日の１６日までとした理由を執行部は真剣に考えてほしいと思います。本日の委員会に町長の出席を求め、契約案件がもし国庫補助の対象外となった場合の対応の説明を求めました。そのような絶対必要な契約で町の単独でも契約して、執行するとの考えであれば、会期を延長する前の本来の会期中に町長は議会に対して表明すべきであったとまず、指摘をしておきたいと思います。今回国の補正予算に対する県内自治体の契約状況はそのほとんどが準備中で本町は補正予算や契約執行が早すぎ、執行の判断を議会に求めるという本末転倒の事態であります。今後二度とこのような事態に陥らないような方策を強く求めます。

それでは報告をさせていただきます。今議会に提案された、決算の認定等や契約案件はいずれの案件も慎重に審査し、議案第７７号の１件に附帯意見をつけることを条件に全会一致で、可決すべきものと決しました。以下、案件ごとにご説明申し上げます。

議案第７５号「平成２０年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計４,３５６万６,５０５円、歳出合計４,１７２万３,０６９円で、歳入歳出差引額１８４万３,４３６円であります。

歳入の主なものは、施設使用料の１,０８１万７,８７５円、一般会計繰入金の３,１２０万８,０００円であります。歳出の主なものは、工事費請負費の３５０万２,８００円、委託料４８４万２,５３１円及び公債費の元金返済１,３６８万４,６４５円、利子返済の１,２４２万７,４６１円であります。

次に、議案第７６号「平成２０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計３,８２１万６,３７０円、歳出合計３,６５８万６,１６５円で、歳入差引額１６３万２０５円であります。歳入の主なものは施設使用料の９８６万１,８３４円、一般会計繰入金の２,７４４万円であります。歳出の主なものは委託料４７４万１,３８５円及び公債費の

元金返済1,368万4,645円、利子返済の1,242万7,461円であります。

次に、議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計3億8,354万7,355円、歳出合計3億8,308万2,270円で歳入歳出額46万5,085円であります。歳入の主なものは施設使用料1,620万1,677円、国庫補助金1億1,700万円、一般会計繰入金の9,217万9,000円、町債1億3,260万円であります。歳出の主なものは、総務管理費の委託料851万6,246円、負担金補助及び交付金760万7,379円、事業費の委託料金4,275万800円、工事請負費2億1,712万7,671円、公債費の元金返済4,353万2,362円、利子返済の3,162万3,184円あります。

この案件は、審査の過程において建設文教委員会の全会一致で、次のような附帯意見を付すことになりましたので、町長は議会の意見を真摯に受けて止めかつ、迅速・適切な対応をお願いします。現在計画のとおり、公共下水道の拡張事業を行うと今後の町政執行に重大な悪影響を及ぼすと懸念されるので、事態の中止・延期を含めた計画全体の見直しや、町が直接点検整備を行うことによる町営の合併浄化槽設置事業を検討するなど、生活雑排水の処理のための施策を全体的に見直すべきであるとの意見を付しておきます。

議案第80号「平成20年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」であります。収入4億540万2,504円、支出3億1,551万8,547円です。収益的収入の主なものは、給水収益の水道料3億4,518万3,991円、水道加入金が1,436万5,000円、簡易水道営業外収益の他会計負担金で1,289万8,858円などあります。

収益的支出の主なものは、原水及び浄水費では動力費の1,928万3,215円、排水及び給水費では修繕費の1,552万5,331円、業務費では委託料の1,249万9,746円、原価償却費の1億1,875万1,639円あります。また営業外費用では、企業債利息の4,623万6,644円などあります。

資本的収入の主なものは、簡易水道企業債の1億630万円、簡易水道補助金の7,086万8,000円などあります。資本的支出の主なものは建設改良費の建設費3,201万6,500円、簡易水道費1億8,648万2,612円及び企業債償還金の8,961万8,720円などあります。また、本年度の純利益8,215万3,299円と前年度繰越利益剰余金45万6,749円の合計額8,261万48円については、減債積立金へ4,000万円、建設改良積立金へ4,200万円積立て、残金の61万48円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、議案第87号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」の購入についてであります。

本案は、一般廃棄物最終処分場で現在使用しているコンパクターが老朽化しているため、買い替えるための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、コマツ宮崎株式会社とキャタピラー九州株式会社宮崎支店など2社に決定し、指名競争入札の結果、1,890万円でコマツ宮崎株式会社が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターで使用している自動食缶洗浄機が老朽化しているため、買い換える議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、2,040万1,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第89号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターでの安全な給食のため、新しく買い足すための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、702万4,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく学校教育用パソコン101台、公務用パソコン171台及び周辺機器を購入しようとするものであります。機種決定にあたり学校情報通信技術環境整備事業実施検討委員会では、12社を指名業者としましたが4社が辞退して8社で参加した指名競争入札の結果、2,775万1,500円でNECパーソナルシステム南九州株式会社宮崎営業所が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく普通教室にて設置するためのデジタル101台、各学校1台設置するための電子黒板7台を購入しようとするものであります。学校情報通信技術環境整備事

業実施検討委員会では14社を指名業者としましたが9社が辞退して5社が参加した指名競争入札の結果、3,253万5,300円で株式会社システムナインが最低価格のため、議会の議決に付すべきすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、建設文教常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算決算常任委員長よりお願いします。

〔一般会計予算決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（山中 則夫君） それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第69号、第82号の2件であります。議案第82号については、報告済みですので、議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額88億8,573万2,362円、歳出決算額85億1,353万965円で差引額、3億7,220万1,397円です。なお、繰越明許費の1億8,099万8,961円を差引、翌年度繰越額1億9,120万2,436円となっております。詳細については、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

審査の経過の中で、附帯意見として2項目がありました。

まず、税等の滞納対策についてであります。決算審査の過程で事前に滞納状況を求めて、それぞれ各課から資料提出があり説明を受けましたが、平成19年度の決算審査の中で滞納対策については、さらに積極的に取り組み払えるのに払わない悪質な案件については、法的手段も視野に入れ正直者が馬鹿をみない、公平・公正な行政運営を強く要望しておりました。平成20年度職員、徴収員と各位の努力によって成果を上げた箇所もありますが、関係課との連携が不十分な箇所も見受けられ、今以上に対策を強化し、苦しい中でもまじめに責任義務を果たしている町民の信頼にこたえるよう、町長の指導力のもと職員一丸となって、滞納対策に取り組まれるよう、強く求めるものであります。

次に、予算執行の流用についてであります。流用については、地方自治法220条で予算執行上の処理として認められており、決算の中でも、各課において流用が行われていますが、流用を行うに当たっては、ややもすれば予算額があればさしたる執行の当てがないにもかかわらず、これをすべて使うがごとき観念を植え付けることのないよう、十分に留意した上で執行されるべきであります。また、流用された項目に対しては議会の定例会ごとに報告を求めるものであります。

以上、附帯意見2件は全会一致の意見であり執行部も軽視することなく、善処方を求めるものであります。

以上、当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

**日程第2. 質疑（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号及び
議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましてはただ今の常任委員長の報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき、一人3回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

**日程第3. 討論・採決（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号
及び議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、一般会計予算決算常任委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

平成20年度は後期高齢者医療制度ができ、そのために支援金加わり、昨年度より一世帯4万円あまりの増額、1人あたり3万640円の増額となり、ますます高く払えない保険料ということで、前年度よりも滞納額も2,300万円も増えております。国民健康保険税の減額を求めて交付金の増額を国に要請して欲しいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第70号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

議案第76号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、総務厚生委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第８０号「平成２０年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８０号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第８３号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８３号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

議案第８４号「平成２１年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８４号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

議案第８６号「平成２１年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８６号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

議案第８７号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８７号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８７号は原案のとおり可決されました。

議案第８８号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８８号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８８号は原案のとおり認定されました。

議案第８９号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８９号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

議案第９０号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 私は、政府の方がやるかやらないか凍結するかということが決まっていない段階で、今これを取得するということに対して、まだ時期が早いのではないかと、思います。どうしても子どもたちにとって今必要なものとは考えられませんので、まだ後になってからでもいいのではないかなという気持ちがいたしますので、今の段階では、反対いたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第91号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務厚生委員長長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（東村 和往君） 以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後1時50分休憩

〔全員協議会〕

午後1時58分再開

○議長（東村 和往君） 休憩以前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 上西 祐子

署名議員 山中 則夫

平成 21 年 第 7 回 (定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第 6 日)

平成 21 年 10 月 16 日 (金曜日)

議事日程 (第 6 号)

平成 21 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分開会

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑 (議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び
議案第 86 号から議案第 93 号)

日程第 3 討論・採決 (議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84
号及び議案第 86 号から議案第 93 号)

本日の会議に付した事件

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑 (議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び
議案第 86 号から議案第 93 号)

日程第 3 討論・採決 (議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84
号及び議案第 86 号から議案第 93 号)

出席議員 (11 名)

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	

欠席議員 (1 名)

12 番 山領 征男君

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名			
局長	上村 陽一君	書記	川野 浩君
		書記	山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名			
-----	桑畑 和男君	副町長	----- 木
-----	田中 久光君		
長兼町民室長	-----		----- 渡
長 -----	原田 順一君	町民保健課長	----- 重
-----	大脇 哲朗君	産業振興課長	----- 下
長 -----	中原 昭一君	環境水道課長	----- 岩
-----	野元 祥一君	会計課長	----- 山

午前 10 時 00 分開議

和往君) これより本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布してあるとおりであります。

○議会運営委員長（大久保 義直君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

去る、13日の午後、国の補正予算事業に関わる執行の見直しについて、執行部からの説明を受け審査中の議案の取り扱いについて協議をいたしました。委員会審査は当初の会期日程のとおり、委員会付託され審査されたところですが、時間的経過とともに会期延長の理由となり、国の補正予算関連事業の新政権・新大臣のもとでの見直し判断の検討結果についての状況説明を加味した委員会審査を追加して、実施する必要があることから、本日委員会審査を日程に追加することと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、国の補正予算関連事業の新政権・新大臣のもとでの見直し判断の検討結果についての状況説明を加味した委員会審査を追加して実施する必要があることから、本日委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決しました。

議事日程表、日程第1の前に追加日程第1、委員会審査とご記入下さい。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時03分休憩

〔全員協議会〕

午前10時12分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

それでは、総務厚生、建設文教、各常任委員会におかれましては、ただちに、審査方よろしくお願いします。なお、本会議が再開できる時間になりましたら、連絡いたしますので執行部は待機方お願いします。

それでは、ここで各常任委員会審査の為、本会議を休憩いたします。

午前10時13分休憩

〔委員会審査〕

午後1時00分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（桑畑 和男君） 議案第91号「財産の取得について」でございます。

本案の学校教育用情報映像機器等の内、電子黒板につきましては、国・県から正式に通知が来ているわけではございませんが、国の補正予算見直しの対象になっているとの報道がなされておりまして、電子黒板に対する補助金261万6,000円が交付されないことが心配されているところであります。

しかしながら、電子黒板は平成23年度から開始される小学校英語に対応するため、もともと

導入を検討したものでございます。本町の教育にとって、ぜひとも必要な機材だと考えておりますので、例え補助金が交付されないことになりましたとしても、町の単独予算523万2,000円で購入する覚悟でございます。

なお、国の第一次補正予算の見直し等に関わる本町への予算執行について、影響がある場合は町村会等を通して、今後、国並びに関係省庁に対して強く要請して参る所存でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） それでは、総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第70号、71号、72号、73号、74号、79号、83号、84号、86号、92号、93号の11件であります。以下案件ごとに、説明いたします。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入歳出の決算額と詳細な数字につきましては、ご承知のとおりであり、また内容については決算意見書に詳しく記載されておりますので、省略いたします。

担当課より説明を求め、各委員から質疑を交わしながら、慎重に審査をいたしました。審査の経過で高齢化に伴い医療費が年々増加する傾向にあるので、病気にならないための予防対策、住民検診率を高めることが求められます。これまで検診を地区公民館でやっていた、8地区や9地区などが健管センターで行われるようになって、検診を受けるのに不便になり、受診率が下がる傾向になっております。足の確保や日曜日にも行うなどをして、住民サービスを考える必要もあるのではないかという意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算が2億6,426万5,322円、歳出決算2億6,217万2,405円で差引209万2,917円が翌年度繰越となります。なお、後期高齢者医療制度移行に伴い平成20年3月分の医療費分が含まれております。

歳入は支払交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものです。また、歳出は総務費医療諸費及び諸支出金が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療保険制度は平成20年4月から新しく導入されたものです。平成20年4月から平成21年2月までの医療費に関わる歳入歳出決算となっております。歳入決算額は1億8,899万5,746円、歳出決算額は1億8,419万5,369円、差引480万377円が翌年度繰越となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、国庫支出金、一般会計繰入金です。歳出の主なものは総務費、広域連合納付金、保険事業費が主なものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入決算額は16億7,203万3,245円、歳出決算額は16億2,051万9,631円、差引5,151万3,614円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金となっております。また歳出は、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金が主なものです。なお、介護保険料の普通徴収分は約13%が滞納となっております。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額1,215万7,037円、歳出決算額は992万1,719円、差引223万5,318円となり、同額が翌年度繰越額となります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

ご承知のとおり、本会計は事業収益が発生しないことから人件費などの必要な経費について、一般会計から繰入と今回は病院譲渡に伴う売買代金が経常されております。まず、総収益は、固定資産売却や売却に伴う消費税など、5,831万3,035円です。総支出は固定資産売却損など、7,456万9,067円で当年度1,625万6,032円の損失となっております。

次に、資本金収入であります収入は病院譲渡に伴う、固定資産売却代金など1億520万

3, 183円で、支出は企業債償還金424万6, 648円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額26億1, 849万6, 000円に歳入歳出それぞれ1億1, 443万7, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3, 293万3, 000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税と介護納付金の減額及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金、出産育児一時金補助金の追加補助、平成20年度収支決算に伴う繰越金並びに準備積立金の減額補正であります。歳出は後期高齢者支援金などの増額及び老人保険支出金、介護納付金の減額並びに平成20年度一般会計繰入金を精算するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案84号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9, 178万2, 000円に歳入歳出それぞれ256万9, 000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9, 435万1, 000円とするものです。歳入歳出とも人件費の増減と平成20年度の精算によるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1, 390万3, 000円に歳入歳出それぞれ223万4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 613万7, 000円とするものです。これは平成20年度の決算に伴うもので、歳入で繰越金を補正し、歳出は繰越金を一般会計に繰り出すものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」についての説明です。

本案は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、町内の各公共施設のテレビを地上デジタル対応へ切り替えるものです。指名競争入札により、フクナガナショナルから46台408万9, 855円で取得するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」についてご説明申し上げます。

本案は、消防団機動本部で使用している資機材運搬車が購入から18年経過し、故障が発生していることから、買い換えたいとのことで議会に議決を求めるものです。指名競争入札により、

宮崎ラビットポンプ有限会社から、９８７万円で取得しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会の審査結果についての報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） それでは、建設文教常任委員会に付託された案件は、議案第７５号、７６号、７７号、７８号、８０号、８７号、８８号、８９号、９０号、９１号の計１０件でございます。

委員長報告をする前に、本議会は１０月１日に会期を決めていました。しかし、１５日間延長して本日の１６日までとした理由を執行部は真剣に考えてほしいと思います。本日の委員会に町長の出席を求め、契約案件がもし国庫補助の対象外となった場合の対応の説明を求めました。そのような絶対必要な契約で町の単独でも契約して、執行するとの考えであれば、会期を延長する前の本来の会期中に町長は議会に対して表明すべきであったとまず、指摘をしておきたいと思います。今回国の補正予算に対する県内自治体の契約状況はそのほとんどが準備中で本町は補正予算や契約執行が早すぎ、執行の判断を議会に求めるという本末転倒の事態であります。今後二度とこのような事態に陥らないような方策を強く求めます。

それでは報告をさせていただきます。今議会に提案された、決算の認定等や契約案件はいずれの案件も慎重に審査し、議案第７７号の１件に附帯意見をつけることを条件に全会一致で、可決すべきものと決しました。以下、案件ごとにご説明申し上げます。

議案第７５号「平成２０年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計４,３５６万６,５０５円、歳出合計４,１７２万３,０６９円で、歳入歳出差引額１８４万３,４３６円であります。

歳入の主なものは、施設使用料の１,０８１万７,８７５円、一般会計繰入金の３,１２０万８,０００円であります。歳出の主なものは、工事費請負費の３５０万２,８００円、委託料４８４万２,５３１円及び公債費の元金返済１,３６８万４,６４５円、利子返済の１,２４２万７,４６１円であります。

次に、議案第７６号「平成２０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計３,８２１万６,３７０円、歳出合計３,６５８万６,１６５円で、歳入差引額１６３万２０５円であります。歳入の主なものは施設使用料の９８６万１,８３４円、一般会計繰入金の２,７４４万円であります。歳出の主なものは委託料４７４万１,３８５円及び公債費の

元金返済1,368万4,645円、利子返済の1,242万7,461円であります。

次に、議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計3億8,354万7,355円、歳出合計3億8,308万2,270円で歳入歳出額46万5,085円であります。歳入の主なものは施設使用料1,620万1,677円、国庫補助金1億1,700万円、一般会計繰入金の9,217万9,000円、町債1億3,260万円であります。歳出の主なものは、総務管理費の委託料851万6,246円、負担金補助及び交付金760万7,379円、事業費の委託料金4,275万800円、工事請負費2億1,712万7,671円、公債費の元金返済4,353万2,362円、利子返済の3,162万3,184円あります。

この案件は、審査の過程において建設文教委員会の全会一致で、次のような附帯意見を付すことになりましたので、町長は議会の意見を真摯に受けて止めかつ、迅速・適切な対応をお願いします。現在計画のとおり、公共下水道の拡張事業を行うと今後の町政執行に重大な悪影響を及ぼすと懸念されるので、事態の中止・延期を含めた計画全体の見直しや、町が直接点検整備を行うことによる町営の合併浄化槽設置事業を検討するなど、生活雑排水の処理のための施策を全体的に見直すべきであるとの意見を付しておきます。

議案第80号「平成20年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」であります。収入4億540万2,504円、支出3億1,551万8,547円です。収益的収入の主なものは、給水収益の水道料3億4,518万3,991円、水道加入金が1,436万5,000円、簡易水道営業外収益の他会計負担金で1,289万8,858円などあります。

収益的支出の主なものは、原水及び浄水費では動力費の1,928万3,215円、排水及び給水費では修繕費の1,552万5,331円、業務費では委託料の1,249万9,746円、原価償却費の1億1,875万1,639円あります。また営業外費用では、企業債利息の4,623万6,644円などあります。

資本的収入の主なものは、簡易水道企業債の1億630万円、簡易水道補助金の7,086万8,000円などあります。資本的支出の主なものは建設改良費の建設費3,201万6,500円、簡易水道費1億8,648万2,612円及び企業債償還金の8,961万8,720円などあります。また、本年度の純利益8,215万3,299円と前年度繰越利益剰余金45万6,749円の合計額8,261万48円については、減債積立金へ4,000万円、建設改良積立金へ4,200万円積立て、残金の61万48円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、議案第87号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」の購入についてであります。

本案は、一般廃棄物最終処分場で現在使用しているコンパクターが老朽化しているため、買い替えるための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、コマツ宮崎株式会社とキャタピラー九州株式会社宮崎支店など2社に決定し、指名競争入札の結果、1,890万円でコマツ宮崎株式会社が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターで使用している自動食缶洗浄機が老朽化しているため、買い換える議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、2,040万1,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第89号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターでの安全な給食のため、新しく買い足すための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、702万4,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく学校教育用パソコン101台、公務用パソコン171台及び周辺機器を購入しようとするものであります。機種決定にあたり学校情報通信技術環境整備事業実施検討委員会では、12社を指名業者としましたが4社が辞退して8社で参加した指名競争入札の結果、2,775万1,500円でNECパーソナルシステム南九州株式会社宮崎営業所が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく普通教室にて設置するためのデジタル101台、各学校1台設置するための電子黒板7台を購入しようとするものであります。学校情報通信技術環境整備事

業実施検討委員会では14社を指名業者としましたが9社が辞退して5社が参加した指名競争入札の結果、3,253万5,300円で株式会社システムナインが最低価格のため、議会の議決に付すべきすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、建設文教常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算決算常任委員長よりお願いします。

〔一般会計予算決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（山中 則夫君） それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第69号、第82号の2件であります。議案第82号については、報告済みですので、議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額88億8,573万2,362円、歳出決算額85億1,353万965円で差引額、3億7,220万1,397円です。なお、繰越明許費の1億8,099万8,961円を差引、翌年度繰越額1億9,120万2,436円となっております。詳細については、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

審査の経過の中で、附帯意見として2項目がありました。

まず、税等の滞納対策についてであります。決算審査の過程で事前に滞納状況を求めて、それぞれ各課から資料提出があり説明を受けましたが、平成19年度の決算審査の中で滞納対策については、さらに積極的に取り組み払えるのに払わない悪質な案件については、法的手段も視野に入れ正直者が馬鹿をみない、公平・公正な行政運営を強く要望しておりました。平成20年度職員、徴収員と各位の努力によって成果を上げた箇所もありますが、関係課との連携が不十分な箇所も見受けられ、今以上に対策を強化し、苦しい中でもまじめに責任義務を果たしている町民の信頼にこたえるよう、町長の指導力のもと職員一丸となって、滞納対策に取り組まれるよう、強く求めるものであります。

次に、予算執行の流用についてであります。流用については、地方自治法220条で予算執行上の処理として認められており、決算の中でも、各課において流用が行われていますが、流用を行うに当たっては、ややもすれば予算額があればさしたる執行の当てがないにもかかわらず、これをすべて使うがごとき観念を植え付けることのないよう、十分に留意した上で執行されるべきであります。また、流用された項目に対しては議会の定例会ごとに報告を求めるものであります。

以上、附帯意見2件は全会一致の意見であり執行部も軽視することなく、善処方を求めるものであります。

以上、当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

**日程第2. 質疑（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号及び
議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましてはただ今の常任委員長の報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき、一人3回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

**日程第3. 討論・採決（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号
及び議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、一般会計予算決算常任委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

平成20年度は後期高齢者医療制度ができ、そのために支援金加わり、昨年度より一世帯4万円あまりの増額、1人あたり3万640円の増額となり、ますます高く払えない保険料ということで、前年度よりも滞納額も2,300万円も増えております。国民健康保険税の減額を求めて交付金の増額を国に要請して欲しいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第70号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

議案第76号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、総務厚生委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第８０号「平成２０年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８０号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第８３号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８３号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

議案第８４号「平成２１年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８４号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

議案第８６号「平成２１年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８６号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

議案第８７号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８７号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８７号は原案のとおり可決されました。

議案第８８号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８８号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８８号は原案のとおり認定されました。

議案第８９号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８９号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

議案第９０号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 私は、政府の方がやるかやらないか凍結するかということが決まっていない段階で、今これを取得するということに対して、まだ時期が早いのではないかと、思います。どうしても子どもたちにとって今必要なものとは考えられませんので、まだ後になってからでもいいのではないかなという気持ちがいたしますので、今の段階では、反対いたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第91号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務厚生委員長長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（東村 和往君） 以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後1時50分休憩

〔全員協議会〕

午後1時58分再開

○議長（東村 和往君） 休憩以前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 上西 祐子

署名議員 山中 則夫

平成 21 年 第 7 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 6 日）

平成 21 年 10 月 16 日（金曜日）

議事日程（第 6 号）

平成 21 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分開会

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑（議案第 6 9 号から議案第 8 0 号、議案第 8 3 号から議案第 8 4 号及び
議案第 8 6 号から議案第 9 3 号）

日程第 3 討論・採決（議案第 6 9 号から議案第 8 0 号、議案第 8 3 号から議案第 8 4
号及び議案第 8 6 号から議案第 9 3 号）

本日の会議に付した事件

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑（議案第 6 9 号から議案第 8 0 号、議案第 8 3 号から議案第 8 4 号及び
議案第 8 6 号から議案第 9 3 号）

日程第 3 討論・採決（議案第 6 9 号から議案第 8 0 号、議案第 8 3 号から議案第 8 4
号及び議案第 8 6 号から議案第 9 3 号）

出席議員（11 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	

欠席議員（1 名）

12 番 山領 征男君

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	上村	陽一君	書記	川野	浩君
			書記	山田	直美君

説明のため出席した者の職氏名				
-----	桑畑	和男君	副町長	----- 木
-----	田中	久光君		
長兼町民室長	-----			----- 渡
長	-----	原田 順一君	町民保健課長	----- 重
-----	大脇	哲朗君	産業振興課長	----- 下
長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	----- 岩
-----	野元	祥一君	会計課長	----- 山

午前 10 時 00 分開議

和往君) これより本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布してあるとおりであります。

○議会運営委員長（大久保 義直君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

去る、13日の午後、国の補正予算事業に関わる執行の見直しについて、執行部からの説明を受け審査中の議案の取り扱いについて協議をいたしました。委員会審査は当初の会期日程のとおり、委員会付託され審査されたところですが、時間的経過とともに会期延長の理由となり、国の補正予算関連事業の新政権・新大臣のもとでの見直し判断の検討結果についての状況説明を加味した委員会審査を追加して、実施する必要があることから、本日委員会審査を日程に追加することと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、国の補正予算関連事業の新政権・新大臣のもとでの見直し判断の検討結果についての状況説明を加味した委員会審査を追加して実施する必要があることから、本日委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決しました。

議事日程表、日程第1の前に追加日程第1、委員会審査とご記入下さい。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時03分休憩

〔全員協議会〕

午前10時12分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

それでは、総務厚生、建設文教、各常任委員会におかれましては、ただちに、審査方よろしくお願いします。なお、本会議が再開できる時間になりましたら、連絡いたしますので執行部は待機方お願いします。

それでは、ここで各常任委員会審査の為、本会議を休憩いたします。

午前10時13分休憩

〔委員会審査〕

午後1時00分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（桑畑 和男君） 議案第91号「財産の取得について」でございます。

本案の学校教育用情報映像機器等の内、電子黒板につきましては、国・県から正式に通知が来ているわけではございませんが、国の補正予算見直しの対象になっているとの報道がなされておりまして、電子黒板に対する補助金261万6,000円が交付されないことが心配されているところであります。

しかしながら、電子黒板は平成23年度から開始される小学校英語に対応するため、もともと

導入を検討したものでございます。本町の教育にとって、ぜひとも必要な機材だと考えておりますので、例え補助金が交付されないことになりましたとしても、町の単独予算523万2,000円で購入する覚悟でございます。

なお、国の第一次補正予算の見直し等に関わる本町への予算執行について、影響がある場合は町村会等を通して、今後、国並びに関係省庁に対して強く要請して参る所存でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） それでは、総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第70号、71号、72号、73号、74号、79号、83号、84号、86号、92号、93号の11件であります。以下案件ごとに、説明いたします。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入歳出の決算額と詳細な数字につきましては、ご承知のとおりであり、また内容については決算意見書に詳しく記載されておりますので、省略いたします。

担当課より説明を求め、各委員から質疑を交わしながら、慎重に審査をいたしました。審査の経過で高齢化に伴い医療費が年々増加する傾向にあるので、病気にならないための予防対策、住民検診率を高めることが求められます。これまで検診を地区公民館でやっていた、8地区や9地区などが健管センターで行われるようになって、検診を受けるのに不便になり、受診率が下がる傾向になっております。足の確保や日曜日にも行うなどをして、住民サービスを考える必要もあるのではないかという意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算が2億6,426万5,322円、歳出決算2億6,217万2,405円で差引209万2,917円が翌年度繰越となります。なお、後期高齢者医療制度移行に伴い平成20年3月分の医療費分が含まれております。

歳入は支払交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものです。また、歳出は総務費医療諸費及び諸支出金が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療保険制度は平成20年4月から新しく導入されたものです。平成20年4月から平成21年2月までの医療費に関わる歳入歳出決算となっております。歳入決算額は1億8,899万5,746円、歳出決算額は1億8,419万5,369円、差引480万377円が翌年度繰越となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、国庫支出金、一般会計繰入金です。歳出の主なものは総務費、広域連合納付金、保険事業費が主なものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入決算額は16億7,203万3,245円、歳出決算額は16億2,051万9,631円、差引5,151万3,614円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金となっております。また歳出は、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金が主なものです。なお、介護保険料の普通徴収分は約13%が滞納となっております。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額1,215万7,037円、歳出決算額は992万1,719円、差引223万5,318円となり、同額が翌年度繰越額となります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

ご承知のとおり、本会計は事業収益が発生しないことから人件費などの必要な経費について、一般会計から繰入と今回は病院譲渡に伴う売買代金が経常されております。まず、総収益は、固定資産売却や売却に伴う消費税など、5,831万3,035円です。総支出は固定資産売却損など、7,456万9,067円で当年度1,625万6,032円の損失となっております。

次に、資本金収入であります収入は病院譲渡に伴う、固定資産売却代金など1億520万

3, 183円で、支出は企業債償還金424万6, 648円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額26億1, 849万6, 000円に歳入歳出それぞれ1億1, 443万7, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3, 293万3, 000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税と介護納付金の減額及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金、出産育児一時金補助金の追加補助、平成20年度収支決算に伴う繰越金並びに準備積立金の減額補正であります。歳出は後期高齢者支援金などの増額及び老人保険支出金、介護納付金の減額並びに平成20年度一般会計繰入金を精算するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案84号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9, 178万2, 000円に歳入歳出それぞれ256万9, 000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9, 435万1, 000円とするものです。歳入歳出とも人件費の増減と平成20年度の精算によるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1, 390万3, 000円に歳入歳出それぞれ223万4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 613万7, 000円とするものです。これは平成20年度の決算に伴うもので、歳入で繰越金を補正し、歳出は繰越金を一般会計に繰り出すものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」についての説明です。

本案は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、町内の各公共施設のテレビを地上デジタル対応へ切り替えるものです。指名競争入札により、フクナガナショナルから46台408万9, 855円で取得するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」についてご説明申し上げます。

本案は、消防団機動本部で使用している資機材運搬車が購入から18年経過し、故障が発生していることから、買い換えたいとのことで議会に議決を求めるものです。指名競争入札により、

宮崎ラビットポンプ有限会社から、９８７万円で取得しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会の審査結果についての報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） それでは、建設文教常任委員会に付託された案件は、議案第７５号、７６号、７７号、７８号、８０号、８７号、８８号、８９号、９０号、９１号の計１０件でございます。

委員長報告をする前に、本議会は１０月１日に会期を決めていました。しかし、１５日間延長して本日の１６日までとした理由を執行部は真剣に考えてほしいと思います。本日の委員会に町長の出席を求め、契約案件がもし国庫補助の対象外となった場合の対応の説明を求めました。そのような絶対必要な契約で町の単独でも契約して、執行するとの考えであれば、会期を延長する前の本来の会期中に町長は議会に対して表明すべきであったとまず、指摘をしておきたいと思います。今回国の補正予算に対する県内自治体の契約状況はそのほとんどが準備中で本町は補正予算や契約執行が早すぎ、執行の判断を議会に求めるという本末転倒の事態であります。今後二度とこのような事態に陥らないような方策を強く求めます。

それでは報告をさせていただきます。今議会に提案された、決算の認定等や契約案件はいずれの案件も慎重に審査し、議案第７７号の１件に附帯意見をつけることを条件に全会一致で、可決すべきものと決しました。以下、案件ごとにご説明申し上げます。

議案第７５号「平成２０年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計４,３５６万６,５０５円、歳出合計４,１７２万３,０６９円で、歳入歳出差引額１８４万３,４３６円であります。

歳入の主なものは、施設使用料の１,０８１万７,８７５円、一般会計繰入金の３,１２０万８,０００円であります。歳出の主なものは、工事費請負費の３５０万２,８００円、委託料４８４万２,５３１円及び公債費の元金返済１,３６８万４,６４５円、利子返済の１,２４２万７,４６１円であります。

次に、議案第７６号「平成２０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計３,８２１万６,３７０円、歳出合計３,６５８万６,１６５円で、歳入差引額１６３万２０５円であります。歳入の主なものは施設使用料の９８６万１,８３４円、一般会計繰入金の２,７４４万円であります。歳出の主なものは委託料４７４万１,３８５円及び公債費の

元金返済1,368万4,645円、利子返済の1,242万7,461円であります。

次に、議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計3億8,354万7,355円、歳出合計3億8,308万2,270円で歳入歳出額46万5,085円であります。歳入の主なものは施設使用料1,620万1,677円、国庫補助金1億1,700万円、一般会計繰入金の9,217万9,000円、町債1億3,260万円であります。歳出の主なものは、総務管理費の委託料851万6,246円、負担金補助及び交付金760万7,379円、事業費の委託料金4,275万800円、工事請負費2億1,712万7,671円、公債費の元金返済4,353万2,362円、利子返済の3,162万3,184円であります。

この案件は、審査の過程において建設文教委員会の全会一致で、次のような附帯意見を付すことになりましたので、町長は議会の意見を真摯に受けて止めかつ、迅速・適切な対応をお願いします。現在計画のとおり、公共下水道の拡張事業を行うと今後の町政執行に重大な悪影響を及ぼすと懸念されるので、事態の中止・延期を含めた計画全体の見直しや、町が直接点検整備を行うことによる町営の合併浄化槽設置事業を検討するなど、生活雑排水の処理のための施策を全体的に見直すべきであるとの意見を付しておきます。

議案第80号「平成20年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」であります。収入4億540万2,504円、支出3億1,551万8,547円です。収益的収入の主なものは、給水収益の水道料3億4,518万3,991円、水道加入金が1,436万5,000円、簡易水道営業外収益の他会計負担金で1,289万8,858円などあります。

収益的支出の主なものは、原水及び浄水費では動力費の1,928万3,215円、排水及び給水費では修繕費の1,552万5,331円、業務費では委託料の1,249万9,746円、原価償却費の1億1,875万1,639円あります。また営業外費用では、企業債利息の4,623万6,644円などあります。

資本的収入の主なものは、簡易水道企業債の1億630万円、簡易水道補助金の7,086万8,000円などあります。資本的支出の主なものは建設改良費の建設費3,201万6,500円、簡易水道費1億8,648万2,612円及び企業債償還金の8,961万8,720円などあります。また、本年度の純利益8,215万3,299円と前年度繰越利益剰余金45万6,749円の合計額8,261万48円については、減債積立金へ4,000万円、建設改良積立金へ4,200万円積立て、残金の61万48円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、議案第87号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」の購入についてであります。

本案は、一般廃棄物最終処分場で現在使用しているコンパクターが老朽化しているため、買い替えるための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、コマツ宮崎株式会社とキャタピラー九州株式会社宮崎支店など2社に決定し、指名競争入札の結果、1,890万円でコマツ宮崎株式会社が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターで使用している自動食缶洗浄機が老朽化しているため、買い換える議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、2,040万1,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第89号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターでの安全な給食のため、新しく買い足すための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、702万4,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく学校教育用パソコン101台、公務用パソコン171台及び周辺機器を購入しようとするものであります。機種決定にあたり学校情報通信技術環境整備事業実施検討委員会では、12社を指名業者としましたが4社が辞退して8社で参加した指名競争入札の結果、2,775万1,500円でNECパーソナルシステム南九州株式会社宮崎営業所が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく普通教室にて設置するためのデジタル101台、各学校1台設置するための電子黒板7台を購入しようとするものであります。学校情報通信技術環境整備事

業実施検討委員会では14社を指名業者としましたが9社が辞退して5社が参加した指名競争入札の結果、3,253万5,300円で株式会社システムナインが最低価格のため、議会の議決に付すべきすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、建設文教常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算決算常任委員長よりお願いします。

〔一般会計予算決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（山中 則夫君） それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第69号、第82号の2件であります。議案第82号については、報告済みですので、議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額88億8,573万2,362円、歳出決算額85億1,353万965円で差引額、3億7,220万1,397円です。なお、繰越明許費の1億8,099万8,961円を差引、翌年度繰越額1億9,120万2,436円となっております。詳細については、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

審査の経過の中で、附帯意見として2項目がありました。

まず、税等の滞納対策についてであります。決算審査の過程で事前に滞納状況を求めて、それぞれ各課から資料提出があり説明を受けましたが、平成19年度の決算審査の中で滞納対策については、さらに積極的に取り組み払えるのに払わない悪質な案件については、法的手段も視野に入れ正直者が馬鹿をみない、公平・公正な行政運営を強く要望しておりました。平成20年度職員、徴収員と各位の努力によって成果を上げた箇所もありますが、関係課との連携が不十分な箇所も見受けられ、今以上に対策を強化し、苦しい中でもまじめに責任義務を果たしている町民の信頼にこたえるよう、町長の指導力のもと職員一丸となって、滞納対策に取り組まれるよう、強く求めるものであります。

次に、予算執行の流用についてであります。流用については、地方自治法220条で予算執行上の処理として認められており、決算の中でも、各課において流用が行われていますが、流用を行うに当たっては、ややもすれば予算額があればさしたる執行の当てがないにもかかわらず、これをすべて使うがごとき観念を植え付けることのないよう、十分に留意した上で執行されるべきであります。また、流用された項目に対しては議会の定例会ごとに報告を求めるものであります。

以上、附帯意見2件は全会一致の意見であり執行部も軽視することなく、善処方を求めるものであります。

以上、当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

**日程第2. 質疑（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号及び
議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましてはただ今の常任委員長の報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき、一人3回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

**日程第3. 討論・採決（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号
及び議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、一般会計予算決算常任委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

平成20年度は後期高齢者医療制度ができ、そのために支援金加わり、昨年度より一世帯4万円あまりの増額、1人あたり3万640円の増額となり、ますます高く払えない保険料ということで、前年度よりも滞納額も2,300万円も増えております。国民健康保険税の減額を求めて交付金の増額を国に要請していったらいいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第70号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

議案第76号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第８０号「平成２０年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８０号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第８３号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８３号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

議案第８４号「平成２１年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８４号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

議案第８６号「平成２１年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８６号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

議案第８７号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８７号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８７号は原案のとおり可決されました。

議案第８８号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８８号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８８号は原案のとおり認定されました。

議案第８９号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８９号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

議案第９０号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 私は、政府の方がやるかやらないか凍結するかということが決まっていない段階で、今これを取得するということに対して、まだ時期が早いのではないかと、思います。どうしても子どもたちにとって今必要なものとは考えられませんので、まだ後になってからでもいいのではないかなという気持ちがいたしますので、今の段階では、反対いたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第91号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務厚生委員長長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（東村 和往君） 以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後1時50分休憩

〔全員協議会〕

午後1時58分再開

○議長（東村 和往君） 休憩以前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 上西 祐子

署名議員 山中 則夫

平成 21 年 第 7 回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第 6 日）

平成 21 年 10 月 16 日（金曜日）

議事日程（第 6 号）

平成 21 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分開会

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び
議案第 86 号から議案第 93 号）

日程第 3 討論・採決（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84
号及び議案第 86 号から議案第 93 号）

本日の会議に付した事件

追加日程第 1 委員会審査

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 質疑（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84 号及び
議案第 86 号から議案第 93 号）

日程第 3 討論・採決（議案第 69 号から議案第 80 号、議案第 83 号から議案第 84
号及び議案第 86 号から議案第 93 号）

出席議員（11 名）

1 番 指宿 秋廣君	2 番 財部 一男君
3 番 上西 祐子君	4 番 大久保義直君
5 番 重久 邦仁君	6 番 東村 和往君
7 番 池田 克子君	8 番 原田 重治君
9 番 中石 高男君	10 番 山中 則夫君
11 番 黒木 孝光君	

欠席議員（1 名）

12 番 山領 征男君

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名			
局長	上村 陽一君	書記	川野 浩君
		書記	山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名				
-----	桑畑	和男君	副町長	----- 木
-----	田中	久光君		
長兼町民室長	-----			----- 渡
長	-----	原田 順一君	町民保健課長	----- 重
-----	大脇	哲朗君	産業振興課長	----- 下
長	-----	中原 昭一君	環境水道課長	----- 岩
-----	野元	祥一君	会計課長	----- 山

午前 10 時 00 分開議

和往君) これより本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布してあるとおりであります。

– 152 –

○議長（東村 和往君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、国の補正予算関連事業の新政権・新大臣のもとでの見直し判断の検討結果についての状況説明を加味した委員会審査を追加して実施する必要があることから、本日委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、委員会審査を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決しました。

議事日程表、日程第1の前に追加日程第1、委員会審査とご記入下さい。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時03分休憩

〔全員協議会〕

午前10時12分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

それでは、総務厚生、建設文教、各常任委員会におかれましては、ただちに、審査方よろしくお願ひします。なお、本会議が再開できる時間になりましたら、連絡いたしますので執行部は待機方お願いします。

それでは、ここで各常任委員会審査の為、本会議を休憩いたします。

午前10時13分休憩

〔委員会審査〕

午後1時00分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（桑畑 和男君） 議案第91号「財産の取得について」でございます。

本案の学校教育用情報映像機器等の内、電子黒板につきましては、国・県から正式に通知が来ているわけではございませんが、国の補正予算見直しの対象になっているとの報道がなされておありまして、電子黒板に対する補助金261万6,000円が交付されないことが心配されているところであります。

しかしながら、電子黒板は平成23年度から開始される小学校英語に対応するため、もともと

導入を検討したものでございます。本町の教育にとって、ぜひとも必要な機材だと考えておりますので、例え補助金が交付されないことになりましたとしても、町の単独予算523万2,000円で購入する覚悟でございます。

なお、国の第一次補正予算の見直し等に関わる本町への予算執行について、影響がある場合は町村会等を通して、今後、国並びに関係省庁に対して強く要請して参る所存でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） それでは、総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第70号、71号、72号、73号、74号、79号、83号、84号、86号、92号、93号の11件であります。以下案件ごとに、説明いたします。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入歳出の決算額と詳細な数字につきましては、ご承知のとおりであり、また内容については決算意見書に詳しく記載されておりますので、省略いたします。

担当課より説明を求め、各委員から質疑を交わしながら、慎重に審査をいたしました。審査の経過で高齢化に伴い医療費が年々増加する傾向にあるので、病気にならないための予防対策、住民検診率を高めることが求められます。これまで検診を地区公民館でやっていた、8地区や9地区などが健管センターで行われるようになって、検診を受けるのに不便になり、受診率が下がる傾向になっております。足の確保や日曜日にも行うなどをして、住民サービスを考える必要もあるのではないかという意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算が2億6,426万5,322円、歳出決算2億6,217万2,405円で差引209万2,917円が翌年度繰越となります。なお、後期高齢者医療制度移行に伴い平成20年3月分の医療費分が含まれております。

歳入は支払交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものです。また、歳出は総務費医療諸費及び諸支出金が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療保険制度は平成20年4月から新しく導入されたものです。平成20年4月から平成21年2月までの医療費に関わる歳入歳出決算となっております。歳入決算額は1億8,899万5,746円、歳出決算額は1億8,419万5,369円、差引480万377円が翌年度繰越となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、国庫支出金、一般会計繰入金です。歳出の主なものは総務費、広域連合納付金、保険事業費が主なものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入決算額は16億7,203万3,245円、歳出決算額は16億2,051万9,631円、差引5,151万3,614円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金となっております。また歳出は、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金が主なものです。なお、介護保険料の普通徴収分は約13%が滞納となっております。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額1,215万7,037円、歳出決算額は992万1,719円、差引223万5,318円となり、同額が翌年度繰越額となります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

ご承知のとおり、本会計は事業収益が発生しないことから人件費などの必要な経費について、一般会計から繰入と今回は病院譲渡に伴う売買代金が経常されております。まず、総収益は、固定資産売却や売却に伴う消費税など、5,831万3,035円です。総支出は固定資産売却損など、7,456万9,067円で当年度1,625万6,032円の損失となっております。

次に、資本金収入であります収入は病院譲渡に伴う、固定資産売却代金など1億520万

3, 183円で、支出は企業債償還金424万6, 648円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額26億1, 849万6, 000円に歳入歳出それぞれ1億1, 443万7, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3, 293万3, 000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税と介護納付金の減額及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金、出産育児一時金補助金の追加補助、平成20年度収支決算に伴う繰越金並びに準備積立金の減額補正であります。歳出は後期高齢者支援金などの増額及び老人保険支出金、介護納付金の減額並びに平成20年度一般会計繰入金を精算するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案84号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9, 178万2, 000円に歳入歳出それぞれ256万9, 000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9, 435万1, 000円とするものです。歳入歳出とも人件費の増減と平成20年度の精算によるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号「平成21年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額1, 390万3, 000円に歳入歳出それぞれ223万4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 613万7, 000円とするものです。これは平成20年度の決算に伴うもので、歳入で繰越金を補正し、歳出は繰越金を一般会計に繰り出すものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」についての説明です。

本案は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、町内の各公共施設のテレビを地上デジタル対応へ切り替えるものです。指名競争入札により、フクナガナショナルから46台408万9, 855円で取得するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」についてご説明申し上げます。

本案は、消防団機動本部で使用している資機材運搬車が購入から18年経過し、故障が発生していることから、買い換えたいとのことで議会に議決を求めるものです。指名競争入札により、

宮崎ラビットポンプ有限会社から、９８７万円で取得しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会の審査結果についての報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） それでは、建設文教常任委員会に付託された案件は、議案第７５号、７６号、７７号、７８号、８０号、８７号、８８号、８９号、９０号、９１号の計１０件でございます。

委員長報告をする前に、本議会は１０月１日に会期を決めていました。しかし、１５日間延長して本日の１６日までとした理由を執行部は真剣に考えてほしいと思います。本日の委員会に町長の出席を求め、契約案件がもし国庫補助の対象外となった場合の対応の説明を求めました。そのような絶対必要な契約で町の単独でも契約して、執行するとの考えであれば、会期を延長する前の本来の会期中に町長は議会に対して表明すべきであったとまず、指摘をしておきたいと思います。今回国の補正予算に対する県内自治体の契約状況はそのほとんどが準備中で本町は補正予算や契約執行が早すぎ、執行の判断を議会に求めるという本末転倒の事態であります。今後二度とこのような事態に陥らないような方策を強く求めます。

それでは報告をさせていただきます。今議会に提案された、決算の認定等や契約案件はいずれの案件も慎重に審査し、議案第７７号の１件に附帯意見をつけることを条件に全会一致で、可決すべきものと決しました。以下、案件ごとにご説明申し上げます。

議案第７５号「平成２０年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計４,３５６万６,５０５円、歳出合計４,１７２万３,０６９円で、歳入歳出差引額１８４万３,４３６円であります。

歳入の主なものは、施設使用料の１,０８１万７,８７５円、一般会計繰入金の３,１２０万８,０００円であります。歳出の主なものは、工事費請負費の３５０万２,８００円、委託料４８４万２,５３１円及び公債費の元金返済１,３６８万４,６４５円、利子返済の１,２４２万７,４６１円であります。

次に、議案第７６号「平成２０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計３,８２１万６,３７０円、歳出合計３,６５８万６,１６５円で、歳入差引額１６３万２０５円であります。歳入の主なものは施設使用料の９８６万１,８３４円、一般会計繰入金の２,７４４万円であります。歳出の主なものは委託料４７４万１,３８５円及び公債費の

元金返済1,368万4,645円、利子返済の1,242万7,461円であります。

次に、議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本案は、歳入合計3億8,354万7,355円、歳出合計3億8,308万2,270円で歳入歳出額46万5,085円であります。歳入の主なものは施設使用料1,620万1,677円、国庫補助金1億1,700万円、一般会計繰入金の9,217万9,000円、町債1億3,260万円であります。歳出の主なものは、総務管理費の委託料851万6,246円、負担金補助及び交付金760万7,379円、事業費の委託料金4,275万800円、工事請負費2億1,712万7,671円、公債費の元金返済4,353万2,362円、利子返済の3,162万3,184円あります。

この案件は、審査の過程において建設文教委員会の全会一致で、次のような附帯意見を付すことになりましたので、町長は議会の意見を真摯に受けて止めかつ、迅速・適切な対応をお願いします。現在計画のとおり、公共下水道の拡張事業を行うと今後の町政執行に重大な悪影響を及ぼすと懸念されるので、事態の中止・延期を含めた計画全体の見直しや、町が直接点検整備を行うことによる町営の合併浄化槽設置事業を検討するなど、生活雑排水の処理のための施策を全体的に見直すべきであるとの意見を付しておきます。

議案第80号「平成20年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」であります。収入4億540万2,504円、支出3億1,551万8,547円です。収益的収入の主なものは、給水収益の水道料3億4,518万3,991円、水道加入金が1,436万5,000円、簡易水道営業外収益の他会計負担金で1,289万8,858円などあります。

収益的支出の主なものは、原水及び浄水費では動力費の1,928万3,215円、排水及び給水費では修繕費の1,552万5,331円、業務費では委託料の1,249万9,746円、原価償却費の1億1,875万1,639円あります。また営業外費用では、企業債利息の4,623万6,644円などあります。

資本的収入の主なものは、簡易水道企業債の1億630万円、簡易水道補助金の7,086万8,000円などあります。資本的支出の主なものは建設改良費の建設費3,201万6,500円、簡易水道費1億8,648万2,612円及び企業債償還金の8,961万8,720円などあります。また、本年度の純利益8,215万3,299円と前年度繰越利益剰余金45万6,749円の合計額8,261万48円については、減債積立金へ4,000万円、建設改良積立金へ4,200万円積立て、残金の61万48円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、議案第87号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」の購入についてであります。

本案は、一般廃棄物最終処分場で現在使用しているコンパクターが老朽化しているため、買い替えるための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、コマツ宮崎株式会社とキャタピラー九州株式会社宮崎支店など2社に決定し、指名競争入札の結果、1,890万円でコマツ宮崎株式会社が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターで使用している自動食缶洗浄機が老朽化しているため、買い換える議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、2,040万1,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第89号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」の購入についてであります。

本案は、学校給食センターでの安全な給食のため、新しく買い足すための議案であります。機種決定にあたり選定委員会で協議し、有限会社宮崎中西サービスと有限会社トジキ厨房機器販売との2社に決定し、指名競争入札の結果、702万4,500円で有限会社宮崎中西サービスが最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく学校教育用パソコン101台、公務用パソコン171台及び周辺機器を購入しようとするものであります。機種決定にあたり学校情報通信技術環境整備事業実施検討委員会では、12社を指名業者としましたが4社が辞退して8社で参加した指名競争入札の結果、2,775万1,500円でNECパーソナルシステム南九州株式会社宮崎営業所が最低価格のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」の購入についてであります。

本案は、政府の政策により新しく普通教室にて設置するためのデジタル101台、各学校1台設置するための電子黒板7台を購入しようとするものであります。学校情報通信技術環境整備事

業実施検討委員会では14社を指名業者としましたが9社が辞退して5社が参加した指名競争入札の結果、3,253万5,300円で株式会社システムナインが最低価格のため、議会の議決に付すべきすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、建設文教常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算決算常任委員長よりお願いします。

〔一般会計予算決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（山中 則夫君） それでは、一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第69号、第82号の2件であります。議案第82号については、報告済みですので、議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額88億8,573万2,362円、歳出決算額85億1,353万965円で差引額、3億7,220万1,397円です。なお、繰越明許費の1億8,099万8,961円を差引、翌年度繰越額1億9,120万2,436円となっております。詳細については、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

審査の経過の中で、附帯意見として2項目がありました。

まず、税等の滞納対策についてであります。決算審査の過程で事前に滞納状況を求めて、それぞれ各課から資料提出があり説明を受けましたが、平成19年度の決算審査の中で滞納対策については、さらに積極的に取り組み払えるのに払わない悪質な案件については、法的手段も視野に入れ正直者が馬鹿をみない、公平・公正な行政運営を強く要望しておりました。平成20年度職員、徴収員と各位の努力によって成果を上げた箇所もありますが、関係課との連携が不十分な箇所も見受けられ、今以上に対策を強化し、苦しい中でもまじめに責任義務を果たしている町民の信頼にこたえるよう、町長の指導力のもと職員一丸となって、滞納対策に取り組まれるよう、強く求めるものであります。

次に、予算執行の流用についてであります。流用については、地方自治法220条で予算執行上の処理として認められており、決算の中でも、各課において流用が行われていますが、流用を行うに当たっては、ややもすれば予算額があればさしたる執行の当てがないにもかかわらず、これをすべて使うがごとき観念を植え付けることのないよう、十分に留意した上で執行されるべきであります。また、流用された項目に対しては議会の定例会ごとに報告を求めるものであります。

以上、附帯意見2件は全会一致の意見であり執行部も軽視することなく、善処方を求めるものであります。

以上、当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

**日程第2. 質疑（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号及び
議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましてはただ今の常任委員長の報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき、一人3回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

**日程第3. 討論・採決（議案第69号から議案第80号、議案第83号から議案第84号
及び議案第86号から議案第93号）**

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第69号「平成20年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、一般会計予算決算常任委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 議案第70号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

平成20年度は後期高齢者医療制度ができ、そのために支援金加わり、昨年度より一世帯4万円あまりの増額、1人あたり3万640円の増額となり、ますます高く払えない保険料ということで、前年度よりも滞納額も2,300万円も増えております。国民健康保険税の減額を求めて交付金の増額を国に要請して欲しいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第70号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成20年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

議案第72号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

議案第73号「平成20年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

議案第74号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

議案第76号「平成20年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成20年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成20年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、総務厚生委員長長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第８０号「平成２０年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８０号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第８３号「平成２１年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８３号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

議案第８４号「平成２１年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８４号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

議案第 86 号「平成 21 年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 86 号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

議案第 87 号「財産の取得について（三股町一般廃棄物最終処分場コンパクター）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 87 号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議案第 88 号「財産の取得について（三股町学校給食センター自動食缶洗浄機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８８号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８８号は原案のとおり認定されました。

議案第８９号「財産の取得について（三股町学校給食センター真空冷却機）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第８９号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

議案第９０号「財産の取得について（学校教育用パソコン及び周辺機器）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９０号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「財産の取得について（学校教育用情報映像機器等）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番上西 祐子君） 私は、政府の方がやるかやらないか凍結するかということが決まっていない段階で、今これを取得するということに対して、まだ時期が早いのではないかと、思います。どうしても子どもたちにとって今必要なものとは考えられませんので、まだ後になってからでもいいのではないかなという気持ちがいたしますので、今の段階では、反対いたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第91号は、建設文教委員長長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「財産の取得について（町内各公共施設地上デジタル対応テレビ）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務厚生委員長長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「財産の取得について（三股町消防団機動本部資機材運搬車）」を議題として討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（東村 和往君） 以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後1時50分休憩

〔全員協議会〕

午後1時58分再開

○議長（東村 和往君） 休憩以前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成21年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 上西 祐子

署名議員 山中 則夫

